

平成 23 年度
自己点検・評価報告書



杏林大学

はじめに

本書は、杏林大学自己点検・評価規程に基づき、平成23年度自己点検・評価結果（「理念・目的」及び「教育内容・方法・成果」）と外部評価委員会による評価結果等を取り纏めたものです。

杏林大学は、平成20年度に大学基準協会による認証評価を受審し、大学基準に適合しているものと認定されています。

認証評価制度は、平成23年度より第2サイクルに入ることに伴い、本学では、これまでの自己点検・評価規程を見直し、学外の有識者から構成される外部評価委員会を設置する等、PDCAサイクルが適切に実行され、かつ効果的に機能するための体制を確立しました。

本学の発展のためには適切な自己点検・評価が重要であり、本書もその一環となるものです。

平成25年12月

杏林大学長 跡見 裕

目 次

はじめに

I. 理念・目的

1. 現状の説明

- (1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか……………3
- (2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）
に周知され、社会に公表されているか……………13
- (3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を
行っているか……………15

2. 点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）……………16

3. 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）……………20

II. 教育内容・方法・成果

II-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

- (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか……………25
- (2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか……………32
- (3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学
構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか……………37
- (4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性
について定期的に検証を行っているか……………39

2. 点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）……………42

3. 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）……………45

II-2 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

- (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育
課程を体系的に編成しているか……………48
- (2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供
しているか……………59

2. 点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）……………65

3. 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）……………70

Ⅱ－3 教育方法

1. 現状の説明

- (1) 教育方法および学習指導は適切か74
- (2) シラバスに基づいて授業が展開されているか82
- (3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか85
- (4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・
方法の改善に結びつけているか91

2. 点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）94

3. 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）100

Ⅱ－4 成果

1. 現状の説明

- (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか104
- (2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか108

2. 点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）112

3. 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）115

外部評価委員会による評価結果121

認証評価（平成20年度）における助言に対する改善状況について129

I . 理念・目的

I 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

(1) 大学全体

杏林大学の歴史は、昭和 41(1966) 年に現在の三鷹キャンパスに、臨床検査技師を養成する杏林学園短期大学が設立されたことに始まり、昭和 45(1970) 年には、良き臨床医育成を理念とする、杏林大学医学部が創設された。その後昭和 54(1979) 年八王子キャンパスには、保健学部、昭和 59(1984) 年社会科学部（現在の総合政策学部）、昭和 63(1988) 年外国語学部が相次いで開設され、さらにこの間、医学研究科、保健学研究科、国際協力研究科の大学院 3 研究科が併設されてきた。医学・自然科学・社会科学・人文科学の 4 つの分野にわたる学部・研究科、さらに医学部付属病院、看護専門学校を擁する特色ある総合大学として発展してきた。

その理念・目的は、大学においては、“教育基本法及び学校教育法に則り、かつ建学の精神に基づいて、崇高な人類愛と高度の科学精神を基盤とするすぐれた人材の育成を目的とし、もって広く人類の福祉に貢献することを使命”（杏林大学学則、第 1 章第 1 条）とすることであり、医学部、保健学部、総合政策学部、外国語学部の 4 学部が置かれている。

また杏林大学大学院は、“大学建学の精神に則り、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、優れた研究者及び高度専門職業人を養成することにより、文化の進展に寄与することを目的”（杏林大学大学院学則第 1 章第 2 条）とし、医学研究科、保健学研究科及び国際協力研究科の 3 研究科を設けている。

建学の精神は、「眞・善・美の探究」である。「眞・善・美の探究」を通じて、優れた人格を持ち、人のために尽くすことの出来る国際的な人材を育成することが、本学の教育理念である。眞は眞実・眞理を究めるための学問をすることであり、眞実・眞理に対して謙虚であるとともに、自ら進んで学び、研究することを意味している。善は倫理観を持ったよき人間性・人格を形成することであり、他人に対してやさしく、思いやる心を持った人格を自ら築き上げて、人のために尽くすことである。美は眞理に対し謙虚に学ぶ姿勢を持ち、他人を尊重し、自らの身を持するの厳しく、美しいものを美しいと感じる感性を磨くよう努めれば、自然に美しい立派な風格のある人間に成長していくことを意味している。これらの探求を通じて人間形成を図り、国家と人類社会の興隆と繁栄に役立つ有為な人材を育成することが本学に共通する理念である。

以上のように理念・目的を明確に設定するとともに、大学の理念・目的を達成するために、教員・職員を適切に配置し、教育研究活動に必要な設備等を整え、学部においては 24,000 人、研究科においては 2,000 人を超える有為な人材を輩出してきた。

(2) 医学部

<理念・目的の明確化>

建学の精神「眞・善・美の探究」を通じて、“優れた人格を持ち、人のために尽くすことの出来る国際的な人材を育成すること”が、杏林大学の教育理念である。この理念に基づいて、医学部の教育研究の目的は、杏林大学学則2条の2において、以下のように定められている。

“医学部は、豊かな人間性の涵養と、医学の発展に対応しうる基礎的及び専門的知識の修得と臨床的技能の修練を通じて、良き医師を養成することを目的とする。”

<実績や資源からみた理念・目的の適正性>

この理念・目的を達成するため、医学部では388名の専任教員を擁し、このうち316名は臨床経験と専門的知識を有する教員で占められている。また、72名の教員は生命科学の分野で研究活動を行っている教員である。同時に、医学部に隣接して附属病院が附設され、講義と臨床実習が密接した環境が作られている。また、医師や看護師をはじめとした医療関係者はもとより、患者と接する機会が多く、医学部初年時から臨床の現場を間近に感じることの出来る環境にある。さらに、本学では、保健学部や附属看護学校など同一キャンパス内にあり、他の医療従事者を目指す学生との接点も多い環境にある。

本医学部の開学以来、これまで多くの医師国家試験合格者を輩出し、臨床医として全国各地の医療の現場で活躍している。

これらの実績及び人的・設備的資源を有する医学部は、教育目的を達成する環境を提供している判断できる。

<個性化への対応>

“豊かな人間性の涵養”のため、医学部初年時に、心理学やコミュニケーションスキルに関する講義を設けている。心理学では、患者との人間関係を構築していく上で必要な、深い人間性の理解と自己洞察に基づくコミュニケーションを行うための、自己理解と他者理解、人間関係の理解を目指している。また、コミュニケーションスキルは、患者やその家族との良好な関係を築くためにはもちろんのこと、多くの医療従事者とともにチーム医療を行う上でも不可欠の医療技術の一つであると考えている。

“医学の発展に対応しうる基礎的及び専門的知識の修得”を自ら進めていく能力を身につけるために、1年次および3年次にPBLにチュートリアルのカリキュラムを設けている。これにより、学生が大学入学の早い時期また臨床系の講義を始める前に自ら学ぶ姿勢を身につけることを期待している。

“臨床技能の修練”の場として、附属病院での実習はもちろんのこと、国内の各地の多くのクリニカルクラークシップ受け入れ医療機関と連携して、在学中から医学部附属病院とは異なる環境のもとで、より実際的な医療の現場体験を提供している。

これらのカリキュラムは、他大学の医学部には見られない、本学医学部に特徴的なシステムである。

〈3〉保健学部

＜理念・目的の明確化＞

保健学部の理念・目的は“本学の建学の精神である「眞・善・美」に基づいて保健、医療、看護および福祉の分野で、専門知識と技術を教授し、科学的なもの見方と人に対する思いやりの心を涵養し、将来広い視野から物事をとらえ、人々がより健康に生きることをサポートできる人材を育成することを目的とする”である。この理念と目的に基づき、現代社会が求める専門職業人養成を充実・強化するために、保健学部には属する7学科は以下に示す各学科の理念・目的・教育目標および到達目標を明確に示している。

1) 臨床検査技術学科

保健および医療に携わる者として高い倫理観と、強い使命感を持ち、臨床検査に対する卓越した専門知識と技術、総合的な判断力を持つ人材を育成する。また、新しい検査技術の開発や評価を通じて、臨床検査学の発展に貢献する人材、臨床検査学の分野で指導者になりうる人材、高度先進医療に携わるに十分な能力を身につけた人材の育成を図る。

2) 健康福祉学科

保健、医療および福祉の専門知識と技術をもち、高い倫理観と情熱をもって人の健康と生活の支援を実践する人材を育成する。主として、学校保健領域と社会福祉領域において多角的視野で対応でき、且つ即戦力となりうる養護教諭と社会福祉士の育成を図る。

3) 看護学科

看護学科は、看護を必要とする様々な人々に対して対処できるよう、的確な問題解決能力と技術を持ち、人への思いやりを有し、かつリーダーシップを発揮できる人材を養成することを目的とする。また、生命の尊厳と人権尊重を基盤とし、看護の発展に貢献できる能力の育成、国際社会に貢献できる能力の育成を図る。

4) 臨床工学科

生命維持管理装置の操作運用に関する医用生体工学の分野で、その専門的知識と技術を活かし、医療従事者としての高い倫理観と使命感を持った実践的な臨床工学技士を育成する。また臨床工学技士教育の質向上を目的として、臨床工学分野の発展に寄与する研究者及び開発者の育成を図る。

5) 救急救命学科

救急救命学科は本学の建学の精神である「眞・善・美の探究」に基づいて、救急救命の最前線で求められる、迅速かつ的確な状況判断能力と傷病者の状況観察に基づく適切な処置技術を有する人材を育成する。また、医学、保健学、および看護学を基礎に、救急現場における高度専門職業人として高い倫理観を持ち、社会に貢献できる救急救命士の育成を図る。

6) 理学療法学科

理学療法学科は、本学の教育理念である、「真・善・美の探究」に基づいて、高度専門職業人として高い倫理観を持ち、社会に貢献できる理学療法士の育成を図る。特に、患者や他の医療スタッフとのコミュニケーション能力を備え、医療技術の高度化、専門化に対応できる高い専門的知識と技術を持った人材を育成する。

7) 作業療法学科

作業療法学科は、豊かな人間性と倫理観を備え、心身に障害を持つ人々のQOL（生活の質）の維持・向上を支援するために必要な、科学的根拠に基づいた作業療法に関する幅広い専門知識と技術を身につけた人材を育成することを目的とする。

<実績や資源からみた理念・目的の適正性>

保健学部は7学科で構成され、疾病の診断に必要な臨床検査技術、健康や環境を維持管理するための健康教育や管理技術、救急救命の技術、疾病や障害をもつ方を看護・介護、支援する技術やリハビリテーション技術、医療現場で使われる機器の操作や保守、点検、開発など、多彩な教育を実施している。教育スタッフは、学生約10名に対して専任教員1名と充実しており、特に特別演習や卒業研究では、人間的な接触を重視しながら教育を行なっている。保健学部は、これまで臨床検査技術学科、看護学科、臨床工学科や救急救命学科では多くの国家試験合格者を輩出し、医療スタッフとして全国各地の医療の現場で活躍している。また、最新の機器を揃えた様々な実習室を有し、附属病院をはじめ、多くの病院や施設と実習契約を結んでいる。

これらの実績及び人的・設備的資源を有する保健学部は、教育目的を達成する環境を提供していると判断できる。

<個性化への対応>

保健学部では大都市で学ぶ有利、不利、地方で学ぶ有利、不利は軽減されてきているが、学生にとって大都市の魅力は捨てがたいものと思われる。本学部は都心から程よい距離をおきながらも、大都市の魅力と恵まれた自然の両方を兼ね備えている。勉強にスポーツにと青春を謳歌するのに十分な環境である。

また、どの学科においてもコミュニケーションスキルは重要事項であり、患者やその家族との良好な関係を築くためにはもちろんのこと、多くの医療従事者とともにチーム医療を行う上でも不可欠の医療技術の一つであると考えている。そのために、医療従事者としての意識、チーム医療の重要性を身につけるために1年生前期から心理学、生命倫理学や医学概論を通して医療人としての充実した教育を開始している。

〈4〉総合政策学部

〈理念・目的の明確化〉

総合政策学部は、“本学の建学の精神である「真・善・美の探究」に基づき、政治、経済、法律、行政、経営、会計、環境、福祉からなる広範囲な学問分野を総合的、学際的に学ばせることにより、幅広い視野から問題を多面的に把握し、分析し、そして解決していく能力と、豊かな人間性を備えた人材を育成する”ことを目的としている。

また総合政策学部の教育研究上の目的（人材育成目的）については下記のとおり学則に定めている。（杏林大学 学則 第2条の2第4項）

1) 総合政策学科

総合政策学科は、社会をマクロの視点から捉え、国際政治・経済、法律・行政及び環境・福祉の各専門分野を総合的かつ学際的に学ぶことにより、様々な問題を多面的に把握分析し、実践的に解決するための知識と能力を備えた人材を養成することを目的とする。

2) 企業経営学科

企業経営学科は、企業活動というミクロの視点に立ち、経営及び会計の各専門分野における知識の修得はもとより他の関連分野にも通暁し、企業が求める幅広い知識と実務遂行のための能力、技能を備えた人材を養成することを目的とする。

〈実績や資源からみた理念・目的の適正性〉

この理念・目的を達成するため、総合政策学部では昭和59年に社会科学部として発足以来、今日まで、単に知識を断片的に教育するのではなく、学際性と社会実務を強く意識した教育を行ってきた。すなわち社会の出来事を複数の学問分野から考え、複眼的な視点を養成する教育を行うとともに、教員についても、社会の第一線で活躍する人材を教授として積極的に招いてきた。さらに平成14年の総合政策学部への学部名称変更からは、政策に重点を置き、より実際的な教育を行ってきた。とりわけ平成17年度から新たに取り入れた、専門の異なる複数の教員が担当し、1つの問題について複眼的に考える学際演習は、平成23年度には学部の全教員が担当し、学部の看板科目として育ってきている。

社会科学部・総合政策学部ではこれまでに7000人を超える卒業生を社会に輩出してきたが、彼らはこれらの教育によって学部の理念・目的である、幅広い視野から問題を多面的に把握し、分析し、そして解決していく能力と、豊かな人間性を備えた人材として、企業の第一線で、あるいは公務員になり行政の担い手として活躍している。

したがって、これらの実績及び人的・設備的資源を有する総合政策学部は、教育目的を達成する環境を提供している判断できる。

〈5〉外国語学部

〈理念・目的の明確化〉

外国語学部の学部・各学科の理念・目的は次の通りである。

外国語学部は、外国語の習得を通じて、「言葉」の持つ豊かな創造性とコミュニケーション機能の可能性を追求するとともに、異文化の垣根を越えて相互に理解し共存できる人間性そのものを陶冶し、杏林大学の建学の精神である「眞・善・美の探究」を広く国際的視野のもとに実現することを、その理念・目的とする。

1) 英語学科

英語学科は、異文化の垣根を越えて相互に理解し共存できる人間性そのものを陶冶し、実践的な英語運用能力の開発を通じて、実社会の中で必要な専門的知識を備えた国際的な職業人を養成することを目的とする。

2) 中国語学科

中国語学科は、社会のニーズに対応できる実践的な中国語運用能力を開発し、高度な知見と技能の修得により、日中間の交流を担う、中国語の高度なコミュニケーション能力を具備した人材を養成することを目的とする。

3) 観光交流文化学科

観光交流文化学科は、観光産業の現場における有益な人材を輩出するため、十分な外国語運用能力に基づいたコミュニケーション力を修得した上で、正しい異文化理解、さらには産業の現状把握を通じて「ホスピタリティ」を学習し、実践的に応用できる人材を養成することを目的とする。

さらに、外国語学部は教育目標を次のように定めている。

正しい異文化理解に基づく 21 世紀型世界市民を目指し、実践的かつ高度な外国語運用能力を身につけること、様々なコミュニケーション能力を有し、問題解決能力や社会人を身につけることを教育の目標とする。

〈実績や資源からみた理念・目的の適正性〉

この理念・目的を達成するために、外国語学部では平成 23（2011）年 5 月 1 日現在、48 名の専任教員、98 名の兼任教員が教育に従事している。設置基準上必要専任教員数が 21 名であることを考慮すれば、教育資源としては十全なものとなっている（大学基礎データ 2（表 2）「全学の教員組織」）。

また、昭和 63（1988）年学部創設以来、これまでに外国語学部は 6,000 名以上の卒業生を、公務員、教育、金融、商業、観光、サービス、製造などの各界に輩出してきており、理念・目的に掲げた人材養成を具現してきている。

〈個性化への対応〉

外国語学部は、平成 18（2006）年 4 月に、外国語学科 1 学科制から英語学科、東アジア言語学科、応用コミュニケーション学科の 3 学科制に移行し、平成 22（2010）年 4 月観光

交流文化学科開設、平成 23（2011）年 4 月中国語学科開設を経て現在の 3 学科体制が確立された。観光交流文化学科は応用コミュニケーション学科の観光文化コースが発展拡大したものであり、中国語学科は東アジア言語学科の中国語ビジネスコミュニケーションコースがカリキュラム等を刷新し発展したものである。

学科改編にもかかわらず、外国語学部の理念である「外国語の習得を通じて、「言葉」の持つ豊かな創造性とコミュニケーション機能の可能性を追求するとともに、異文化の垣根を越えて相互に理解し共存できる人間性そのものを陶冶する」という教育的視点は、「実践的な外国語（英語・中国語）運用能力の開発」を基盤として各学科固有の専門知識を具備した人材育成を図るという点において、現在の 3 学科の教育目的にも反映されており、他大学外国語学部にはない杏林大学外国語学部の個性となっている。

外国語学部の中に観光交流文化学科という観光系統の学科が設置されている点も、個性的である。観光交流文化学科の教育目的にも謳っているように、観光産業の現場において活躍する人材となるためには外国語運用能力の修得は必須であり、外国語運用能力開発に英語学科、中国語学科の教育資源を利用できるという大きなメリットがある。一方、英語学科、中国語学科から見れば、学科の専門教育で培った語学能力を活かして観光産業に就職を志す学生が多く存在し、観光交流文化学科の専門科目が容易に履修できる環境は、人材育成の面で大きな相乗効果がある。このように、杏林大学外国語学部の教育理念・目的は、外国語運用能力を活かしてどのように社会貢献するかという人材育成の目的に焦点を絞ったものとなっており、他大学外国語学部にはない個性を有したものである。

外国語学部内の学科の個性化に関しては、英語学科、中国語学科は、その目的において、養成する人材が修得すべき知識・能力を言語によって規定することによって個性化を図っている。一方、観光交流文化学科は、養成する人材が就職する主たる業界を観光分野に焦点を合わせることによって、教育目的を個性化させている。

〈6〉医学研究科

＜理念・目的の明確化＞

杏林大学大学院の目的は、大学院学則に下記のように定められている。

“大学建学の精神に則り、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、優れた研究者及び高度専門職業人を養成することにより、文化の進展に寄与することを目的とする。”

これに基づき、医学研究科の人材の養成その他の教育研究上の目的は、大学院学則 4 条の 2 に下記のように明確に定められている。

“医学研究科は科学的な問題解決能力を備える臨床医、旺盛な創造性を持つ基礎医学・生命科学の研究者、社会医学に貢献する有為な人材豊かな人間性と倫理観・使命感にあふれる医療人の養成を目的とする。”

<実績や資源からみた理念・目的の適正性>

医学研究科開設以来、課程博士 389 名、論文博士 540 名、計 929 名の大学院修了者を輩出している（資料 3）。これらの多くは、指導的役割の臨床医として活躍している。また、それぞれの研究・臨床分野で臨床・研究を行っている教員 267 名が大学院担当教員となっており、特に、医学研究科の教育目的にある“問題解決能力を備える臨床医”を養成すべく、臨床系の教員を厚く配置している。研究支援を行う施設として、電子顕微鏡部門、放射性同位元素部門、フローサイトメトリ部門、蛋白質・核酸解析部門、生体機能実験部門、実験動物施設部門の 6 部門が設けられ、大学院のみならず、大学全体の研究を支援している。これらの部門の様々な機器は常に整備され常時使用可能な状態にあることはもとより、機器の更新や新たな装置の導入も適宜行われている。

<個性化への対応>

これまでの医学系大学院は、次世代の研究者の養成が主たる目的であった。しかし、現代の社会は、“適格な科学的分析能力”、を有する“高度の診療技能を持つ人材”の養成を求めている。これに基づき、本医学研究科では、基礎医学系専攻と臨床医学系専攻で目的を異にしている。基礎医学系では、修了時には卓越した研究成果はもとより、次世代をリード出来る研究素質の習得を目的とし、今日における生命科学の先端的成果の習得、これを基盤としたトップレベルの研究者の養成を目標として掲げている。

臨床医学系では、それぞれの専門分野において高度な学識と技能を有する指導的臨床医の養成が目的であることを明確にしめし、基盤となる診療能力の育成はもとより、科学的思考を習得すべく臨床研究が位置付けられている。

これら医学研究科の目的を実現するために、研究過程において、臨床医学系および基礎医学系のそれぞれに専門分野間で相互に協力しながら指導を進めることができる体制をとっている。

(7) 保健学研究科

<理念・目的の明確化>

保健学研究科は、“真・善・美の探究”という本学建学の精神に則り、保健・医療・看護・福祉の専門分野において、広い視野と豊かな学識を有し、専門性の高い業務を遂行する人材、並びに研究能力を有する人材を養成することを目的とする（杏林大学院学則第 4 条の 2）。

保健学専攻の教育目標は人の健康に影響を及ぼす複雑な状況を非常に広い学際的な立場から科学的に分析し、解決するための専攻であり、医療、保健や福祉といったそれぞれの分野の専門的知識は勿論、より広くより高い視点から対応できる能力を身につけた高度専門職業人および研究者を目指す。看護学専攻においては、博士前期課程で、「がん看護」に関する専門看護師の養成、医療安全管理に関する現場での指導者養成、および急速な高齢

化社会において地域での総合的な調整能力を有する看護師の養成を目指す。後期課程では現代社会の看護・保健の領域における複雑かつ多様な看護ニーズに応えるため、学際的・国際的な視野に立った高度の研究能力とその基盤となる豊かな学識を有した研究者・教育者を養成する。

平成 22 年度の新たな変更点は次に示す 2 点である。

1. 保健学研究科看護学専攻の課程が設置され、博士前期課程に加え、新たに博士後期課程を設置したこと。
2. 看護学専攻博士前期課程が、「がん看護の専門看護師」教育課程として認定されたこと。

<実績や資源からみた理念・目的の適正性>

保健学研究科は開設以来、修士 197 名、課程博士 33 名、論文博士 43 名の計 273 名の大学院修了者を輩出している。これらの多くは、臨床現場で指導的役割の職および教育者として活躍している。また、研究科の教育目的にある“広い視野と豊かな学識を有し、専門性の高い業務を遂行する人材、並びに研究能力を有する人材を養成することを目的とする（杏林大学院学則第 4 条の 2）“を遂行すべく教員 63 名が大学院担当教員となって配置されている。

<個性化への対応>

保健学研究科は、従来、将来の保健学を担う研究者を養成することを目的に掲げて教育してきた。しかし、現代医療のおかれている状況を鑑みこの目的とさらに医療や看護、保健、福祉それぞれの分野の専門的知識とともに、より広くより高い視点から対応できる能力を身に付ける場として位置づけている。これらの学際的知識を現場で実践できる専門家の育成をめざし横断的な教育を行っている。

(8) 国際協力研究科

<理念・目的の明確化>

国際協力研究科は、“「真・善・美の探究」という本学の建学の精神に基づき、国際社会において発生する様々な課題を、法律、政治、経済、文化交流、言語、医療、保健衛生など多くの側面から学際的に把握し、理論的かつ実証的に問題を分析して的確に処理できるような人材を育成し、国際社会に対する支援・協力を推進することを目的”としており、大学院学則において、博士前期課程 4 専攻・博士後期課程 1 専攻にそれぞれの理念・目的を下記の通り定めている。

- 1) 国際開発専攻は、世界諸地域の経済社会の発展に資するための開発及び開発協力のあるべき方法・施策を社会科学諸分野にわたり理論的・実証的に究明するとともに、わが国の政治・経済・経営及び法律税務の各専門領域について考究し、これらを通じて必要な専門知識の修得はもとより関連分野にも通暁し、実務にも対応できる人材の養成を目的とする。

- 2) 国際文化交流専攻は、国際的な視座に基づき日本を中心とする世界諸地域の言語と文化の特質を学術的に研究し、この成果を実践的諸形態に還元するための具体的な方法を考究すると共に、この分野での先導的な高度専門職業人に必要な諸技能を身につけた、我が国の国際協力推進に寄与する人材の養成を目的とする。
- 3) 国際医療協力専攻は、世界諸地域に対する保健医療分野の国際協力に必要な幅広い知識と高度な理論を身に付け、国際社会での実践活動に貢献すると共に、問題解決に向け自立して研究課題を設定し、研究活動の実践によりその成果を活かすことのできる人材の養成を目的とする。
- 4) 国際言語コミュニケーション専攻は、国際社会にあつて特に強い要請のある英語及び中国語を対象言語とし、通訳や翻訳をはじめとする言語コミュニケーションの専門分野に熟達して、理論と実践、幅広い知見と深い洞察をもとにこの分野の先導的な役割を担うことのできる高度専門職業人の養成を目的とする。
- 5) 開発問題専攻は、国際協力の実践場面で、あるいはその研究分野で、各専門領域の知識と技能を修めた高度な専門家として活躍できる有用な人材の養成を目的とする。
またその教育目標は以下の通りである。

世界諸地域に関する専攻分野での高度な科学的知識、豊かな教養を身につけ、高い研究意欲と積極的な行動力を養い、国際協力の実践場面で活動できる能力を培う教育を目標とする。

<実績や資源からみた理念・目的の適正性>

国際協力研究科開設以来、博士前期課程 810 名、博士後期課程 26 名、論文博士 7 名の大学院修了者を輩出している。これらの多くは、経済、文化交流、言語、医療、保健衛生などの分野で、国際社会に対する支援・協力を推進すべく活躍の場を広げている。

また、それぞれの研究分野で研究を行っている教員 71 名が大学院担当教員となっており、国際協力研究科の教育目的にある“国際社会において発生する様々な課題を理論的かつ実証的に問題を分析して的確に処理できるような人材”を育成すべく、国際社会に精通する教員を厚く配置している。

<個性化への対応>

これまでの大学院は、研究者の養成が主たる目的であった。しかし現在の国際社会は、多くの側面から学際的に把握し、理論的かつ実証的に問題を分析して的確に処理できるような人材を育成し排出することを求めており、それを実現することができる体制をとっている。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

(1) 大学全体

建学の精神と大学並びに大学院の理念・目的は、杏林大学ホームページや受験生に大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介するパンフレット「杏林大学」、英文パンフレット「Kyorin University」、及び「学生募集要項」に掲載され、周知徹底が図られている。また各学部の理念・目的や教育方針は、各学部のホームページ、教授要目、履修案内、学生案内などに記載されている。

(2) 医学部

<構成員に対する周知方法と有効性・社会への公表方法>

教育研究上の目的は、すべての学生が所持する学生案内の「杏林大学学則」、および、教授要目の「教育理念」中に記載されている。また、杏林大学公式ウェブサイト内にも記載されており、必要であれば構成員すべてが、確認できる状態になっている。周知の有効性については、評価されていない。

社会に対しては、杏林大学公式ウェブサイト等で公表されている。

(3) 保健学部

<構成員に対する周知方法と有効性・社会への公表方法>

保健学部、各学科の理念・目的や教育目標は対象者である受験生、在学生および一般社会人に対して大学ホームページに掲載して周知を図っている。詳細については本学および学部の受験案内、オープンキャンパス、中学生・高校生の大学訪問、教員による高校への訪問を通して周知を図っている。在学生に対しては履修要目に掲載するとともに、新学期ガイダンスにて学部長や教務部長から説明されている。特に新生には学部長や教務部長からは勿論のこと教務委員による各学科の教育方針や教育到達目標の説明が丁寧に行われている。また、一般の人に対しては種々の公開講演会やシンポジウムの機会を通じて公表を図っている。さらに、学園会報「あんず」や保護者会報である「杏会報」により学長および学部長のメッセージとして伝えられている。

(4) 総合政策学部

<構成員に対する周知方法と有効性・社会への公表方法>

総合政策学部では毎年発行し、4月に学生に配布する「履修要綱・シラバス」の冒頭に、総合政策学部の教育の方針を明記し、学生・教職員への周知を行っている。

社会に対しては、杏林大学公式ウェブサイト等で公表するとともに、学園会報「あんず」や保護者会報である「杏ジャーナル」により伝えられている。

〈5〉外国語学部

〈構成員に対する周知方法と有効性・社会への公表方法〉

教職員および学生に対しては、理念・目的等が掲載された「外国語学部履修案内」を配布し、特に学生に対しては、それに基づいたオリエンテーションや履修ガイダンス等を通じて周知を図っている。また、大学・学部ホームページ、「大学案内」等の広報媒体に掲載することで、社会に公表している。

〈6〉医学研究科

〈構成員に対する周知方法と有効性・社会への公表方法〉

教育研究上の目的は、すべての学生が所持する学生案内の「杏林大学学則」中に記載されている。また、医学研究科公式ウェブサイトにも掲載されている。

周知の有効性に付いては、検証されていないので、評価できない。社会に対しては、医学研究科公式ホームページ等で公表されている。

〈7〉保健学研究科

〈構成員に対する周知方法と有効性・社会への公表方法〉

保健学研究科の理念・目的や教育目標は対象者である研究科の学生および教員に対しては毎年研究科で作成、配布している「保健学研究科 大学院要項」に掲載するとともに、新学期ガイダンスにて研究科長から説明されている。また、大学ホームページに掲載して周知を図っている。

〈8〉国際協力研究科

〈構成員に対する周知方法と有効性・社会への公表方法〉

国際協力研究科における履修ガイダンスは、2012年3月31日と2012年9月15日に実施された。ガイダンスにおいては、カリキュラム編成、学位授与方針であり、「ガイドブック・講義要項」を使用し、周知している。また、教育課程の編成等についての教職員、社会一般への公表は、教職員へは「ガイドブック・講義要項」を配布し、社会一般へはホームページ及び国際協力研究科パンフレットにおいて行っている。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

平成 21(2009)年にスタートした第2次「中期計画検討委員会」において、理念・目的などの適切性が検証され、各学部・研究科の教育課程編成や学科体制の見直しにあわせて、学部長会議においてその適切性の検証を行っている。これまで大学・大学院全体の理念・目的について、改正は行われていないが、これは、本学の理念のある種の普遍妥当性を裏づけているといえる。

〈2〉医学部

現在の医学部の教育研究の目的は、平成 20(2008)年度から施行(平成 19(2007)年 12月学則改正)されたものである(資料 7)。制定から 3年ほど経過しているが、適切性についての検証および検証結果を示す文書の作成は行われていない。

〈3〉保健学部

大学全体については中期計画検討委員会において、理念・目的などの適切性が検証されているが、保健学部においてはその適切性についての検証は行われていない。

〈4〉総合政策学部

総合政策学部では、毎年度末に運営委員会において学部の理念・目的の適切性について議論を行い、自己点検・評価のうえ、承認している。平成 23(2011)年度においては、教育目標、学位授与方針、教育課程編成・実施方針を学生への周知、浸透させる取組急務であると考え、2012年度には、大学・学部・研究科等の理念・目的を、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)・教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)とともに、学生に配付する「履修要綱・シラバス」の冒頭に掲載した。

〈5〉外国語学部

学部の理念・目標等の検証は、年度ごとの事業計画および事業報告作成にあたって検証を行い、さらに、教育課程編成や学科体制の見直しにあわせて、その適切性の検証を行っている。また、定期的な検証以外に、平成 23(2011)年度には、教育情報の公開にあわせて検証を実施した。

〈6〉医学研究科

現在の理念・目的は、平成 19(2007)年度に制定されたものであるが、適切性についての定期的な検証は行われていない。

検証の必要性については、大学院の活動内容については、「大学院学則」第2条の2に“大学院は、その教育水準の向上を図り前条の目的及び使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。”と定められている。

〈7〉保健学研究科

現在の理念・目的の適切性についての定期的な検証は行われていない。

〈8〉国際協力研究科

現在の理念・目的は平成22年に改訂されたものであるが、適切性についての検証および検証結果を示す文書の作成は行われていない。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項（優れている事項）

〈1〉大学全体

杏林大学の理念・目的は「建学の精神」に基づいている。建学の精神である「眞・善・美の探究」は、大学の目的を唱った学校教育法第83条「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。に合致するため、杏林大学の理念・目的全体も学校教育法に良く整合するものとなっている。

また杏林大学大学院の理念・目的は、学校教育法第99条「大学院は、学術の理論及応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」に合致し、杏林大学院の理念・目的全体も学校教育法に良く整合するものとなっている。

この理念・目的は、本学の教員の研究実績と教員組織、設備、施設等の資源をふまえて検討された結果であり、医学・自然科学・社会科学・人文科学擁する総合大学としての個性化を図っている点でも、適切であると見なされる。

また、学部・学科・研究科の理念・目的が、様々な媒体を通じて教職員および学生に周知され、同時に社会に公表されている。

〈2〉医学部

医学部の研究教育上の目的は、大学の建学の精神に基づいて、杏林大学学則で設定されている。これに基づいて、カリキュラムポリシーやディプロマポリシーが制定されている（資料8）。これらの方針は出版物や公式ウェブサイトで公表され、学生教職員を始め、社会に周知する努力がなされている。

これまでの多くの臨床医を排出しており、医学部の目的としての「医師の育成」は達成されていると考える。

研究教育上の目的が、カリキュラムポリシーを通じて、杏林大学医学部として個性的なカリキュラムに反映されている。

〈3〉保健学部

保健学部は技術革新や社会ニーズの変化に対応し、高度化・専門化しつつある多様な学問分野との融合を図り先端医療に対応できる専門職業人養成にあたってきた。昭和54年（1979年）に開設されて以来、平成19年（2007年）に救急救命学科を設立し5学科体制とした。さらに現代医学のメディカルスタッフ分野を充実させるために平成21年（2009年）に理学療法学科、平成23年（2011年）に作業療法学科を設立し7学科体制とした。

保健学部はこのような経緯の中で、保健学部のこれまでの教育を総括し、より明確な教育内容と深い専門性を教授するための検討を重ねてきた。そのような中で、次世代の医療に挑戦すべく基礎医学教育の充実は勿論のこと、高度救急救命をはじめ、最先端医療にも対応可能な教育・高度な技術の習得および研究を行ってきた。

本学の各種受験案内は近年改良され、各学科の案内も詳細な内容となり受験生が大学学部や専攻を選択するにあたりより目的が明確となり受験生への教育目標は十分周知されていると思われる。また、オープンキャンパスには受験生のみならず保護者の参加も増加し保健学部の理解に大きな役割を果たしていると思われる。

以上のことから学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材育成等の目的の適切性および学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法に関するPDCAサイクルは目下のところ一応満足し得る状況にあると判断される。

〈4〉総合政策学部

総合政策学部では、学則に規定した「人材育成目的」に加え、卒業時点において学生が身につけるべき能力要件を学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の形で「履修要綱・シラバス」の冒頭に掲載した。これにより、学部の教育目標を学生に対し、より判りやすく効果的に周知・理解させることが可能になった。

〈5〉外国語学部

学部の理念・目的・教育目標の設定適切性およびそれらの周知の方法、さらにその検証は目下のところ一応満足し得る状況にあると判断される。特に、とかく抽象的な表現になりがちな理念・目標に、外国語学部の特性にそって、その養成に特に力をいれている具体的能力を明示することで、理解しやすいものになったのと同時に、今後、教育課程の体系的な編成や学習成果の測定において有効な指針となる。

〈6〉医学研究科

医学研究科の実績、人的・設備的資源を鑑みると、教育目的の達成には十分な環境にあると考えられる。

これまでの医学系大学院が研究中心であったことは異なり、基礎系専攻が卓越した研究者の養成であるのに対し、臨床医学系専攻では、科学的分析能力と高度の診療技能を併せ持つプロフェSSIONナルの養成とし、社会の要請に応える工夫をしている。

現在利用可能な手段で学内構成員、社会に対して、「教育目的」の周知を図っていると考えられる。

〈7〉保健学研究科

保健学研究科は、医療や看護、保健および福祉といった非常に広い分野を含んでおり、それぞれの分野の専門的知識とともにより広くより高い視点から対応できる能力を身に付ける場として位置づけている。

これらの学際的知識を現場で実践できる高度職業人としての人材育成等の目的の周知方法として大学院要項およびガイダンス等を充実させ効果があがっていると考えられる。

〈8〉国際協力研究科

国際社会で活躍する修了生を鑑みると“「真・善・美の探究」という本学の建学の精神に基づき、国際社会において発生する様々な課題を、法律、政治、経済、文化交流、言語、医療、保健衛生など多くの側面から学際的に把握し、理論的かつ実証的に問題を分析して的確に処理できるような人材を育成し、国際社会に対する支援・協力を推進する”という国際協力研究科の理念・目的は達成されていると考える。

② 改善すべき事項

〈1〉大学全体

建学の精神、教育理念、教育目標、各学部・研究科の理念、人材養成の目的、教育方針、さらに3つのポリシー（ディプロマ・カリキュラム・アドミッション）等の一貫性について検討の余地がある。

絶えず変化している現代の経済・社会・情報にその理念・目的が適合しているかの検討を定期的に行う必要がある。

〈2〉医学部

学則での規定に対して、医学部教授要目および公式ウェブサイト上では、下記のように記載されている。

“医学部の理念・目的は、「豊かな人間性の涵養と、医学の発展に対応しうる基礎的及び専門

的知識の修得と臨床的技能の修練を通じて、良き医師を養成することを目的とする。」ことにあ
る。

この理念の意味するところは、真理への謙虚な探究心の育成、善なる社会人の養成、そして
美しい専門的技量の研磨ということである。“(平成 23 年度教授要目 3 ページから抜粋)

学則では、医学部の「教育理念」についての規定はないが、上記の記述では、理念と目的が
同一視されて記載されているように見える。

学生に対する周知、社会への公開は、現在可能な手段で十分対応していると評価できる。外部
および学生に対しては、情報が入手できる状態になっていることが必須であると考え、現
状で十分であると考えられる。一方、教職員は「教育目的」を十分に理解し、共通認識となっ
ていることが重要であると考え。しかし、現在の周知方法が、教職員が教育目的を理解す
るために有効であるかどうかは評価が行われていない。理念・目的の適切性についての検討は未
着手である。

〈3〉保健学部

保健学部は杏林大学の理念・目的に沿った医療スタッフとしてその育成にあたり専門的な知
識と高度な技術の習得はいうまでもない。しかしながら教育目的の一つとして専門職の教育は
学生の視野を狭める一面もあることから、保健学部および文系学部などの他学科、他学部履修
を生かし、学際的に幅広い豊かな人間性を備えた専門職業人の育成にあたることが掲げられて
いる。

しかしながら、現在のところ本教育目的が本学の特徴の一つとすべき事項にもかかわらず学
生に周知徹底されているかは不透明であり評価が行われていない。

〈4〉総合政策学部

個々の設置科目の学びと学部の教育目標との関連性を示すことにより一層学生の系統履修へ
の誘導効果が高める必要がある。これについては学部専門科目の科目概要と各々の到達目標
をより整備するとともに、たとえば科目のナンバリングを導入するなどの施策が必要であると
考える。

〈5〉外国語学部

理念・目標の設定およびその検証は、概ね効果的に実施されているが、公表については、
広報媒体によって不統一や不備が見られる。

〈6〉医学研究科

研究科の教育の目的は、大学院学則に明確に規定されている。しかし、大学院要綱におい
ては、理念と目的が混同して記載されているなど、不統一な部分がある。

基礎医学系と臨床医学系でそれぞれに設定された目的については、本医学研究科の特徴ともなりうるものであるから、適切な形式で周知されるようにすべきと考える。

理念・目的の適切性が検証されていない。検証の仕組みも不明である。

〈7〉保健学研究科

保健学研究科の理念・目的や教育目的が博士前期課程と後期課程のそれぞれが同一である。しかしながら、目的は異なることからそれぞれ分けて設定することが望ましいと考える。

〈8〉国際協力研究科

国際協力研究科の教育の目的は、大学院学則に明確に規定されている。また、学生に対する周知、社会への公開は、現在可能な手段で十分対応していると評価できる。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

理念・目的等の一層の周知を図るとともに、教育において本学の理念・目的の具現化を進める。

〈2〉医学部

現在可能な手段で医学部の「教育の目的」の公開は行われている。周知すべき個別の対象について、その方法が適切かどうかを検証し、より有効な手段を取り入れることも検討すべきである。また、ウェブサイトでの記載方法も、辿り着きやすい方法を検討すべきである。

〈3〉保健学部

本学の理念・目的や教育目標は種々方法により学生には周知されていると思われる。さらなる徹底した周知を目標にPDCAサイクルの充足を進めることが重要である。

〈4〉総合政策学部

理念・目的や教育目標の明示、周知の課題は、第4章「教育内容・方法・成果」における学位授与方針、教育課程の編成・実施方針やそれらにもとづく教学的取り組みと深くかかわっている。このため、将来にむけての発展方策の具体的内容は、第4章で言及する。

〈5〉外国語学部

卒業する学生が学部の定める理念・目的をどの程度達成できたかの視点から、その適切性を検証するPDCAサイクルの確立を目指したい。特に、卒業時に身につける能力の学習成果の測定法を検討する。

〈6〉医学研究科

構成員、社会への周知方法が有効であるか。特に教職員に対して、その有効性を検討して、不十分であれば、より良い方策を検討すべきである。

〈7〉保健学研究科

保健学研究科の理念・目的や教育目標は種々方法により学生には周知されていると思われる。さらなる周知を目標にPDCAサイクルの充足を進めることが重要と思われる。

〈8〉国際協力研究科

構成員、社会への周知方法が有効であるか。特に教職員に対して、その有効性を検討して、不十分であれば、より良い方策を検討すべきである。

② 改善すべき事項

〈1〉大学全体

各学部・研究科において理念・目的、教育目標、3つのポリシー等の一貫性を点検するとともに、その有効性を定期的に検証するシステム作りを行う。また、学部長会議を中心に全学的な検証を定期的に行う。

〈2〉医学部

医学部の教授要目、公式サイト中には、教育研究上の「目的」が、学則では規定されていない教育研究の「理念」かのように記載されている。学則での規定されている目的は、教育についてだけであるので、掲載には再度検討を必要とする。

「教育研究の目的」としながらも、大学としてのもう一方の柱である研究に対する理念（目的）は示されていない。大学の役割、社会的責任を考えると、研究に対する理念も明らかにすべきである。

医学部の構成員に対する周知方法については、その有効性を評価して、方法を検討する必要がある。検討に際しては、検証可能な基準を設け、構成員に対するアンケートなどを行い、評価する方法が考えられる。

「理念・目的」は、簡単に変更すべきものではないという考え方もあるが、近年の大学を取り巻く社会環境は変化が速く、医学部の修業年限は6年と長い。その変化に素早く対応しなければ、社会の要請する医師を養成することは出来ないのではないだろうか。このためにも、目的の適切性の検証は必要であると考ええる。適切性の検証においては、医学部独自の、検証可能な基準を策定する必要がある。また、大学にとって中核となす考え方の評価であるので、学部レベルで評価を行うのか、学部長会などの全学組織で評価を行うかなど、評価制度を構築する必要があると考える。

〈3〉保健学部

保健学部の「理念・目的」は大卒では7学科それぞれの学科に共通であるが、教育の目的は学科それぞれで若干異なると思われる。それぞれが特徴として強調したい目的が的確に学内外を問わずアナウンスされ周知されているかを含めその状況把握が徹底されていないと思われる。周知方法について、その有効性を評価して方法を検討する必要がある。

〈4〉総合政策学部

国際的展開や少子化進行等の大学間の激しい競争環境と改革努力の要請のなかでも、教学優先の原則を徹底しよい教育を進め、学生・父母に支持されることをもって財政基盤・経営が支えられていることを忘れてはならない。総合政策学部では、常に教育の主体である学生を重視し、時代とともに変化する学生の文化・気質を考慮していく。また、日常的に教育実践を進める教職員が積極的に学部運営に参加することで学部の民主的運営と活性化へ寄与できるようにする。

〈5〉外国語学部

広報媒体による不統一や不備については、関係する委員会（教務および入試広報）だけでなく、学科責任者や各種委員会の委員長から構成される運営委員会においても、それらの解消に向けた取り組みを行う。

〈6〉医学研究科

大学院の研究における目的あるいは理念も明確化する必要があると考える。医学研究科が、大学院の理念“専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ”る、に基づいて活動するならば、研究についても、その理念・目的を明確化する必要がある。理念・目的の適切性について、評価する基準、検証する仕組みを確立すべきである。

〈7〉保健学研究科

保健学研究科の教育方針について評価する基準、検証する仕組みを確立すべきである。

〈8〉国際協力研究科

理念・目的の適切性について、評価する基準、検証する仕組みを確立すべきである。

4. 根拠資料

省略

Ⅱ. 教育内容・方法・成果

Ⅱ. 教育内容・方法・成果

Ⅱ－1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

〈1〉 医学部

＜学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示＞

医学部（学士課程）の教育目標は、「医師の職責の重大性を理解し、高い倫理観と豊かな人間性に基づき、医師として責任ある行動ができること、医師としての基本的な医学的知識及び技能修得していること、的確かつ冷静な問題抽出・解決能力を備えていること、患者・家族との信頼関係の構築とともに、医療チームの一員としての役割を果たすために必要なコミュニケーション能力を身につけていること、公衆衛生や医療制度など社会と医師との関わりを理解していること」であり、公式ホームページ上に明示されている。また、その具体的内容は、「杏林大学医学部教育における到達目標」として、医学部各学年の教授要目に明記されている。

＜教育目標と学位授与方針との整合性＞

医学部における学位（学士）は、6年間の学士課程の修了、具体的には、各学年次で行われる試験に合格することにより授与される。学位授与方針は、各学年の教授要目に明示されている。一方、医学部の教育目標は上記の通りであり、具体的には学生が卒業時まで達成すべき到達目標として示されている。学位授与方針は、各項目が到達目標と対応している。一例を挙げれば、学位授与方針においては、「医師の職責の重大性を理解し、高い倫理観と豊かな人間性に基づき、医師として責任のある行動ができる。」ことが要求されているが、これは到達目標の「Ⅰ. 医師としてふさわしい価値観、倫理、態度」の中に記載された内容と対応している。後述のように、到達目標に沿った教育を行い、これに即した試験に合格することで、学位が授与された者においてはこれらの目標が達成されていることを確認している。

＜修得すべき学習成果の明示＞

医学部においては、前述のとおり、学生が卒業時まで達成すべき到達目標が定められており、これに基づいて定められた習得すべき具体的な学習成果が、各学年の教授要目の中に科目ごとに「学習目標」として掲載され、周知徹底が図られている。

〈2〉保健学部

〈学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示〉

保健学部の教育目標は、「高い倫理観と豊かな創造性、確かな専門知識と実務能力を持つとともに、幅広いコミュニケーション能力を生かし、チーム医療へ貢献する能力を有し、国際的視野を持って活動できる資質を有すること」であり、各学科の教育目標は、以下のように保健学部履修要目および公式ホームページ (<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/mokuteki/>) に明記されている。

1. 臨床検査技術学科は、保健及び医療に携わる者として高い倫理観と強い使命感を持ち、臨床検査に対する卓越した専門知識と技術、総合的な判断力を持つ人材を養成することを目的とする。
2. 健康福祉学科は、保健、医療及び福祉の専門知識と技術をもち、高い倫理観と情熱をもって人の健康と生活の支援を実践する人材を養成することを目的とする。
3. 看護学科は、看護を必要とする様々な人々に対して対処できるよう、的確な問題解決能力と技術をもち、人への思いやりを有し、高い倫理観を持ち、かつリーダーシップを発揮できる人材を養成することを目的とする。
4. 臨床工学科は、生命維持管理装置の操作運用に関する医用生体工学の分野で、その専門的知識と技術を活かし、高い倫理観と使命感を持った実践的な臨床工学技士を養成することを目的とする。
5. 救急救命学科は、高い倫理観を持ち、救急救命の最前線で求められる迅速かつ的確な状況判断能力と傷病者の状況観察に基づく適切な処置技術を有する人材を養成することを目的とする。
6. 理学療法学科は、医療人としての倫理観に裏付けされた豊かな人間性と理学療法に関する高度な知識、技術を備え、障害の機能回復だけでなく、地域医療や福祉の場における健康の維持増進など幅広い領域において貢献できる人材を養成することを目的とする。
7. 作業療法学科は、豊かな人間性と倫理観を備え、心身に障害をもつ人々のQOL（生活の質）の維持・向上を支援するために必要な、科学的根拠に基づいた作業療法に関する幅広い専門知識と技術を身につけた人材を育成することを目的とする。

〈教育目標と学位授与方針との整合性〉

保健学部における学位（学士）は、4年間の学士課程の修了、具体的には、各学年次で行われる試験に合格することにより授与される。保健学部の教育目標は上記の通りであり、学生が卒業時まで達成すべき到達目標となっている。後述のように、到達目標に沿った教育を行い、これに即した試験に合格することで、学位が授与された者においてはこれらの目標が達成されていることを確認している。

<修得すべき学習成果の明示>

保健学部においては、学生が卒業時まで達成すべき到達目標が定められており、これに基づいて定められた習得すべき具体的な学習成果が、各学年の教授要目の中に科目ごとに「学習目標」として掲載され、周知徹底が図られている。(保健学部履修要目)

(3) 総合政策学部

<学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示>

総合政策学部は、教育の本質を「総合的な教養」と「実践力」の涵養と考え、単眼的な専門的知識のみに捉われない学際的な教育を通じて、あらゆる社会科学の観点から複眼的・多角的に社会事象を考察・分析・評価し、さまざまな社会問題の解決に向けて行動する能力を備えた人材を育成することを目的としている。

各学科について、まず総合政策学科は、社会をマクロの視点から捉え、国際政治・経済、法律・行政及び環境・福祉の各専門分野を総合的かつ学際的に学ぶことにより、様々な問題を多面的に把握分析し、実践的に解決するための知識と能力を備えた人材を養成することを目的とする。一方、企業経営学科は、企業活動というミクロの視点に立ち、経営及び会計の各専門分野における知識の修得はもとより他の関連分野にも通暁し、企業が求める幅広い知識と実務遂行のための能力、技能を備えた人材を養成することを目的とする。

教育目標については、学際性豊かな知識を有し、複眼的な視点から社会現象を捉えることができること、解決すべき問題を客観的に分析する洞察力と、的確な判断をもって行動できるだけの知識運用力を身につけていること、他者とコミュニケーションを図り、多様な価値観を認識でき、かつ社会の一員として信頼される人間性を有することを教育の目標としている。

総合政策学部では、こうした教育目標を達成するため、卒業時点までに到達すべき教育上の目標を以下のように定め、これらをすべて修得したと認められる学生に、総合政策学科は学士(総合政策学)、企業経営学科は学士(企業経営学)の学位を授与している。

第1に、複眼的な視点から社会現象を捉えることができる、学際性豊かな知識を有すること。第2に、解決すべき問題を客観的に分析する洞察力と、的確な判断をもって行動できるだけの知識運用力を身につけていること。第3に、未解決な諸問題に臨機応変に対応し、高い見識をもって行動できる力を有すること。第4に、社会における自己の位置付けを認識し、与えられた役割を確実に遂行できる能力を有すること。そして第5に、他者とコミュニケーションを図り、多様な価値観を認識でき、かつ社会の一員として信頼される人間性を有することである。

<教育目標と学位授与方針との整合性>

総合政策学部の教育目標は、総合政策学科、企業経営学科いずれも複眼的な視野の涵養を目的としており、さらには、具体的な社会問題に対する解決能力を備えることを教育目標として掲げている。複眼的な視野、あるいは問題解決能力は、いずれも高いコミュニケーション能力を必要とするものであり、総合政策学部において必要とされる重要な資質である。こうした点からも、総合政策学部が掲げる学位授与方針との関係は、適切に整合していると考えている。

<修得すべき学習成果の明示>

総合政策学部が学位授与方針は、総合政策学部に入学者が修得すべき学習成果として位置づけることが可能である。とりわけ、近年では複数の教員が一つの科目を担当する「学際演習」は、複眼的な視野の涵養だけではなく、少人数によるグループワークを積極的に取り入れた授業スタイルを重視していることから、コミュニケーション能力の向上に貢献すると考えている。

(4) 外国語学部

<学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示>

外国語学部は教育目標を次のように定めている。

正しい異文化理解に基づく 21 世紀型世界市民を目指し、実践的かつ高度な外国語運用能力を身につけること、様々なコミュニケーション能力を有し、問題解決能力や社会人を身につけることを教育の目標とする。

<教育目標と学位授与方針との整合性>

外国語学部は学位授与方針を次のように定めている。

外国語の習得を通じて、「言葉」の持つ豊かな創造性とコミュニケーション機能の可能性を追究するとともに、異文化の垣根を越えて相互に理解し共存できる人間性そのものを陶冶し、杏林大学の建学の精神である「眞・善・美の探究」を広く国際的視野のもとに実現することを理念・目標としています。そして体系的に編成された教科教育及び課外活動を含む大学内外での幅広い教育活動を通じてこの理念・目標を達成し、21 世紀型市民を養成することを、学位授与の方針としています。

外国語学部では、英語学科、中国語学科、観光交流文化学科の理念・目的を学則にて明確に定め、それぞれの学科の目的を達成するために準備された各科目を、学則別表にて明らかにし、学位授与要件を満たしたものに学位を与える旨を定めている。

英語学科は学士（文学）、中国語学科は学士（中国語コミュニケーション学）、観光交流文化学科は学士（観光交流文化学）の各学位を授与する。

上記教育目標、学位授与方針は、観光交流文化学科が平成 22（2010）年度、中国語学科

が平成 23 (2011) 年度開設された経緯に伴い、それまでの学科再編過程で醸成された 3 学科に共通する部分を抽出して定めたものであり、整合性も図られている。

< 修得すべき学習成果の明示 >

外国語学部は、修得すべき学習成果を学位授与方針に付記する形で、次のように明示している。

この教育の理念・目標を実現するために、外国語学部が特に力を入れているのは以下の点です。

- ・ 実践的かつ高度な外国語運用能力を身につけた人材の養成
- ・ 様々なコミュニケーション能力を身につけた人材の養成
- ・ 正しい異文化理解に基づく 21 世紀型世界市民の養成
- ・ 問題解決能力や社会人を身につけた人材の養成

(5) 医学研究科

< 学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示 >

医学研究科 (博士課程) では、医学部で学んだ基礎的知識および基本的技能に立脚しつつ、各専門領域の中で、より詳細で専門的かつ最新の知識、技能の習得を目指すことを目標としている。医学研究科ではさらに、臨床医を目指す人材については、これらの知識・技能を縦横に駆使して、臨床上の問題を科学的に解決する能力を涵養することを、また、医学・生命科学の研究者を目指す人材に対しては、これらの知識・技能を基礎として創造的な研究能力を養うことを教育の目標としている。これらの目標は、各学生に毎年配布される大学院要項および大学院ホームページに、「医学・医療の各領域で指導的な役割を果たすべく、当該領域に関する高度な専門知識・技能を含む豊かな学識を備えるとともに、自立した研究者として研究活動を行うための基本的な研究能力を、自らの研究の実施と論文執筆を通して証明できること」と明示されている。

本大学医学研究科には、修士課程・専門職学位課程は設置されていない。

< 教育目標と学位授与方針との整合性 >

医学研究科における学位 (博士) 授与においては、課程の修了要件として、「4 年以上在学して 30 単位以上を取得し、そのうえで学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること」と定められている。授業科目は、講義・実習等の受講と課題研究・論文作成に大別される。このうち講義・実習の受講は、「医学・医療の各領域で指導的な役割を果たすべく、当該領域に関する高度な専門知識・技能を含む豊かな学識を備える」という医学研究科の第 1 の目標に対応するものである。講義演習・実験実習の受講の成果は、出席状況と指導教官による口頭試問、レポートの提出、実技試験等により、専門分野ごとに適切に評価されている。これらの試験の合格により学位授与時における第 1 の目標の達成が保証

されると考える。

一方、「自立した研究者として研究活動を行うための基本的な研究能力を、自らの研究の実施と論文執筆を通して証明できること」という第2の教育目標の達成については、論文審査および最終試験を通じて確認している。論文審査及び最終試験は研究科委員会により選出された学位論文審査委員によって行われる。審査委員会修了後、研究科委員会において審議が行われるが、この審議報告に基づいて学長が最終的に合否を決定すると規定されている。以上の学位審査の過程における透明性・客観性を確保する観点から、指導教官もしくは論文博士に係わる教員は、審査委員に加わることはできないと規定されている。また、杏林大学学位規程第11条の3項において審査委員会への外部委員の参加が認められている。さらに、学位が授与された場合、学位論文および論文審査の要旨を授与日から3か月以内に公表するとともに、論文を1年以内に印刷公表することが義務づけられており、学位審査過程の透明性・客観性を保つための一つの有効な手段となっている。これらの厳正かつ公正な論文審査制度により、学位授与時における第2教育目標の達成は保証されていると考えている。

さらに、平成21(2009)年度からは、特に優秀な学生を対象とした3年間の在籍による早期修了制度を導入した。早期修了の要件として、①所定単位の修得②指導教授の推薦③査読制度が確立されている学術雑誌であり impact factor (IF) 4点以上又は各研究領域別 IF ランキングで上位3誌以内の雑誌への掲載又は受理、が定められている。特に③の項目は、独創性の高い研究成果を挙げることに對する学生の意欲を引き出し、創造的な研究能力を養うという目標の達成にも大きく寄与するものと考えている。

一方、医学研究科の課程を経ない者については、しかるべき研究機関における6年以上の研究経歴があり当研究科の行う外国語試験に合格し、大学院博士課程修了者と同等以上の学力があることが確認されたうえで提出した論文の審査に合格すれば、博士の学位が授与される(論文博士)。これ等の者については、研究経歴の厳正な審査により、各人の専門分野における知識・技能が卓越しており、博士課程に入学したものと同等の専門的かつ高度で最新の知識が備わっていることを確認している。

以上の体制により、教育目標の達成が得られた学生に対してのみ学位が授与される体制が構築されている。しかし、大学院要項等には、医学部のように「学位授与方針」が具体的な形では示されていないため、これを明示する必要がある。

<修得すべき学習成果の明示>

医学研究科においては、上記の総体的な教育目標に基づき、各専門分野において個別の教育目標が定められ、それに応じて習得すべき学習成果が到達目標として設定され、大学院要項の各専門分野の項に明示されている。

但し課題研究については、各個人の課題に応じて、指導者から継時的に習得すべき成果

(例えば、当該研究遂行に必要な実験手技の習得、文献検索の手法など)が提示される。これらは、個々の事例により個別に学生に提示されるが、統一的に明示される性格のものではなく、大学院要項等には記載されていない。

〈6〉保健学研究科

〈学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示〉

保健学研究科の教育目標は、「保健・医療・看護・福祉の各専門分野における高度専門職業人、および研究・教育者に求められる高度な知識・技術を習得させるとともに、山積する諸課題や複雑・多様なニーズに柔軟に対応できる広い視野を培うこと、さらに、同分野の研究対象を科学的に分析・探究できる能力と学際的な視野を培うこと」として大学院要項に明記されている。

〈教育目標と学位授与方針との整合性〉

保健学研究科博士前期課程の修了要件は、「2年以上在学し、30単位以上を修得し、学位論文を在学期間中に提出してその審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を挙げた者については、同課程に1年以上在学すれば足りるものとする」と大学院要項に明記されている。

保健学研究科博士前期課程の修了要件は、「3年以上在学し、20単位以上を修得し、学位論文を提出してその審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を挙げた者については、同課程に1年以上在学すれば足りるものとする」と大学院要項に明記されている。

保健学研究科の授業科目は、当該専門分野の授業科目である主科目と、それ以外の授業科目である副科目からなり、「高度専門職業人、および研究・教育者に求められる高度な知識・技術を習得させる」とともに、「山積する諸課題や複雑・多様なニーズに柔軟に対応できる広い視野を培うこと」、「同分野の研究対象を科学的に分析・探究できる能力と学際的な視野を培うこと」ができるような学際的学習ができるように配置され、教育目標と学位授与方針との整合性がとれている。

〈修得すべき学習成果の明示〉

保健学研究科においては、教育目標に基づき、各専門分野において個別の教育目標が定められ、それに応じて習得すべき学習成果が到達目標として設定され、大学院要項の各専門分野の項に明示されている。

〈7〉国際協力研究科

〈修士課程・博士課程の教育目標の明示〉

国際協力研究科では、「国際社会において発生する様々な課題を、法律、政治、経済、文

化交流、言語、医療、保健衛生など多くの側面から学際的に把握し、理論的かつ実証的に問題を分析して的確に処理できるような人材を育成し、国際社会に対する支援・協力を推進すること」を教育目的としており、またその教育目標を「世界諸地域に関する専攻分野での高度な科学的知識、豊かな教養を身につけ、高い研究意欲と積極的な行動力を養い、国際協力の実践場面で活動できる能力を培う」と設定し、明示されている。

<教育目標と学位授与方針との整合性>

国際協力研究科における学位授与において、博士前期課程の修了要件として、「2年以上在学して30単位以上を修得し、そのうえで当該課程の目的に応じて行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること」と定められている。博士後期課程の修了要件として、「同課程に5年（前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、前期課程の修得30単位を含め50単位以上を修得し、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること」と定められている。

特定の課題若しくは論文の審査及び最終試験は研究科委員会により選出された学位論文審査委員によって行われる。審査委員会修了後、研究科委員会において審議が行われるが、この審議報告に基づいて学長が最終的に可否を決定すると規定されている。以上の学位審査の過程における透明性・客観性を確保する観点から、博士後期課程においては、外部審査委員が審査委員に加えることを徹底しており、学位審査過程の透明性・客観性を保つための一つの有効な手段となっている。これらの厳正かつ公正な論文審査制度により、学位授与時における教育目標の達成は保証されていると考えている。

<修得すべき学習成果の明示>

国際協力研究科においては、「国際社会において発生する様々な課題を、法律、政治、経済、文化交流、言語、医療、保健衛生など多くの側面から学際的に把握し、理論的かつ実証的に問題を分析して的確に処理できるような人材を育成し、国際社会に対する支援・協力を推進すること」という総体的な教育目標に基づき、各専門分野において個別の教育目標が定められ、それに応じて習得すべき学習成果が到達目標として設定され、大学院学則に明示されている。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

(1) 医学部

<教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示>

上記の教育目標と整合性のある教育課程の編成・実施方針が、各学年の教授要目に明示され、周知徹底が図られている。

教育課程の編成・実施方針の具体的内容は、以下の通りである。

- 1) 講義や実習、少人数教育など、さまざまな教育手法を効果的に配置します。
- 2) 学習成果の判定とフィードバックのための適正な評価を実施します。
- 3) 医師に必要とされる医学的知識の確立とその応用力を涵養します。
- 4) 医師に必要とされる基本的技能の確実な実践のための修練を行います。
- 5) 医師にふさわしい倫理観と態度、コミュニケーション能力の育成をはかります。
- 6) 課題探求能力および問題解決能力の育成をはかります。

このうち、3)から6)は教育目標の中で述べられている各事項に対応している。また、1)、2)は、そのような目標が的確に達成されるための具体的な手法を述べたものであり、教育目標の具現化を目指したものである。

〈科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示〉

科目区分、必修・選択の別、単位数等が、各学年の教授要目に明示されている。また、これをまとめたものが杏林大学学則別表1-5として示されている。

(2) 保健学部

〈教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示〉

保健学部では、履修要目に教育目標・学位授与方針に相応しい教育課程の編成、実施方針を明確に示している。保健学とは「健康の科学」であり、基礎医学的な知識と医学における疾病予防の歴史をふまえて、新たに健康を中心とする視点から諸科学を展開した学際性の高い科学である。保健学部では、幅広い保健学の分野から、医学検査、学校保健、看護学、医工学、救急医学、理学療法、作業療法、社会福祉、衛生管理、食品衛生などに関連した授業科目を配置している。

〈科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示〉

保健学部では、上記の教育目標を達成するために、履修要目に、カリキュラム上の科目区分、必修・選択の別、単位数、履修年次等が明示されている。

(3) 総合政策学部

〈教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示〉

総合政策学部では、教育目標・学位授与方針に相応しい教育課程の編成、実施方針を明確に示している。まず、総合政策学部が掲げる教育目標が確実に達成されるよう、以下の方針に沿って教育課程を編成し、実施している。第1に、社会から求められる、職業人としての基礎教養・基礎能力を滋養することである。第2に、多様化・複雑化する社会現象に関し、学際的視野に立ち、現代社会に対応しうる21世紀型市民を養成することである。そして第3に、学生と教員との人間的繋がりを重視した「Person to Person」による少人数教育を行うことである。

<科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示>

総合政策学部では、上記の教育目標を達成するために、カリキュラム上の科目区分、必修・選択の別、単位数、履修年次等が明示されている。まず、履修要項・シラバス（10頁）において、カリキュラム上の科目区分および必修選択の別、単位数が明示されている。履修年次等に関しても同シラバス（11頁～17頁）において、詳細に記されている。

〈4〉外国語学部

<教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示>

外国語学部の教育課程の編成・実施方針は下記の通りである。

高度な外国語運用能力とホスピタリティの習得に基づくコミュニケーション力と正しい異文化理解を基礎に、専門的知識と能力の育成を核とした、学科・コースの定める教育目標達成のための教育課程を体系的かつ順次的に編成しています。併せて、学士力・社会人力養成のために初年次教育・キャリア教育・教養教育を適切に配置し、インターンシップなどの多様な実習科目群と講義科目群及び演習科目群を有機的に配置しています。

具体的には、以下の点に力を入れています。

・学部独自の外国語習得プログラム

(Practical English Program、Chinese for International Communication、高度日本語習得プログラム) による実践的かつ高度な外国語運用能力の習得

・学年ごとに外国語運用能力の目標を設定し、その達成度を検証するための共通テストの実施

・「キャリア指導」「ホスピタリティ実習」「インターンシップ」などを通してのキャリアデザイン能力や社会人力の養成

・「基礎演習」などの初年次教育による学士課程へのスムーズな移行

・少人数教育の実施と「ゼミナール」の必修化

・学科・コースの教育目標達成のための体系的科目編成

・海外留学・研修・実習の積極的な導入

<科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示>

学科・コースごとに、上記方針に基づいた教育課程の編成を杏林大学学則別表4-4にて規定し具現している。科目区分ごとの構成、必修科目と選択科目の別、取得単位数について定めて実施している。

〈5〉 医学研究科

〈教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示〉

医学研究科では、課程の修了要件として、4年以上在学して30単位以上を取得することが定められている。この内訳は、専門分野における講義演習4単位、実験・実習8単位、課題研究8単位と論文演習4単位、および基礎臨床共通講義（専攻共通講義）6単位となっている。このうち、講義演習、実験・実習の受講により、「医学・医療の各領域で指導的な役割を果たすべく、当該領域に関する高度な専門知識・技能を含む豊かな学識を備える」という医学研究科の第1の目標の達成が図られている。すなわち、高度な学識、理論の習得については、専門領域を中心とした主科目の他、必要に応じて副科目として専門分野外の諸科目を広く学ぶことも可能となっており、学生の要望に応えられる体制を提供している。また、1年次、2年次を中心として、「基礎臨床共通講義」が開講されており、基礎医学、臨床医学、さらには広く生命科学に関する最新の情報を教授する機会を設けている。

一方、課題研究と論文演習は「自立した研究者として研究活動を行うための基本的な研究能力を、自らの研究の実施と論文執筆を通して証明できること」という第2の教育目標と対応している。また、入学時には「研究計画報告書」、各学年年度末には「研究進捗状況報告書」を以て各学生の研究内容、研究進捗状況等を研究科宛に提出させるとともに、指導教授のコメントもあわせて提出する制度を実施している。さらに、論文作成1年前には研究・論文作成の進捗状況を「研究報告会」において発表させるなど、各学生についての教務上の問題点を研究科として早期に認識し、必要に応じて学生もしくは指導教授との調整を行うことなどで、上記目標の達成を促進している。

また、各専門分野に、個別の教育目標・到達目標が設定され、それに基づいて教育課程が編成・実施されている。これは、大学院要項の各専門分野の項に「講義演習」「実験実習」「専門分野共通科目」の詳細として明示されている。それぞれの専門分野において、到達目標と講義・実習の内容は適切に整合していることを確認している。このように、教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成が行われ実施されている。しかしながら、医学部のように「教育課程の編成・実施方針」という形で大学院要項等の刊行物には明示されていないため、これを明示する必要がある。

〈科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示〉

科目区分、単位数等の情報が、大学院要項に明示されている。このうち、専攻共通科目（基礎臨床共通科目）のみは必修で、残りはすべて選択性となっている。

〈6〉保健学研究科

〈教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示〉

保健学研究科では、博士前期課程では、課程の修了要件として、2年以上在学して30単位以上を修得し、学位論文を在学中に提出してその審査および最終試験に合格することとして明示されている。博士後期課程では、課程の修了要件として、3年以上在学して20単位以上を修得し、学位論文を在学中に提出してその審査および最終試験に合格することとして明示されている。いずれの課程も、特に優れた研究業績を挙げた者については、それぞれの課程に1年以上在学すれば足りるものとするとして明記されている。

各専門分野に、個別的教育目標・到達目標が設定され、それに基づいて教育課程が編成・実施され、大学院要項明示され、教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成が行われ実施されている。

〈科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示〉

科目区分、単位数等の情報が、大学院要項に明示されている。研究科の授業科目は、専門分野の科目を主科目とし、それ以外の授業科目を副科目としている。授業科目および単位数に関しては大学院学則別表2に明記されている。

〈7〉国際協力研究科

〈教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示〉

国際協力研究科では、博士前期課程の修了要件として、2年以上在学して30単位以上を修得することが定められている。この内訳は、自専攻の科目群を主科目とし、主科目より14単位以上、専門分野における論文指導8単位を必修とし、残りは自専攻を含むすべての専攻から8単位以上となっている。博士後期課程の修了要件として、3年以上在学して20単位以上を修得することが定められている。この内訳は、研究指導科目を12単位以上必修としている。残りは他の研究室の研究指導科目や、講義科目から8単位以上となっている。博士前期課程、博士後期課程とも、所属する研究室以外の研究指導科目を修得することが可能であり、主専攻（主の指導教授）と異なる視点、学際的な視点、俯瞰的な視点といった横断的な学習を可能とし、隣接分野の方法論や研究成果を学ぶことによって、俯瞰的視野から現実問題への理論的考察と実践的対応がなしうる能力を習得することが出来るよう教育課程の編成が行われており、実施方針を明示している。

〈科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示〉

専門分野、単位数等の情報が、大学院要項に明示されている。このうち、博士前期課程においては、自専攻科目は選択必修で、残りはすべて選択制となっている。博士後期課程においては、指導教官の演習科目が必修で、残りはすべて選択制となっている。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉 医学部

＜周知方法と有効性＞

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、教授要目に掲載されており、学生・教員に配布されて周知されている。また、ファカルティーディベロップメント（FD）等の場において、教員にも広く知らしめられている。しかし、学生や教員の個々に対してこれらが有効に周知されているかについての評価は行っていない。

＜社会への公表方法＞

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針が医学部ホームページに掲載され、社会に公表されている。

〈2〉 保健学部

＜周知方法と有効性＞

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、履修要目に掲載されており、学生・教員に配布されて周知されている。また、ファカルティーディベロップメント（FD）等の場において、教員にも広く知らしめられている。

＜社会への公表方法＞

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針が保健学部ホームページに掲載され、社会に公表されている。

〈3〉 総合政策学部

＜周知方法と有効性＞

上記の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、すべて学部のホームページを通じて学内の構成員に周知されている（下記 URL 参照）。なお 2012 年度より、シラバスの冒頭において、教育目標や学位授与方針を明記している。教職員はこれらに基づき、一貫した指導を行っている。また、保護者向けに毎年発行されている総合政策学部の『杏ジャーナル』において、教育活動における新しい取り組みなどが周知されている。

教育目標 < <http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/policy/> >

学位授与方針 < <http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/policy/> >

＜社会への公表方法＞

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に関する社会への公表方法としては、ホームページが主要な手段として考えられる。学園や学部のホームページを通じて、上記の内容を常に公表している。

〈4〉 外国語学部

〈周知方法と有効性〉

外国語学部全体の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の学生への周知は、オリエンテーション・履修ガイダンスにおける詳細な説明によってなされる。

ガイダンスの内容は、各学科の理念・目的、教育課程編成・実施方針を明示するのみならず、各学科・コースごとの各学年・semesterにおけるカリキュラム編成と履修上の注意、学位授与方針をより具体的かつ詳細に周知させるもので、「外国語学部履修案内」ならびに「時間割表」を使用して行っている。

〈社会への公表方法〉

社会一般への公表は、ホームページ並びに大学案内パンフレットや学科サブパンフレットにおいて行っている。

〈5〉 医学研究科

〈周知方法と有効性〉

周知は、大学院要項の配布により行われている。しかし、学生や教員の個々に対してこれらが有効に周知されているかの評価は行っていない。今後、これらの評価方法とその導入について大学院教務委員会等で検討を行う。

〈社会への公表方法〉

教育方針、学位修了要件が医学部大学院ホームページに掲載され、社会に公表されている。

〈6〉 保健学研究科

〈周知方法と有効性〉

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、履修要目に掲載されており、学生・教員に配布されて周知されている。また、ファカルティーディベロップメント（FD）等の場において、教員にも広く知らしめられている。

〈社会への公表方法〉

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針が保健学部ホームページに掲載され、社会に公表されている。

〈7〉 国際協力研究科

〈周知方法と有効性〉

国際協力研究科では、履修ガイダンスにおいて、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針等を、「ガイドブック・講義要項」を使用し、周知している。

<社会への公表方法>

また、教育課程の編成等についての社会一般への公表は、ホームページ及び国際協力研究科パンフレットにおいて行っている。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

(1) 医学部

本学医学部の設立当初は、教育理念として「良き臨床医師を養成すること」が掲げられていた。しかしながら、近年の本学医学部出身者は各専門分野の医師を目指し、勤務形態も多様化する傾向にある。そこで平成13(2001)年、本学の理念・目的は、“良き臨床医を育成する”から、“良き医師を育成する”に修正された。それに応じて、教育目標も臨床医に限定されない幅広い医師の育成を目指すものとなり、平成16(2004)年度の大規模なカリキュラム改訂で、それまでの受動的な知識詰めこみ型カリキュラムから学生の自主性を重視した参加型、問題解決型カリキュラムへ転換した。その結果、チュートリアル教育、統合臨床カリキュラム、クリニカルクラークシップの導入を柱としたカリキュラム改革が実行された。また、医学情報の国際化に対応すべく、従来選択科目であった医学英語を平成18(2006)年度より第3年次で、平成19(2007)年度より第4年次で必修化した。

このうち、統合カリキュラムについては、CBT、卒業試験や医師国家試験の成績など、比較的短期的な指標により評価が可能であると考えられる。平成23(2011)年には、統合カリキュラム導入から7年が経過し、その教育効果について広く議論が行われた。横断的な知識の形成という導入目的は達成された一方、試験問題作成等において統合カリキュラム内での各教員の責任があいまいになり、学生評価の基準が不統一になるなどの新たな弊害も一部に認められた。また、カリキュラム改訂との関連は明白ではないものの、一時的に医師国家試験の合格率が低下する傾向も認められた。これを受け、統合カリキュラムの目標である横断的な知識の形成は保ちつつ、かつその習得に実効性を伴うようなカリキュラム編成を行うことが目標として打ち出され、それに呼応した新カリキュラムが平成24(2012)年度から施行されることとなった。その後も、FDや教務委員会等の場において、教育目標の適切性やそれに基づく学位授与の方針の変更の必要性について継続的に検討されている。

一方、チュートリアル教育・クリニカルクラークシップの導入や、医学英語の充実等の教育課程上の変化が、杏林大学を卒業した学生たちの医師像に変化をもたらしたか否かについては、当該の教育を受けた学生たちの進路等によって判定されるべきものであるが、現在はまだこれらの医師が臨床研修を終えた段階であるため、判断には時期尚早と考えられる。今後、当該教育課程を経た医師の進路動向等について調査・分析し、さらなるカリキュラムの

改善が必要か否かについて見極めたい。

このように、教育目標の変化に応じた教育課程の改訂とその効果について、適時評価し、改善を行うことを継続的に試みているが、これらの評価は定期的に行われているとは言えず、今後定期的な評価を行う体制を構築する必要がある。

〈2〉保健学部

保健学部では、各学科の代表からなる教務委員会を中心に教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っている。教務委員会では、定期的に教育目標や学位授与方針について検討し、それらの内容をカリキュラム編成に反映させ、その適切性に関する検証作業を行っている。また、FD委員会においても、授業内容と教育目標との一致や適切性、あるいは学位授与方針に基づいた教育が行われているかについて、検証を行っている。

〈3〉総合政策学部

総合政策学部では、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っている。検証を行う中心的な組織としては、教務委員会がある。教務委員会では、定期的に教育目標や学位授与方針について検討し、それらの内容をカリキュラム編成に反映させ、その適切性に関する検証作業を行っている。また、FD委員会においても、授業内容と教育目標との一致や適切性、あるいは学位授与方針に基づいた教育が行われているかについて、検証を行っている。今後はさらに、いわゆるP・D・C・Aサイクルのうち、C（評価）とA（行動）の側面をさらに強化し、教育目標を実現するための具体的な施策を速やかに実施していく。

〈4〉外国語学部

全くの無から新しい学部・学科を開設するのであれば、先に教育目標、学位授与方針を定め、演繹的に教育課程の編成・実施方針を導き、それに沿い科目を設置することが可能である。しかし、外国語学部の場合は、1988年の開設以来、これまで20年以上の歴史の中で学科再編の過程を経て、現在の英語学科、中国語学科、観光交流文化学科の3学科体制に移行してきたため、現在は、3学科の理念・目的を明確化するに留まっている。

各学科、ことに新設学科においては、学年進行に伴い、教育指導現場での状況を把握しながら、現在の過渡的な教育目標、学位授与方針、教育課程編成・実施方針を点検し、帰納的に新たな方針策定の可能性も考慮しながら、設置された科目と現目標・方針との整合性を検証している。

〈5〉 医学研究科

医学研究科については、「臨床医」、「基礎医学・生命科学の研究者」および「社会医学で活躍する人材」の養成を主たる目的とすることが明確に示されているとともに、それぞれの人材養成の過程で「科学的な問題解決能力を備えている」、「旺盛な創造性を持っている」および「社会医学に貢献できる有為な人材である」ことが学生の習得・獲得すべき目標である。この目標の達成、特に人材養成に係わる目的を、さらに確実かつ高いレベルで達成すべく、大学院教務委員会（旧「あり方検討委員会」）を中心として改善策の検討を継続的に行っている。また、平成 19（2007）年度からは教員を対象としたファカルティーディベロップメント（FD）を実施している。この中で、学位論文審査の基準が明確化されていないこと、履修期間が固定されて優秀な人材に対する特別制度がないこと、多忙な臨床医が時間的な障害により大学院に入学できず、臨床研究者養成の道が阻まれていることなどが問題点として浮かび上がってきた。その後、教務担当および大学院教務委員会を中心として、医学研究科の理念に謳われている各種人材の養成に対して、それぞれ最適と考えられる教育プログラム案を作成し、それを医学研究科委員会に提案してきた。平成 21（2009）年には、学位授与方針と深く関連する博士論文の評価基準を明確化し、大学院要項に明示した。また、特に優秀な学生を対象とした 3 年間の在籍による早期修了規定を整備した。さらに平成 22（2010）年からは科学的な問題解決能力を備える臨床医を養成するため、臨床医が大学院に入学して研究と臨床医の職務を両立できるよう、講義の時間や指導体制の改善を行った。その結果、ここ数年間で大学院入学者、社会人大学院生の数は増加している。

このように、教育目標の変化に応じた教育課程の改訂とその効果について、適時評価し、改善を行うことを継続的に試みているが、これらの評価は定期的に行われているとは言えず、今後定期的な評価を行う体制を構築する必要がある。

〈6〉 保健学研究科

保健学研究科では、教務委員会を中心に教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っている。教務委員会では、定期的に教育目標や学位授与方針について検討し、それらの内容をカリキュラム編成に反映させ、その適切性に関する検証作業を行っている。また、FD 委員会においても、授業内容と教育目標との一致や適切性、あるいは学位授与方針に基づいた教育が行われているかについて、検証を行っている。

〈7〉 国際協力研究科

国際協力研究科では、毎年の事業計画策定時に教育課程の編成を検証し、当該計画年度に適宜カリキュラム改正を行うなどの取組を行っている。2011 年には教育内容の検証の結果、不要科目の整理・今日的ニーズに基づく科目設置・休講科目の解消を目的とするカリキュラム改正を行った。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

(1) 医学部

各教育課程における教育目標、学位授与方針、習得すべき学習成果、教育課程の編成・実施方針、科目区分、必修・選択の別、単位数、履修年次等は、教授要目等に明示されており、学生や教職員に周知されている。また、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、医学部のホームページで明示され、社会に公表されている。

教育目標と学位授与方針は適切に整合していると同時に、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について検証を行っている。

(2) 保健学部

各学科の教育目標、学位授与方針、習得すべき学習成果、教育課程の編成・実施方針、科目区分、必修・選択の別、単位数、履修年次等に関しては、履修要目や保健学部のホームページで明示され、社会に公表され、学生、教職員をはじめに社会に公開されている。また、これらの教育目標と学位授与方針は適切に整合し、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については定期的に検証されている。

(3) 総合政策学部

まず、教育目標や学位授与方針は、ホームページでの公表やシラバス冒頭での記載などを通じて、学生や保護者、あるいは社会全体に対して広く周知することに努めてきた。また、教育目標を達成し、学位授与方針に基づいた教育を行うために、近年ではとりわけ、学際演習科目を重視している。総合政策学部が目指す「学際性」を発展させるための科目である「学際演習」は、分野の異なる複数の教員が一つの授業を担当する授業である。さまざまな専門分野を背景に持つ教員が、一つのテーマを扱い、多角的な分析を行うことで、本学部が目指す教育目標を達成することに大きく寄与していると考えられる。また学際演習は、基本的に少人数で実施される科目であり、学生によるグループワークを積極的に取り入れた授業スタイルであることから、コミュニケーション能力の涵養にも一定の効果があると考えている。今後、FDにおける学際演習科目の見直しなどを通じて、より一層、教育効果の高い授業を実現することを目指したい。

(4) 外国語学部

学科の新設と、一部学科ならびにコースの募集停止を伴った学部内の改組により、各学科の理念・目的がより明確になった結果、学生・教員の双方の意欲も向上し、教育効果が感じられる。また、留学や海外研修参加者の増加や、検定試験受験者の増加傾向が見られる。

〈5〉 医学研究科

各教育課程における教育目標、学位授与方針、習得すべき学習成果、教育課程の編成、実施方針、科目区分、必修・選択の別、単位数、履修年次等は、大学院要項に明示されており、学生や教職員に周知されている。これらのうち一部の内容は、医学部のホームページで明示され、社会に公表されている。

教育目標と学位授与方針は適切に整合しており、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について検証を行っている。

〈6〉 保健学研究科

保健学研究科の教育目標、学位授与方針、習得すべき学習成果、教育課程の編成・実施方針、科目区分、必修・選択の別、単位数、履修年次等に関しては、大学院要項や保健学研究科のホームページで明示され、社会に公表され、学生、教職員をはじめに社会に公開されている。また、これらの教育目標と学位授与方針は適切に整合し、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については定期的に検証されている。

〈7〉 国際協力研究科

2011年度までにカリキュラム体系の検討を実施し、2011年度に抜本的な改正を行い、2012年度より新しいカリキュラム体系に移行した。この結果、学位授与方針、及び教育課程の編成・実施方針の透明性が高まり、かつ適切化された。

② 改善すべき事項

〈1〉 医学部

改善すべき事項は、以下の通りである。

- ・教育目標の具体的内容である「到達目標」および「習得すべき」学習成果について、ホームページ上で公表されていない。
- ・教員に対してのこれらの情報の周知は、十分とは言えない。
- ・学生や教員の個々に対して教育目標や学位授与方針が有効に周知されているかについての評価は行っていない。
- ・教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、定期的な評価は行われていない。

〈2〉 保健学部

教育目標の具体的内容を「到達目標」として履修要目やホームページに明記する必要がある。また、履修要目とホームページ上の文言を統一する必要がある。教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、定期的に検証していく必要がある。

〈3〉 総合政策学部

現在、教育目標や学位授与方針はホームページやシラバス等において公表し、周知を促しているが、学生や保護者に向けて、より積極的な周知方法を探る必要もあるだろう。改めて教職員による共通認識を浸透させ、その上で各種ガイダンスや授業などにおいて、周知を徹底していくことが求められる。

また、科目区分の見直しや履修年限については、教務委員会においても常に見直しが検討されているが、さらに学生にとって利益となるようなさまざまな改革については、今後一層の努力が必要となるであろう。また、いわゆる PDCA に関しては、上述の通りであるが、C「評価」と A（行動）に結びつけるための工夫が求められる。

〈4〉 外国語学部

新設された中国語学科・観光交流文化学科が完成年度を迎えるまでには、定期的に学部全体の教育目標、学位授与方針、教育課程編成・実施方針に照らし合わせながら、設置科目の点検・評価を行い、各学科で教育目標、学位授与方針および教育課程編成・実施方針の点検をする必要がある。完成年度を迎えて、カリキュラムや設置科目の見直しが可能になるように、早急に取りかかる必要がある。

また、医学部、保健学部、総合政策学部 비해、学位授与方針の中で、学科ごとの学士（英語学科「文学」、中国語学科「中国語コミュニケーション学」、観光交流文化学科「観光交流学」）に対する言及がないので、明示すべきである。さらに、理念・目的、教育目標、学位授与方針、教育課程編成・実施方針の整合性を検討する。

〈5〉 医学研究科

学位授与方針について、医学部のような教育目標と呼応した形で明示おらず、また、医学部のように「教育課程の編成・実施方針」が具体的な形で示されていない。

学生に対する周知、学外への公開は、十分対応していると評価できるが、教員に対しては、十分とは言えない。また、周知の効果についての評価は行われていない。

さらに、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、定期的な評価は行われていない。

〈6〉 保健学研究科

教育目標の具体的内容を「到達目標」として履修要目やホームページに明記する必要がある。履修要目とホームページ上の文言を統一する必要がある。また、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、定期的に検証していく必要がある。

〈7〉 国際協力研究科

2011年度実施の新カリキュラム体系の下、博士前期課程は2年の実施を経て、博士後期課程は3年の実施を経て、新カリキュラムの完成年度を迎える。それぞれ、2013年度末、及び2014年度末に検証結果が確認できるようシステムを準備する。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

〈1〉 医学部

効果が上がっている事項についての将来に向けた発展方策は以下の通りである。

- ・教育目標と、それに応じた学位授与方針について、社会の変化に応じた適切な改訂を行う。
- ・教育課程を定期的に見直し、明示する。例えば、国際化に向け、海外との積極的な交流を可能にするカリキュラムを作成する。あるいは、従来の固定型カリキュラムから、学生の能力に応じたカスタムメイドのカリキュラムを試みる。
- ・新カリキュラムを経た医師の進路動向等について調査・分析し、さらなるカリキュラムの改善が必要か否かについて検討を行う。

〈2〉 保健学部

保健学部の各学科は国家資格であり、社会的に成果がわかりやすいのは国家試験合格率である。それぞれの学科において高水準の合格率が維持されている。

〈3〉 総合政策学部

総合政策学部の主たる教育目標は、幅広い社会科学分野への理解を通じて涵養される多角的な視野の獲得である。その意味で、初年次における必修科目である「社会のしくみ」は、専任教員によるオムニバス形式の授業であり、初年次から学際的な視点に関心を向ける意味で一定の効果がみられる。また2年次より履修可能である「学際演習」は、専門分野の異なる複数の教員が担当するPBL型の授業であり、学生は実践的な内容のもとで、まさに学際的な視野の形成において効果があるといえるだろう。

〈4〉 外国語学部

TOEICの点数の伸びや、中国語検定試験の結果などの受験者・合格者の推移を数値化して分析を加え、より発展させる方策を検討する。留学や海外研修についても同様に分析・検討のうえ、発展を図る。

〈5〉 医学研究科

教育目標と、それに応じた学位授与方針について、社会の変化に応じた適切な改訂を行い、教育課程を定期的に見直し、明示する。

さらに、学生および指導教授双方からの報告をもとに、指導教員による各学生に対する履修指導および個別的な研究指導の適切性について研究科として評価を行う体制を確立する。

〈6〉 保健学研究科

保健学の教育課程が検討され、専門職大学院など新たな展開がみられている。

〈7〉 国際協力研究科

教育目標と、それに応じた学位授与方針について、社会の変化に応じた適切な改訂を行い、国際化に向け、海外との積極的な交流を可能にするカリキュラムを作成する。

② 改善すべき事項

〈1〉 医学部

改善すべき事項についての将来に向けた発展方策は以下の通りである。

- ・教育目標の具体的内容である「到達目標」および「習得すべき」学習成果について、ホームページ上で掲載し、社会に公表する。
- ・教員に対し、教育目標・学位授与方針、および教育課程の編制実施方針について、十分に周知するシステムを構築する。
- ・大学構成員への教育目標・学位授与方針・教育課程の編制実施方針の周知度の評価方法とその導入についてFDや教務委員会等で検討を行う。
- ・教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、定期的な評価を行う体制を構築する必要がある。

〈2〉 保健学部

各学科での点検・評価に基づく改善すべき事項に関して、教務委員会を中心にさらに検討する。

〈3〉 総合政策学部

「社会のしくみ」や「学際演習」といった分野横断的な理解の形成に貢献する授業がある一方で、それぞれの教員が担当する個別の授業については、相互関連性や相互補完性について、さらなる発展や改善を検討すべきである。今後は少なくとも共通する分野において、教員相互の調整が求められるだろう。

〈4〉外国語学部

上記点検・評価での改善すべき事項に関して、各学科での点検・評価を踏まえ、学科責任者や各種委員会の委員長から構成される運営委員会で検討していく。

〈5〉医学研究科

・学位授与方針を、教育目標に呼応した形式として明示すると同時に、教育課程の編成・実施方針を具体的な形で大学院要項等の刊行物に明示する必要がある。

また、全体の教育目標・学位授与方針と教育課程の編成との関連について大学院要項などに明示し、合わせて、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成について定期的な評価を行う体制を構築することが必要である。

〈6〉保健学研究科

杏林大学大学院保健学研究科の大学院要項において、「教育理念・目的」、「教育目標」が明示されている。しかし、学位授与方針、教育課程編成・実施方針等が混在した形になっていることから、これらを項目立ててより明確化する必要がある。また、点検・評価に基づく改善すべき事項に関して、教務委員会を中心にさらに検討する必要がある。

〈7〉国際協力研究科

新カリキュラムの完成年度に行った検証結果を踏まえ、更に国際協力研究科の移転を踏まえて、2015年度を目標にカリキュラムの改正を含めた方途を見いだす。

4. 根拠資料

省略

Ⅱ－２ 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

(1) 医学部

＜必要な授業科目の開設状況＞

医学部の授業科目は、学則別表の通りである。

これは、文部科学省の定める医学部の必要授業科目および講義数を満たしている。

＜順次性のある授業科目の体系的配置＞

一般教養科目：教養科目としての社会学、人文科学、医学概論は、現在は「医療科学」に統合され、第1年次に医療科学A（医療と文化、心理学、病院実習、臨床医学入門）、第3年次に医療科学B（意思疎通、文献情報、基礎生命科学特論、看護実習）を学習する。医療科学は学年が進む毎に医療と連動して生命倫理、医学倫理、医師患者関係、保健医療論へと進展するようになっている。第1年次に開設されている自然科学としての生物学、生体化学、医学物理学では、生物、化学、物理の中から医学の基礎となる部分を抜粋・統合して学習する。また、医学的な論理思考に必須となる医学統計学についても、第3年次に学習する。さらに第1年次には小人数教育としてのプレチュートリアルがあり、自然科学の課題についての自己学習とグループ討論が行われる。

外国語科目：英語は第1・2年次での必修に加え、医学情報の国際化に対応すべく、従来選択科目であった医学英語を平成18年度より第3年次で、平成19年度より第4年次で必修化した。医学英語では第3・4年次のそれぞれ最後の4週間は少人数で医学論文を講読する small group study に当てられる。第1・2年次の自由選択科目である第2外国語には、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、がある。語学学習のために視聴覚教室が設置されており、英語と医学英語ではインターネットを利用したオンライン教育が行われている。

専門教育：第1年次に医療科学の中で臨床医学入門講義を実施し、入学当初から医学生としての自覚を養う。第2年次の解剖学、生理学、生化学（細胞生物学、代謝生化学B）では人体の構造と機能を理解し、“感染と防御”では微生物による疾病を学ぶ。第3年次の前期には薬理学、病理学総論、熱帯病学・寄生虫学など病態を加味した基礎医学と、社会医学としての衛生学を学習する。第3年次後期は臨床科目、病理学各論、一部基礎科目からなる臨床医学講義カリキュラムで構成されている。第3年次の臨床医学講義カリキュラムは、臨床医学総論、外科学総論、臨床検査医学、呼吸器内科学、消化器内科学、呼吸器・甲状腺・乳腺外科学、産婦人科学A、小児科学A、病理学各論A、循環器病学Aで構成されている。引き続き第4年次の臨床講義カリキュラムは、腎臓内科学、リウマチ膠原病学、神経内科学、循

環器病学B、血液内科学、内分泌・代謝内科学、高齢医学、精神神経科学、小児科学B、消化器外科学、小児外科学、救急医学、脳神経外科学、整形外科・リハビリテーション医学、皮膚科・形成外科学、泌尿器科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、産科婦人科学B、放射線医学麻酔科学、臨床検査医学・輸血学、病理学各論B、腫瘍学、感染症学、生活習慣病学で構成されている。また第4年次には、臨床症例を課題とした小人数教育のチュートリアルに加え、5年生での臨床実習に備えて診断法と診察技法を学ぶ臨床診断総論がある。第5年次では、公衆衛生学の講義と臨床病理検討演習（CPC）以外は、付属病院での臨床実習（bed side learning）が全科ローテーションで行われる。第6年次には診療参加型臨床実習であるクリニカルクラークシップがあり、2つの診療科を選択して、学内・学外（国外も含む）の医療施設で各4週ずつ実習する。また第6年次には全科目の総仕上げとしての集中講義、臨床総合演習が行われる。

以上の如く、教育課程の編成・実施方針に述べられているように、講義や実習、小人数教育などさまざまな教育手法を、学生の学習効果に配慮し、授業科目を相互の関連性に基づいて順位性をもって体系的に配置している。

<専門教育・教養教育の位置づけ>

現行カリキュラムでの総単位数は必修科目252単位であり、その内訳は一般教養科目52単位（20.6%）、基礎医学科目63単位（25.0%）、臨床医学科目137単位（54.4%）である。自由選択科目は第2外国語10単位のみで、必修選択科目はない。入門生物学、入門化学、入門物理学は選択必修制であるが、生物学、化学、物理学それぞれの単位となっている。これらの科目の履修により、教育課程の編成・実施方針に述べられている「医師に必要とされる医学的知識の確立とその応用力」を涵養するものとなっている。

基礎医学・臨床医学科目を合わせた専門科目は、カリキュラム全体の約8割を占める。この専門科目の比率の高さは、高度に専門的である医学部に特徴的であり、人命を預かるという重大な責務を負う医師の育成のためには不可避な構成と言える。また、臨床医学科目のうち、54単位を臨床実習に充てている。これは、教育課程の編成・実施方針に述べられている「医師に必要とされる基本的技能の確実な実践のための修練」に不可欠である。

一方、一般教養科目としての医療科学は、専門科目と有機的に連携しながら学習するように第1・3年次に配置されている。ここでは、教育課程の編成・実施方針に述べられている「医師にふさわしい倫理観と態度、コミュニケーション能力の育成」をめざし、倫理的問題やコミュニケーションに焦点を当てた授業が行われている。

さらに、第1年次、第4年次に開講されるチュートリアル等により、教育課程の編成・実施方針に述べられている「課題探求能力および問題解決能力の育成」を図っている。

なお、選択履修が可能なのは第2外国語に限られるが、例年、受講者は月を経るに従い減少する。しかし最後まで受講する学生の勉学意欲は旺盛であり、数少ない選択科目とし

て存続させる意義がある。選択可能な一般教養科目が少ないのは、学生の興味の多様性を考慮するとやや問題である。これも含め、一般教養科目については、将来、八王子キャンパスとの交流を拡大して、科目の選択幅を広げることが望ましいと考えられる。

(2) 保健学部

<必要な授業科目の開設状況>

教育課程の編成として一般教養科目は、人文・社会科学系、自然科学系、言語学系、体育学系から構成され、様々な学問分野に触れ、いろいろな現象のとらえ方、価値観及び多様性を認識することを第一の目的としている。

人文科学系科目では、哲学、生命倫理学、心理学、教育心理学、芸術等を、社会科学系では、法学、日本国憲法、社会学等を配置して、幅広い分野にわたって教養を養い、豊かな人間性を涵養するための基盤としている。また、臨床実習等を経た上級学年では「生命倫理学特論」、「看護倫理」や「関係法規」、「医療安全」などを開講しており、各々の専門科目の中での具体例をふまえた学習とあわせて、生命の尊厳と人権の尊重を基盤とする医療職者としての倫理観を養う機会としている。

自然科学系の科目は、基礎知識を整理してそれぞれの専門科目につなげる側面と、事実に基づいて論理的に考え、実証的に検証するなどの事実の認識方法の練習の側面を持つと位置づけて、記憶に偏らぬよう、考える能力を養うよう指導している。

言語学系については保健学分野において国際的視野をもった活動のできる人材育成を目指し、英語教育に力を入れている。また他言語の重要性も増してきており、フランス語や中国語も開設している。英語では本大学外国語学部が開発した「使える・話せる実践英語習得プログラム」により、実践的な英語力が身に付く教育が行われ、成果をあげている。また、医療系分野における知識技術は日進月歩であり、英語の文献を読みこなすことのできる学力は不可欠であるので「医学英語」を設置している。毎年9月には、約2週間にわたるカナダランガラ大学への語学研修も実施している。さらに、TOEIC、TOFEL、実用英語技能検定試験、実用フランス語技能検定試験等においては、スコアに応じて、外国語の科目の認定を行っている。

専門領域については、その教育体系が法律等に規定されているものは、これに従っている。すなわち、臨床検査学は同法律施行令第18条第3項及び厚生省告示第22号に、保健師、助産師および看護師に関する領域については、それぞれ保健師助産師看護師法第19条第1項、第20条第1項及び第21条第1項に、救急救命士に関する領域については、救急救命士法第34条3項に、社会福祉士に関する領域については、社会福祉士法第7条第1項に、臨床工学技士については臨床工学技士法第14条4項に、理学療法士及び作業療法士法第11条第1項、第12条第1項に依って専門領域のカリキュラムを編成した。また、労働

衛生領域および食品衛生領域についても監督省庁の指導によって専門分野を体系づけた。法律で規定されていない領域の体系については、教員の研究領域を活かして、衛生学、環境・食品学及び保健学などの領域として体系化している。これらの分野は、教育目的である「人々がより健康に生きることをサポートできる人材」の基本的な資質を豊かにするものである。

それぞれの学科において取得可能な資格は、①所定の科目を履修することによって取得できる受験資格、②所定の科目を履修することによって取得できる資格および任用資格、③その他に分類できる。

① 所定の科目を履修することによって取得できる受験資格

臨床検査技師（臨床検査技術学科）

細胞検査士（臨床検査技術学科）

救急救命士（救急救命学科）

社会福祉士（健康福祉学科）

看護師、保健師、助産師（看護学科）

臨床工学技士（臨床工学科）

理学療法士（理学療法学科）

作業療法士（作業療法学科）

② 所定の科目を履修することによって取得できる資格および任用資格

養護教諭1種（健康福祉学科、看護学科）

保健科教諭1種（健康福祉学科）

第1種衛生管理者（臨床検査技術学科、健康福祉学科、臨床工学科、救急救命学科、理学療法学科、作業療法学科）

食品衛生管理者、食品衛生監視員（任用資格）（臨床検査技術学科、健康福祉学科）

③ その他

移植コーディネーター（臨床検査技術学科、健康福祉学科、救急救命学科）

業務に関する基礎的な知識を身につけることができるように臨床検査技術学科、救急救命学科では「移植コーディネーター論」、健康福祉学科では「コーディネーター論」を開講している。

<順次性のある授業科目の体系的配置>

履修要目には各科目の配当学年を明記して履修年次を定め、順位性が保たれるようにしている。また1年間に履修できる授業科目の単位数の上限を原則として50単位と定め、他学年に開講されている授業科目の履修については20単位を限度とし、履修の順位性が乱れないよう配慮している。さらに各学科において科目は必修と選択に区分した教育課程を編成している。

<専門教育・教養教育の位置づけ>

必修科目の卒業要件単位に占める割合は看護学科 88%、臨床検査技術学科 40%、健康福祉学科 20%、臨床工学科 54%、救急救命学科 29%、理学療法学科 78%、作業療法学科 82%である。また、一般教養的科目においては選択必修科目制をとっている。すなわち、各分野の指定された科目数から一定以上の単位数を履修させて、低学年のうちに基礎学力の養成と幅広い教養知識を習得できるように配慮している。

(3) 総合政策学部

<必要な授業科目の開設状況>

総合政策学部における教育課程では、学部の教育目標である学際性豊かな専門的知識と社会を捉える複眼的視点の修得のため、総合政策学科と企業経営学科の2学科とも、大学で学ぶにあたって必須となる知識・能力を身につけるための「基礎教養科目」、専門的知識の修得のための「専門科目」と、専門科目の履修の際の基礎となる「専門関連科目」の区分を設け教育課程を編成している。

「基礎教養科目」は、大学で学ぶにあたって必須となる知識・能力、および一般社会常識として就職試験・資格試験等でも必要となる知識・能力を身につけるための科目として「読解力演習」、「文章力演習」、「計算力演習」、「国語力演習」、「近現代史論」、「社会のしくみ」を設置している。

「専門科目」は、それぞれの学科が定める教育研究上の目的に沿って、幅広い学際的な知識を吸収し、コース選択にも役立てることができる、コース共通の「専門共通科目」、コース別に定められた各専門分野における知識の修得を目的とした「専門基本科目」、コース別に設定された様々な問題を実践的に解決するための知識と能力の養成を目的とした「専門発展科目」からなる。また、各専門分野を総合的・学際的に学ぶことを目的として、他学科・他コース科目を「専門発展科目」として履修できる。

「専門関連科目」は、専門科目の履修を助け、あるいはその基礎となる一般教養や語学等の科目である。一般教育科目については、幅広く深い教養および総合的な判断力、豊かな人間性を涵養することを主たる目的として、人文科学、社会科学、自然科学の各分野にわたる多彩な科目を配置している。1年次には、高校から大学へ円滑に移行させるための導入教育として「プレゼミナール」を必修として配置している。また、国際化等の進展に適切に対応するための外国語の能力の養成を目的とし、必修科目として第1外国語（英語Ⅰ・Ⅱ、ただし留学生のみ日本語）、選択科目として第2外国語（発展英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、韓国語）を置いている。

<順次性のある授業科目の体系的配置>

教育課程の編成では、1年次（第1 Semester）には、高校から大学へ円滑に移行させるための導入教育として「プレゼミナール」、外国語能力の養成を目的とした（英語Ⅰ・Ⅱ、ただし留学生のみ日本語）、大学で学ぶにあたって必須となる知識・能力を養成する「基礎教養科目」を必修として設置し、コース選択に役立つためのコース共通である「専門共通科目」、社会科学における幅広い教養を涵養することを目的とした「専門関連科目」、を中心に履修ができる。そして、2年次（第3 Semester）からコース別に定められた「専門基本科目」の履修、リサーチスキルの修得と問題解決能力を養成するために基礎演習を設置しており個別教員による指導を受けることができる。3年次（第5 Semester）からコース別の「専門発展科目」の履修を行う。所属するコースの選択は1年次（第1 Semester）からではなく、3年次（第5 Semester）で行われるが、これは、学生によって最適なコース選択が行われるようにとの配慮からである。また3年次からは専門発展科目としてゼミナール（演習）を設けており、卒業論文の指導を中心として、独自の問題意識にもとづいた学習が行える。

<専門教育・教養教育の位置づけ>

総合政策学部では、教養教育の重要性を考え、大学で学ぶにあたって必須となる知識・能力、および一般社会常識として就職試験・資格試験等でも必要となる知識・能力を身につけるための科目として「読解力演習」、「文章力演習」、「計算力演習」、「国語力演習」、「近現代史論」、「社会のしくみ」を設置している。「読解力演習」、「文章力演習」、「計算力演習」、「国語力演習」ではコミュニケーションスキルや数量的スキルなど社会生活でも必要な技能の習得を、「近現代史論」、「社会のしくみ」では専門科目に関連する知識・一般社会常識の修得を図っている。また専門関連科目について、専門教育への導入をしやすくするために、社会科学分野の科目を1年次に多く置いている。

〈4〉 外国語学部

〈必要な授業科目の開設状況〉

外国語学部の教育課程の編成・実施方針は下記の通りである。

高度な外国語運用能力とホスピタリティの習得に基づくコミュニケーション力と正しい異文化理解を基礎に、専門的知識と能力の育成を核とした、学科・コースの定める教育目標達成のための教育課程を体系的かつ順次的に編成しています。併せて、学士力・社会人力養成のために初年次教育・キャリア教育・教養教育を適切に配置し、インターンシップなどの多様な実習科目群と講義科目群及び演習科目群を有機的に配置しています。

具体的には、以下の点に力を入れています。

- ・学部独自の外国語習得プログラム

(Practical English Program、Chinese for International Communication、高度日本語習得プログラム) による実践的かつ高度な外国語運用能力の習得

- ・学年ごとに外国語運用能力の目標を設定し、その達成度を検証するための共通テストの実施

- ・「キャリア指導」「ホスピタリティ実習」「インターンシップ」などを通してのキャリアデザイン能力や社会人力の養成

- ・「基礎演習」などの初年次教育による学士課程へのスムーズな移行

- ・少人数教育の実施と「ゼミナール」の必修化

- ・学科・コースの教育目標達成のための体系的科目編成

- ・海外留学・研修・実習の積極的な導入

上記方針に沿って体系的かつ適切に授業科目を編成するため、外国語学部は、授業科目を下記の通り、必修科目・選択科目、選択必修科目、自由科目の4種類に分類している。その上で、学則別表 4-4 の通り、必要な授業科目を開設している。

必修科目	卒業するために必ず単位を修得しなければならない科目
選択科目	必修科目以外の科目
選択必修科目	選択科目のうち特定の科目の中から所定の単位を修得しなければならない科目
自由科目	進級・卒業の単位に含まれない科目

〈順次性のある授業科目の体系的配置〉

授業科目にはそれぞれ配当学期次が定められている。これは、各授業科目の性質と内容を十分に理解して、それぞれの授業科目を段階的・系統的に学習するために、履修できる学期次の配当を定めているものである。必修科目については履修すべき学期次を、選択科目（選択必修科目を含む）については履修できる最初の学期次を、それぞれ指定しており、順次性のある授業科目の配置を行っている。

< 専門教育・教養教育の位置づけ >

専門教育・教養教育の位置づけに関しては、下記のような科目区分を設け、専門外国語科目、専門科目及び専門関連科目に分類している。

専門外国語科目	英語学科及び中国語学科は英語、中国語及び日本語を母語としない学生（以下「外国人留学生」という。）の為の日本語科目の3言語で構成されています。 観光交流文化学科は英語、中国語、韓国語及び外国人留学生の為の日本語科目の4言語で構成されています。
専門科目	英語学科はA、B、Cの3分野からなり、Aは各学科のコース共通科目、BとCは各学科のコース別科目です。 中国語学科、観光交流文化学科はA、Bの2分野に分かれています。
専門関連科目	A、B、C、D、Eの5分野からなり、Aは共通科目、Bは専門外国語科目以外の外国語科目、Cはリベラルアーツ等の科目、Dは日本語教育関連科目、Eは他学部・他学科設置科目です。

専門関連科目は、いわゆる教養教育科目に相当し、専門・教養分野の教育課程が体系的に編成されている。

この科目分類のもと、各学科・コースは、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」(大学設置基準第19条第2項)という学士課程の目的に適うよう、授業科目を学則別表のとおり設置している。

(5) 医学研究科

< 必要な授業科目の開設状況 >

医学研究科の必要授業科目については、特に定められたものはないため、本学の講座の体制に合わせ、独自に開設している。現在、医学研究科には、5つの専攻があり、これは29の専門分野に分かれており、この中に合計148の授業科目が設けられている。また、専攻共通科目として、基礎臨床共通講義の2科目がある。学生は、専門分野（主科目）から18単位以上、その他の分野（副科目）も合わせ24単位以上、および基礎臨床共通講義6単位の計30単位以上を履修する必要がある。医学研究科における単位計算法は杏林大学大学院学則第24条および医学研究科履修規程第6条に定められている。すなわち1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としているが、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果や授業時間外に必要な学修等を考慮して、1) 講義および演習については毎週1時間から2時間、15週の授業をもって1単位とすること、2) 実験・実習および実技については毎週2時間から3時間、15週の授業をもって1単位とすることと定められている。また、基礎臨床共通講義は1回1.5～2時間、30回の講義で6単位が与えられる。なお単位の認定は学科目担当教授の定めた試験または研究報告により学期末もしくは学年末に行われる。

<順次性のある授業科目の体系的配置>

大学院要項に示す通り、各専門分野において、1年次に講義演習、1－2年次に実験・実習、2－3年次に課題研究、3または4年次に論文演習を行う構成である。すなわち、1年次に各専門分野で必要となる知識を講義により習得し、それに基づいて1－2年次に実習を行い、2－3年次にはそれまでに得た知識・技能を応用して研究を行い、3、4年次にその成果を論文としてまとめるという、順位性のある体系的な科目の配置となっている。

各個人の履修内容、特に課題研究については、専門分野や研究テーマによって大幅に異なる。そのため、各科目内での教育内容の順位性は、指導教官により個人ごとに定められている。当研究科では平成19（2007）年度より、入学時には「研究計画報告書」、各学年年度末には「研究進捗状況報告書」を以て各学生の研究内容、研究進捗状況等を研究科宛に提出させるとともに、指導教授のコメントもあわせて提出する制度を開始した。また、論文作成1年半前には研究・論文作成の進捗状況を「研究報告会」において発表させるなど、各学生についての教務上の問題点を研究科として早期に認識し、必要に応じて学生もしくは指導教授との調整を行うこととした。大学院教務委員会などの組織も設置され、「指導教授への任せきり教育」ではなく研究科として組織的に教育に取り組む体制が整備された。このような体制の整備により、課題研究においても適切な順位性をもって教育が実施されていることを個々の学生において確認している。

<コースワークとリサーチワークのバランス>

医学研究科では、全ての専門分野において、次のような科目構成となっている。

コースワーク：

- 1) 1年次に開設される講義演習 4単位
- 2) 1－2年次に開設される実験・実習 8単位

リサーチワーク：

- 3) 2－3年次に開設される課題研究 8単位
- 4) 3または4年次に開設される論文演習 4単位

これに、やはりコースワークである基礎臨床共通講義6単位が加わり、計30単位を履修することが必要である。

通常、学生は一つの専門分野の中で1)から4)の単位を取得するため、コースワークが18単位、リサーチワークが12単位となるが、リサーチワークはコースワークよりも1単位あたりの履修時間が長い（前者が2－3時間×15回、後者は1－2時間×15回）ため、時間数に換算すればコースワークとリサーチワークはほぼ同等となっている。

学生によっては、主科目（自らの専門分野の科目）以外の副科目から6単位以内の科目を履修する場合もあるが、この場合は1) 2)に挙げた主科目のコースワークを、副科目のコースワークに替えることのみが認められている。すなわち、主科目のリサーチワーク

の代わりに副科目のコースワークを履修するなど、コースワークとリサーチワークの比率を変えるような選択は認められていない。したがって、副科目を選択する学生においてもコースワークとリサーチワークのバランスはほぼ1対1である。

なお、本学では国内外の他大学院との提携等による単位互換制度は現在のところ実施していない。しかし、大学院学則第22条では「各研究科において教育研究上有益とみとめるときは、別に定める規程により他大学の大学院又は研究所等と予め協議の上、当該他大学の大学院又は研究所等の授業科目を履修させることができる」と定めている。さらに「履修した授業科目の単位は10単位を超えない範囲で、本学において履修したものとみなすことができる」と定めており、他大学院での単位を本学で認める制度が導入されている。今後実際にこのような事例が生じた場合に備え、他大学での履修単位も含めたコースワーク・リサーチワークバランスについて取り決めておく必要があると考えられる。

(6) 保健学研究科

<必要な授業科目の開設状況>

保健学研究科における2つの専攻のうち保健学専攻は、臨床検査技術をめぐる臨床検査・生命科学分野、保健、医療、福祉を包括する保健・福祉科学分野、臨床工学に関連した臨床工学分野、より高度で国際的視野を含めた救急救命学分野に分け、看護学専攻は高度で専門化した知識と能力を有する看護学全般を支える基礎看護科学分野、実践的な看護の専門家を養成する実践看護科学分野に分け、それぞれ、専門職としての基礎的能力を修得するために必要な授業科目について配置している。

<順次性のある授業科目の体系的配置>

本研究科の教育内容と学士課程の教育内容の関係は、基本的に学部基礎を置く形になっているが、必ずしもそれにこだわらず、より広い視野にたった高度専門職業人および研究者の養成を目指し、分野で設定された科目を越えて履修可能であり、また各専門分野を構成する教員も、所属する学部学科にこだわらず、本来の教員の専門分野によっている。

博士前期課程と後期課程の教育内容の関係は、前期課程はより実務に習熟した高度専門職業人の養成を、後期課程ではさらに専門性を極め、その分野での研究者、教育者の養成を目指している。授業科目の構成および教員の配置もこの関係にあり、それぞれが順を追ってより高度な授業内容になるように配慮している。

<コースワークとリサーチワークのバランス>

社会のニーズに対応した人材の養成を行うためには、学修課題を複数の科目を通して体系的に履修するコースワークを充実させ、関連する分野の基礎的素養の涵養等を図っていくことが重要である。本学研究科においては、先にも述べたように豊かな学識を養うための複合的な履修取組として、保健学という学際的な領域内での主科目、副科目制を導入す

ることにより基礎的素養を身につけさせ、保健学の研究遂行に必要な基本的知識・技術を習得させた上で、リサーチワークとしての研究活動に取り組めるよう、前期課程、後期課程、さらに全ての分野においてその体制を備えている。コースワークに基本的科目や特論、リサーチワークにセミナー、特別講義、特別演習等をそれぞれの分野において半数ずつに相当する配分でバランスよく配置している。

〈7〉 国際協力研究科

〈必要な授業科目の開設状況〉

国際協力研究科には、博士前期課程として国際開発専攻、国際文化交流専攻、国際医療協力専攻、国際言語コミュニケーション専攻の4専攻が設けられている。また博士後期課程には開発問題専攻の1専攻が設けられている。

博士前期課程の修了要件は、主科目（自専攻の授業科目）14単位以上及び、論文指導Ⅰ8単位を含む、30単位以上を修得し、学位論文を在学期間中に提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。博士後期課程の修了要件は、研究指導科目3科目12単位以上を含む20単位以上を修得し、学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

博士前期課程の国際開発専攻は、国際政治研究、国際経済研究、国際ビジネス研究、法律税務研究の4専門分野を包含し、60の2単位授業科目が設置されている。国際文化交流専攻は、言語研究、言語文化研究、文化交流研究の3専門分野を包含し、26の2単位授業科目が設置されている。国際医療協力専攻は、国際保険額研究と国際医療研究の2専門分野を包含し、20の2単位授業科目が設置されている。国際言語コミュニケーション専攻は日中通訳翻訳研究と英語コミュニケーション研究の2専門分野を包含し、30の2単位授業科目が設置されている。更に4専攻全てに8単位の論文指導Ⅰと、それぞれ2単位の論文指導Ⅱ－1、論文指導Ⅱ－2、論文指導Ⅲ－1、論文指導Ⅲ－2が設置されている

博士後期課程の開発問題専攻には国際政治経済・法制と地域研究・開発協力の2専門分野を包含し、10の2単位授業科目と63の4単位演習科目が設置されている。

〈順次性のある授業科目の体系的配置〉

国際協力は政治、経済、文化、医療、言語などアプローチが多岐で、かつ学際性が高い分野である。博士前期課程では各授業科目に概ねⅠⅡ及びABと言う順次性がつけられ、順序だった学習がされるように施されている。また例えば開発援助機関や開発コンサルタントなど、将来の職業目的にかなうためにどの様な授業を履修すれば良いのかを「ガイドブック・履修要項」で紹介するとともに、オリエンテーションや指導教員の助言により、順次性をアドバイスしている。博士後期課程はきわめて専門性の高い分野で有り、指導教員を中心とする助言により、順次性を確保している。

＜コースワークとリサーチワークのバランス＞

博士前期課程は必要単位数 30 のうち、コースワーク（自専攻の授業科目）14 単位以上、リサーチワーク（論文指導Ⅰ）8 単位以上が必修とされている。コースワークが最低でも半数近くを占めるが、論文指導Ⅰを除く残りの 8 単位数は、コースワークで充足するか、あるいは論文指導Ⅱ（指導教授以外の論文指導）、論文指導Ⅲ（海外、企業等実習などの研究・調査活動）のリサーチワークでも充足できるようになっている。博士前期課程はコースワークのウェイトが大きく、どちらかと言えば学際性が重視されている。

博士後期課程は必要単位数 20 のうち、リサーチワーク（演習）12 単位以上が必修とされている。残りの 8 単位はコースワーク（2 単位の授業科目）で充足するか、あるいはリサーチワーク（指導教授以外の演習科目）でも充足できるようになっている。博士後期課程は専門性が高く、どちらかと言えばリサーチワークが重視されている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

(1) 医学部

＜学士課程教育に相応しい教育内容の提供＞

医学部の学士課程教育は、人命を預かる医師を養成するという重大な責務を全うするため、学生に対して自然科学から人体構造、病態病理、さらには社会科学に至るまで、幅広く膨大な知識・技能の習得を求めている。本学医学部の履修科目は文部科学省により定められた要綱に従っており、我が国において臨床医となるために最低限必要な教育内容はそれにより網羅されていると考えられる。しかしながら、近年は専門的知識のみに偏らない、総合的医療技能を有する医師の養成が社会的に要請されており、医師国家試験の内容や、臨床研修制度もその目的に合致するような内容に変化してきつつあるため、医学部における教育内容もそれに応じて変化することが求められている。これらの変化に対応すべく、平成 16（2004）年度の大規模なカリキュラム改訂で、それまでの受動的な知識詰めこみ型カリキュラムから学生の自主性を重視した参加型、問題解決型カリキュラムへ転換した。すなわち、平成 16（2004）年度からチュートリアル教育、統合臨床カリキュラム、クリニカルクラークシップの導入を柱としたカリキュラム改革が実行された。これによって、医学の進歩に伴う新たな知見の日々の積み重ねに対しても、自らの力で考え吸収し、柔軟に対応できる医師の育成が実現されていると考えられる。

同時に、医師国家試験の合格は我が国で医師になるための必須要件であり、教育課程により試験合格に十分な学力を身に付けさせることも当然のことながら重要な課題である。本校の医師国家試験合格率は、年度による上下はあるものの、近年私立大学医学部の中では概ね上位に位置しており、留年者の少なさを考慮すればその教育内容は国家試験合格基

準に十分対応しているものと考えている。しかしながら、毎年数人の不合格者が出ているのも事実であり、これを可能な限り少なくできるような教育を提供することも、医師の養成を使命とする医学部専門教育において重要な目標である。このような観点から、平成 24 (2012) 年度には統合カリキュラムの利点を生かしつつ、学生の学習効果をさらに向上させることを目的としたカリキュラムの改訂を行う。今後、新カリキュラムの効果について評価していく予定である。

一方、前述のように他学部と比較して必須履修科目の数や講義時間数が際立って多いため、自由選択科目の範囲は限られている点において、教育の柔軟性に乏しいという欠点がある。今後医師にとってますます重要となるであろう社会科学的知識を、限られた時間内で習得するため、今後は総合大学の利点を生かして、八王子キャンパスの他学部と教養科目の交流等を図ることも検討する必要がある。

<専門分野の高度化に対応した教育内容の提供>

本学医学部の履修科目は文部科学省により定められた要綱に従っており、我が国において臨床医となるために必要な教育内容は網羅されていると考えられる。

<初年次教育・高大連携に配慮した教育内容>

高校で生物、化学、物理を履修しなかったか、もしくは入学試験で選択しなかった者を対象に入門生物学、入門化学、入門物理学を選択させ 4 月～6 月の期間に実施している。これらの講義は単なる補講に留まらず、分子生物学、生体化学、医学物理学を理解するのに役立つよう学習内容に工夫されている。

一層の改善のためには講義内容や時間数が適正かどうかの点検が必要である。

(2) 保健学部

<学士課程教育に相応しい教育内容の提供>

保健学部は臨床検査技術学科、健康福祉学科、看護学科、臨床工学科、救急救命学科に加え、平成 21 年に理学療法学科、平成 23 年に作業療法学科を設置した。このような多様な保健医療福祉の専門職を養成する学科を設置したことにより、教育目標である多職種専門職業人教育において、各分野特有な問題解決能力を獲得し、それぞれの学科の独自性が明瞭となるようなカリキュラム構成となっている。それぞれの資格取得に必要な教育内容のみならず、保健学の広がり理解してそれぞれの進路に要求される資質をのばすよう配慮している。

また八王子キャンパスでは一部の授業科目を他学部と合同で開講した教養科目も配置している。このことは、幅広く深い教養を身につけ、豊かな人間性を涵養する学士教育の基本に合致している。

<初年次教育・高大連携に配慮した教育内容>

高等学校までの教育課程が柔軟化されたことに伴って、入学者の間には履修科目の学力についてかなりのばらつきがあることや、必ずしも生物、化学、物理の基礎的知識を習得していない学生もあり、大学教育での基礎的知識の理解が困難であることが危惧される。そこで、本学部では高等学校において、「物理Ⅰ」「化学Ⅰ」「生物Ⅰ」を未履修の者及び受講を強く希望する者を対象に高校レベルの授業「基礎物理学」「基礎化学」「基礎生物学」を開講し、履修修了者には1単位を付与している。

1年前期には一般教育的科目として、数学、物理学、無機化学、生物有機化学、細胞生物学等の自然科学系基礎科目を配置し、専門科目へ移行しやすいよう配慮している。

そして、新学年4月の授業が始まる前に、4日間にわたり、大学生活全般、単位取得、時間割の組み方、資格関連科目の履修方法、履修登録の手続き、コンピュータ室と図書館の利用法等についてガイダンスを行い、円滑に大学生活を送ることができるよう配慮している。加えて、各学科で学年ごとに担任制を取り、教員が学生1人1人の生活と学習に関する指導や助言を行っている。

また、これまで当学へ受験生を送り出した実績のある高校に対して、保健学部の教員1人につき1校を割り当てて高校訪問を行っている。この活動は大学のPR活動というだけでなく、高校の教員と話をする中で、学習レベルや最近の高校生の気質などについても話題を深め、大学入学後の学生の学修への適応を考える良い機会となっている。

(3) 総合政策学部

<学士課程教育に相応しい教育内容の提供>

総合政策学部では、政治、経済、法律、行政、経営、会計、環境、福祉からなる広範囲な学問分野を総合的、学際的に学ばせることにより、幅広い視野から問題を多面的に把握し、分析し、そして解決していく能力と、豊かな人間性を備えた人材を育成することを目的としている。特に1年次より「近現代史論」、「社会のしくみ」を必修とすることで、専門的知識と歴史・社会との関連付けを重視し「総合的な教養」を身につけ、また「読解力演習」、「文章力演習」、「計算力演習」、「国語力演習」などの基礎教養科目を必修、社会の現実的課題の解決能力である「実践力」の修得を目指している。

ひいては学際性豊かな知識を有し、複眼的な視点から社会現象を捉えることができる洞察力と知識運用力を身につけること、他者とのコミュニケーションを図り、多様な価値観を認識でき、かつ社会の一員として信頼される人間性を身につけることができるよう、学際性を基本とした体系的教育課程を提供している。

＜初年次教育・高大連携に配慮した教育内容＞

本学部は、初年次教育において、高校から大学へ円滑に移行させるための導入教育を特に重視している。初年次教育の一環として、1年次「読解力演習」、「文章力演習」、「計算力演習」、「国語力演習」、「近現代史論」、「社会のしくみ」を基礎教養科目として設置し、それに「プレゼミナール」を加えた7科目16単位（うち14単位必修）を必修科目としている。

近年、合格決定から入学までの、いわゆる「入学前教育」に力を注いでいる。推薦入試の合格者を対象としたセミナーを12月中旬に開催し、本学部教員による模擬講義を聴かせ、その内容に関するレポートの提出、添削返送といった指導を行っている。さらに、1月と2月にも学部が指定した文献にもとづくレポートの提出と添削を義務づけている。また、3月下旬には入学予定者を対象として希望者を対象として、基礎学力の向上と、大学での授業に早く適応することを目的に、スプリング・セミナーを開催し、例年、入学予定者の2/3強が参加をしている。

他方、毎年夏のオープン・キャンパスに参加する受験生に対して、模擬講義・模擬演習、高校への出張講義（希望制）、高大連携校の生徒を対象とした1日体験入学などを行い、大学の雰囲気味わってもらえるよう努力をしている。

〈4〉外国語学部

＜学士課程教育に相応しい教育内容の提供＞

学士の称号を得るためには、4年間（8学期）以上在学し、所属の学科（またはコース）ごとに定める単位（下表参照）を含めて、124単位以上を修得しなければならない（学則第39条第4項）。また、8年（16学期）を超えて在学することはできないと定めている（学則第17条第1項）。各学科・コースとも、それぞれの学士課程教育に相応しい教育内容を提供している。

科目数・単位数		専 門 外 国 語 科 目 数	単位数					合 計	
			専 門 科 目 A	専 門 科 目 B	専 門 科 目 C	専 門 関 連 科 目 A			
英語学科	英語ビジネスコミュニケーションコース	50	12	27	11	—	12	62	
	英語教育コース	49	12	27	—	11	12	62	
中国語学科	—	48	16	16	20	—	12	64	
観光交流文化学科	—	59	16	46	5	—	11	78	

<初年次教育・高大連携に配慮した教育内容>

初年次教育・高大連携に関しては、教育課程の編成・実施方針に謳っているとおり、各学科・コースとも1年次（1，2 Semester）に「基礎演習」という科目を必修科目として設置し、大学における学習方法、言語運用能力を高める学習方法、図書館・CALL 教室・コンピュータ室などの設備利用方法などを習得して、学士課程へのスムーズな移行を図っている。

また、入学前教育として、推薦入試、AO入試合格者を対象にしたセミナーを12月に開催し、学士課程に入学する前に身につけておきたい学習方法・学習習慣、特に語学の継続的学習方法の指導を行っている。その際、入学時に実施されるプレイスメントテスト（TOEIC Bridge）の準備学習も指導している。

(5) 医学研究科

<専門分野の高度化に対応した教育内容の提供>

医学研究科では、各専攻課程共通の必須科目として「基礎臨床共通講義」を開講している。学生に学際的な医学・生物学的知識を幅広く習得させることを目的とするもので、最初の2年間に受講することを義務づけている。年度毎にいくつかのテーマを設定し、これに沿って基礎医学、臨床医学、さらには広く生命科学に関する最新の情報を教授する機会を設けている。講義の理解をより確実にするため、事前に演題および講義内容に即したキーワードを提示し、関連領域に関する予備知識をもって講義に臨ませるなどの工夫を行っている。講師は原則として本学教員であるが、年に1～2回は国内の著明な研究者を招聘している。

一方、こういった学識を縦横に駆使し、また自在に応用し、研究者として自立して研究活動を行い得る能力の涵養については、指導教授、指導教員が学生に対してそれぞれの研究課題のもとに創造的な研究を行わせ、これを博士論文にまとめさせる、という研究指導の過程を通じて個別に指導・教育がなされている。臨床、研究活動を通して指導教授、指導教員から日々指導を受ける中で、一般的な講義形式では習得しがたい最新かつ高度な学識を個人レベルで直接学ぶ機会も多く提供されていると言える。しかしながら、科学技術の急速な進歩に伴い、指導教員の個人的な努力では捉えきれない専門分野の高度化が認められる場合もあり得る。研究科では、全体として学生の教育に広く関与し、全ての教員のもつ教育資源を存分に活用して、課題の解決を図る体制を構築することが望ましいと考えられる。

さらに、平成21（2009）年度からは、特に優秀な学生を対象とした早期修了制度を導入した。早期修了の要件として、①所定単位の修得②指導教授の推薦③査読制度が確立されている学術雑誌であり impact factor（IF）4点以上又は各研究領域別 IF ランキングで上位3誌以内の雑誌への掲載又は受理、が定められている。特に③の項目は、各専門分野のトップクラスの雑誌に掲載されうる高度な内容の研究成果を挙げることに對するモチベーショ

ンを高め、研究レベルの向上に大きく寄与するものと考えている。

このような改善策により、専門分野の高度化にも自在に対応できる体制が構築されつつあると考えられる。

(6) 保健学研究科

<専門分野の高度化に対応した教育内容の提供>

医療技術が急速に高度化・専門化し、高齢化社会の到来に伴い疾病構造が変化するなど、医療・保健・福祉を取り巻く環境は、近年大きく変容しており、このような状況と社会のニーズに的確に応えることのできる専門職者の養成が必要とされている。また、医療事故が多発する昨今、医療安全管理の在り方について十分な教育を受けた看護実践者の養成も、また強く求められている状況にある。さらに国際化の進展に伴い、看護学の分野においても国際的な交流・協力活動を視野に入れた人材の育成も急務である。

特に看護の専門分野における実践能力や総合的な調整能力を有する人材の養成は必須である。そこで杏林大学大学院保健学研究科では平成20年度に看護学専攻を独立させ、保健学専攻と看護学専攻の2専攻を設置した。その後、平成23年度から専門看護師教育課程を設置し、看護分野の中でがん看護において卓越した看護実践能力を有し、看護職者を含むケア提供者に対し、教育的役割や調整、またはコンサルテーションを行い、看護ケアの質の向上をはかり、かつ研究活動や倫理的問題への調整ができる専門職者の養成を開始した。

保健学研究科における授業科目は当該専門分野の授業科目を主科目、それ以外の授業科目を副科目として、狭い専門分野のみならず、広い範囲の科目が履修できるよう配慮し、幅広くかつ奥深く知識や教養および人間性を兼ね備えた職業人として、他の専門分野と連携、協力することができる高度専門職業人を育成する教育課程を主眼に体系的な教育課程を編成している。研究指導に関しても博士前期課程では「特別講義」、後期課程では「特別研究」として授業科目を定め、個々の学生に十分な指導の時間を配している。

また、保健学研究科には教育職員免許法に基づく教職課程を設置している。すなわち一種免許状を有している者が2年以上在籍し、所定の単位を修得した後、修士の学位を取得した場合に養護教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状（保健）、および高等学校教諭専修免許状（保健）の専修免許状が取得できる。教職課程における専修免許状の取得を目指す学生は、まず学部教育で、一種免許状を取得した後、修士課程で専修免許状の取得を目指している。

(7) 国際協力研究科

<専門分野の高度化に対応した教育内容の提供>

国際協力研究科では、博士前期課程、博士後期課程ともそれぞれの専門分野の高度化に

対応した教育内容を提供している。博士前期課程の国際医療協力専攻の例を挙げれば、国際医療協力の研究と実践に不可欠な、情報収集から研究デザインと実施計画の設計、成果発表に至る技能を有効に用いるレベルを到達目標とした「保健医療研究法」を設置するなどしている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

(1) 医学部

教育課程・教育内容の状況について、内容の適切性に関し現状を述べてきた。これらの現状に関し、次の指標に基づき点検・評価を行う。

- 必要な授業科目が適切に開設されているか。
- 授業科目の履修の順位性が適切に編成され、示されているか。
- 専門・教養分野等の教育課程が体系的に編成されているか。
- 学士課程教育に相応しい教育内容を提供しているか。
- 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容となっているか。

その結果は以下の通りである。

- ・必要な授業科目は、全て適切に開設されている。
- ・授業科目は概ね適切な履修の順位性をもって編成されており、教授要目に示されている。
- ・専門・教養分野等の教育課程は概ね体系的に編成されている。
- ・学士課程教育に相応しい教育内容を概ね提供している。
- ・初年次教育・高大連携に配慮した教育内容が盛り込まれている。

(2) 保健学部

学士課程教育および資格取得に必要な授業科目はすべて適切に開設されている。また一般教養的授業科目、外国語科目は、学生の視野を広げることに重点を置き、医療に関連したトピックスを取り込むことで専門科目との連携を図っている。これは深い教養に裏打ちされた総合的判断力を養う教育の一環を担っており、その目的に照らして適切である。

授業科目は概ね適切な履修の順位性をもって編成されており、履修要目に示されている。

専門・教養分野等の教育課程は概ね体系的に編成されている。各学科における一般教養科目と専門科目の必修と選択の配分も概ね適切と考えている。看護学科、理学療法学科、作業療法学科では必修科目の単位が多く、特に看護学科では卒業要件単位の80%を超えている。その理由は保健師助産師看護師学校養成所指定規則の定める条件を満たす必要があるためである。選択科目の量的配分が少ない点は改善すべきであるが、応用看護において、学生が自分で関心のある領域を選んで実習を展開する総合看護学実習Ⅰ・Ⅱを設置し、より専門的、さらに最新

の知識や技能を学ぶことができるよう配慮している。以上より、学士課程教育に相応しい教育内容を概ね提供している。

平成 20 年度の評価事項の中で、選択科目「生命倫理学」に対する履修指導の強化が指摘されていたが、「生命倫理学」は、平成 21 年度に看護学科、平成 22 年度に臨床工学科において必修科目とした。また、平成 21 年度、及び 23 年度に設置された理学療法学科、作業療法学科においても必修とした。他の 3 学科、臨床検査技術学科、健康福祉学科、救急救命学科では選択科目となっている。これらの学科においては、毎年、4 月、9 月のガイダンスでの履修指導、また、履修しやすいように 1 週間の開講コマ数を 1 から 2 コマにした結果、選択となっている 3 学科の「生命倫理学」履修率は平成 22 年度が 88%、平成 23 年度が 82%であった。

また初年次教育・高大連携に配慮した教育内容については、高等学校までの教育課程の柔軟化や入試科目の減少、理科に関しての履修の多様化に伴い、学生の基礎学力の低下やばらつきが見られることから、国語と英語の 2 科目受験による入学生や物理 I、化学 I、生物 I を高校で履修していない入学生の基礎学力向上を目的として、高校レベルの基礎理科を 1 年生前期に導入した。この基礎科目の設置により、新入生から入学後の不得意科目に対する不安が解消されたとの学生からの評価とともに、物理学、化学、生物学系の教員からも、高等学校教育でも知識から大学教育への積み上げが円滑になったと評価されている。

カリキュラムの運用点検については、教務委員会を組織して毎月 1 回定例の会議を開き、学生の履修に遺漏のないようにすると共に、より適切なカリキュラムの運用ができるよう配慮している。

〈3〉総合政策学部

まず、近年において一定の効果が認められる内容として、初年次におけるプレゼミナールを挙げるができる。プレゼミナールは入学後、新入生が大学生活に慣れることをサポートする目的として位置づけている。履修相談から始まり、ノートテイキングの技法、レジュメ作成、レポート作成など大学での授業にスムーズに適応する上で不可欠の基礎的な内容の修得を目指している。また、各種のグループワークやプレゼンテーションもプレゼミナールにおいて積極的に導入されており、こうした活動を通じて獲得される知識や経験は、2 年次において全員が履修する基礎演習での基礎として役立つこととなる。

また、読解力演習、文章力演習、計算力演習、国語力演習などの基礎教養科目は、専門科目を補完する役割を果たすと同時に、就職活動において導入されている SPI 試験対策としても位置づけている。さらに、同じく基礎教養科目である「社会のしくみ」は、オムニバス形式の授業であり、幅広い分野の専任教員が担当する授業である。総合政策学部が掲げる「学際性」という理念を具現化する上でも、初年次に受講する社歌のしくみは重要な役割を果たしている。なお、基礎演習やゼミ 学際演習においては、グループワークやリサーチワークを重視してお

り、高いコミュニケーション能力を身につけた学生を育てる上で一定の効果を生み出していると考えている。

〈4〉外国語学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、学科・コースの定める教育目標達成のため、配当学期次、必修・選択・選択必修・自由の科目種類、および、専門外国語、専門、専門関連科目の科目区分を設け、教育課程を体系的かつ順次的に編成している。

設置科目に関しては、初年次教育・キャリア教育・教養教育を適切に配置し、インターンシップなどの多様な実習科目群と、講義科目群及び演習科目群を有機的に配置している。

〈5〉医学研究科

必要な授業科目は、概ね適切に開設されおり、授業科目の履修の順位性も概ね適切に編成され、かつ大学院要項に示されている。コースワークとリサーチワークのバランスは、概ね適切と考えられる。また、専門分野の高度化に対応した教育内容が盛り込まれている。

〈6〉保健学研究科

博士前期課程が目指している高度専門職業人は、保健学部が育成している臨床検査技師、看護師、保健師、養護及び保健教諭、臨床工学士あるいは救急救命士といった専門職の資格を有する者に、さらに高度な知識や技術を教育しようとするものであり、学部の卒業生はもとより、それぞれの専門職に現在就いている社会人のニーズも的確に反映した教育内容になっている。

さらに、博士前期課程と後期課程の教育内容の関係において、両課程の専門分野において、前期課程は、より実務に習熟した高度専門職業人の養成をめざし、後期課程はさらにその分野において得た知識や技術をもとにして、「自立して研究活動を行うことができる研究能力を有する人材の養成」を目指すものである。

また、大学院に入学する当初から研究者を目指す学生の場合には、前期課程、後期課程を通した5年間の教育課程として、研究教育指導計画書を作成するよう、各指導教員に求めている。これらから、前期課程と後期課程の教育内容は研究科の目的および教育課程としての目標に合致しているといえる。

入学から学位授与までの教育システムは、より広い視野に立った学生を育てるための様々な工夫がなされており、自然科学系の大学院における教育システムとしては適切である。また各専門分野の教員配属も本来の専門分野を反映したものとなっており、保健学に関わる多職種の教員同士が連携を深め、効率的な教育がなされる環境が整っている。

〈7〉 国際協力研究科

履修計画や研究計画の作成とそれらに基づく研究指導と学位論文指導は教育目標の達成に効果を上げている。

② 改善すべき事項

〈1〉 医学部

改善すべき事項は次の通りである。

- ・ 3年次の臨床医学講義において、授業時間数等の関係で、一部の専門的科目が内科等の基本的科目よりも前に配置されている場合がある。
- ・ クリニカルクラークシップが、国家試験の勉強時期と重なり、一部の学生で実習に集中しないなど履修態度に問題が見られる場合がある。
- ・ 選択可能な一般教養科目が少ない。
- ・ 医療科学の一部に、社会医学や臨床医学と重なるテーマがある。
- ・ チュートリアル教育において、他人の作成した資料をそのまま用いる学生がいるなど、本来の「自主的思考力を高める」という目的から逸脱している場合が見られる。また、自主的な発言が得られにくい場合も多く、教育効果が十分に上がっていない。

〈2〉 保健学部

1. カリキュラムの点検

法律などの規制を受ける資格については、課程委員会を設けてカリキュラムの監視点検を行うと共に、個々の学生の適性や理解度に応じた教育改善を行っているが、資格の取得に偏重することなく、確かな知識と論理的な思考によって物事を判断するよう指導する。また社会的ニーズの変化や学術研究の動向に対応した教育提供のため、現行カリキュラムの検証・評価を定期的に行う。

2. 学士教育課程の内容

各科目内容の点検をおこない、重複部分の見直しや授業内容の精選をはかり、学生が自主的に授業に取り組めるようカリキュラムを整備する。

3. 初年次教育、高・大の接続

推薦入試合格者は、入学までに12月から3月まで4ヶ月間の時間があるが、この期間に、基礎学力の充実と勉強習慣の維持を目的として入学前教育を行うため、高校教員との連携を深める。そして得られた高校からの提言をカリキュラム策定に取り入れ、連携を強化する。高校と大学の教職員で、双方がもつ様々な問題に関する意見交換の場や、定期的な研究会を設ける。

入学生の知識レベルが多様であることを踏まえ、個々の学生の既習状況と理解度を把握しながら授業を進めていく。また一般教養科目と専門科目の教員間で教育内容に関する

情報交換を図ることも重要である。

春期または夏期に集中講義などの形式で「大学での授業開放」を実施し、取得した単位を高校での単位や大学入学後の単位に充当することなど、高大連携を積極的に検討する。

〈3〉 総合政策学部

改善すべき事項としては、まず、入学前教育の改善を挙げることができるであろう。現在、推薦入学者に対しては、数回にわたるレポート添削や国語力を向上させるための課題を課している。しかしながら、より効果的な入学前教育を実施し、さらには入学後のサポート体制を確立するためにも、推薦入学者の全体的な学力やその水準、あるいは得手分野と不得手分野の把握、さらには学生全体の学力分布といった統計的なデータが必要となるだろう。今後は、とくに推薦入学者に向けた事前教育をどのように向上させるかは、一つの課題となるだろう。

また、プレゼミナールにおいて取り組まれてきさまざまな試み、あるいは基礎演習や演習など含め、少人数による授業と教育プログラムのさらなる向上は、本学においても今後はより重要となるであろう。そこで、少人数教育のあり方、あるいは、いわゆる PBL 型の授業の積極的な導入など含め、さらに FD 等において検討が重ねられる必要がある。

〈4〉 外国語学部

教育課程編成・実施方針には「学年ごとに外国語運用能力の目標を設定し、その達成度を検証するための共通テストの実施」としてあるが、TOEIC-IP テストを英語学科では 3 年次まで、中国語学科、観光交流文化学科では 2 年次までの各学期末に実施しているものの、学科ごとの具体的な外国語運用能力の目標設定がなされていない。

科目分類ごとの必修単位数が学科間で格差がある（専門科目 A が中国語学科では 16 単位に対して観光交流文化学科では 46 単位、合計単位数が英語学科では 62 単位に対して観光交流文化学科では 78 単位など）。科目ごとの分類が妥当であるかどうかを見直し、学科間の格差是正が望まれる。

また、中国語学科、観光交流文化学科の専門科目 A・B の分類が何を基準に行われているのか定かではなく、講義科目群・演習科目群・実習科目群による分類など、分類の意義を明瞭にすべきである。

〈5〉 医学研究科

副科目から履修する場合、主科目のコースワークである講義・演習または実験・実習を、副科目のコースワークに替えることのみが認められているが、この点が大学院要項等に明記されていない。今後、他大学との単位互換制度を利用する事例が生じた場合に備え、他大学での履修単位の扱いについて取り決めておく必要があると考えられる。この際には、コースワーク・リサーチワークバランスにも配慮する必要がある。

〈6〉保健学研究科

医療分野における知識や技術の急速な進歩に伴い、4年間の学士課程教育では対応しきれない専門化、高度化した内容の教授について、定期的に検討する必要がある。

〈7〉国際協力研究科

カリキュラム上の論文指導時間を十分に確保する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

〈1〉医学部

効果が上がっている事項についての将来に向けた発展方策は、次の通りである。

- ・一般教養科目の中での授業数の比率を見直し、新たな時代に必要とされる医師像にふさわしい一般教養を身に付けるのに役立つ科目の増加を目指す。
- ・医学論文の批判的読解ができ、将来の論文作成において有用な知識・技能を養成できるような医学英語の講義体制を構築する。
- ・同時に、一般外来診療において外国人患者と意志の疎通が十分にできる程度の英会話能力を育てる教育体制を構築する。
- ・全員がほぼ画一である現在の教育課程を一部改訂し、能力に応じた教育を提供できる体制を構築する。すなわち、能力が高く国家試験合格に不安のない学生については、外国への短期派遣留学や、学内外の研究室への配置など、発展的な知識・技能の獲得ができるプログラムを作成する。一方、低学力者については早期に選別し、適切な補講や追加の試験等を行って、学力向上を目指す。
- ・新カリキュラムの導入による学生の学習効果の向上の有無について検証を行う。

〈2〉保健学部

学生による授業評価の集計結果を教員にフィードバックし、授業改善の資料とするように要請しているだけだった点について、集計結果および自由記載欄は、教員にフィードバックし、授業内容の改善だけでなくシラバスの作成にも反映させるよう要請している。

平成23年度後期までの結果は本学ホームページ上に公開している。

(<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/health/outline/eva.html>)

また学生による授業評価では回収率が低い科目があったが、平成23年度前期が75.5%、後期が72.5%で向上した。さらに、平成21年度から学生による授業評価で高得点を得た教員を表彰する顕彰制度を設け、その結果を本学ホームページ上に公開している。

(<http://www.kyorin-u.ac.jp/cn/html/kyorin/00010/201206071/>)

〈3〉 総合政策学部

総合政策学部では、まず初年次に基礎教養科目を設置し、教育目標を浸透させる上で不可欠な「社会のしくみ」や読解力や文章力といった基礎的な科目を開設している。あるいは、初年次教育を強化し、大学生活へのスムーズな適応を目的として、専任教員が担当する小クラスの「プレゼミナール」がある。基礎教養科目やプレゼミナールは、とくに入学後の学生が大学での学びや生活を円滑にする上で一定の効果があるといえる。また、2年次以降には学際演習を含め、専門的な科目を履修することが可能となっている。段階的な科目設置により、学習効果が高められているといえるだろう。

〈4〉 外国語学部

各学科、教務委員会、運営委員会において、教育課程・教育内容を再度精査し、より効果的かつ効率的な授業科目の編成を考えていくことによって発展を期す。

〈5〉 医学研究科

今後さらに学生数を増加させ、本学の研究教育体制を充実したものとするために、より魅力ある専門分野のコースを開設し、また、臨床系専攻の学生に関して、臨床研修などの臨床活動と大学院の教育・研究の両立が可能な体制をさらに強化する必要がある。海外との交流を活発にして、研究レベルの向上を図ると同時に、外国人留学生の増加に備え、大学院共通の「基礎臨床共通講義」などに対する配慮（英語での講義、スライドは少なくとも英語表記にする等）や大学院要項（シラバスも含めて）英語版の準備を行うことが必要である。

〈6〉 保健学研究科

博士前期課程の看護学専攻において、専門看護師の養成を開始したことは社会の要請に応えるものであると考えている。専門化、高度化した教育を受けた新しいカリキュラムにおける修了生を育成中である。

〈7〉 国際協力研究科

より教育効果を上げ、質の高い論文の作成に向けて、論文指導時間（コマ数）を増やす。

② 改善すべき事項

〈1〉 医学部

改善すべき事項についての将来に向けた発展方策は、次の通りである。

- ・3年次の臨床医学講義において、一部の専門的科目が内科等の基本的科目よりも前に配置されている場合があるため、これを是正し、基本的知識を習得した後に専門的科目を受講できるようにする。

- ・クリニカルクラークシップを、臨床実習と組み合わせるなど、6年次の国家試験の勉強時期と重ならないような時期に配置し、学生の履修意欲を高める。
- ・選択可能な一般教養科目を増加する。
- ・医療科学の一部に、社会医学や臨床医学と重なるテーマがあるため、改定する。
- ・チュートリアル教育において、チューターが積極的に介入し、学生の発言を促す努力を行うなど、我が国の精神風土に合致した体制に改善する。
- ・高大連携の一層の改善のために、初年度の初等科目の講義内容や時間数が適正かどうかの点検が必要である。

〈2〉保健学部

学部の特徴として国家試験受験資格を有する学科が多く、カリキュラムが過密になっていることから、休業期間が十分確保でき、学生個々の状況に合わせて学習が進められるような効率的かつ効果的教育課程であるかどうか、定期的に点検をおこなっていく。

〈3〉総合政策学部

科目の設置については、これまでも履修規程の改定などにより、可能な限り早い段階で専門的な科目を履修できるようにするなど改善を行ってきた。今後は、前述の内容とも重複するが、各科目の連関や内容やレベルの調整などを行っていく必要があるだろう。とりわけ、総合政策学という学際性を特徴とする学部においては、分野横断的な科目間の相互すりあわせが求められる。

〈4〉外国語学部

教育課程の適切性を検証するために、設置科目の適切性については各学科、上記改善すべき事項など、教育課程・教育内容の体系的編成は教務委員会、運営委員会が責任主体となり、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげていく。

〈5〉医学研究科

副科目から履修する場合の詳細について、大学院要項等に明記し、他大学との単位互換制度を利用する事例が生じた場合に備え、他大学での履修単位の扱いについて取り決めておく。

研究科全体として学生の教育に広く関与し、全ての教員のもつ教育資源を存分に活用して、課題の解決を図る体制を構築する

〈6〉保健学研究科

より多くの院生を研究科で受け入れ、高度専門職業人として養成する必要がある。また修了生に対して教育評価を行う、または修了生が職業人として活躍する場において、所属長による評価を行うなど、研究科カリキュラムに対する第三者評価も交えて実施した上で、その

内容を反映し、定期的に点検する必要がある。

看護学専攻において専門職者の養成を取り入れたが、保健学専攻についても、高度専門職業人の養成をさらに前面に打ち出し、高度専門職業人養成科目などの授業科目を大幅に増やす等、社会の要求に応え、適正に運営を続けるよう努める。

〈7〉 国際協力研究科

キャンパス移転などの状況を考慮しながら、国際化、地域連携化、教育融合化などの発展方策を中期的視野から検討することが必要である。

4. 根拠資料

省略

Ⅱ－3 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

(1) 医学部

<教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用>

教育目標の達成に向けて学修した知識の理解度を深めるため、基礎医学系科目では、講義と実習を一体としている。臨床系の科目においても、臨床実習中に、その科目の到達度を評価するため、随時、口頭試問が行われている。

クリティカル・シンキングの訓練として、PBL チュートリアルのカリキュラムが1年次と3年次に設定されている。このカリキュラムでは、学生自ら学習した内容について、学生同士の質疑応答を行うことにより、自己学習する上で入手した様々な情報に対して批判的な見方を養うことを期待している。

英語による授業は、1、2年次の英語の講義のうち、外国人講師が担当している者に関して行われている。従って、英語の授業の開講率は、2%である。

<履修科目登録の上限設定、学習指導の充実>

医学部において、自由選択科目は第2外国語のみである。ほぼすべてが必修科目であるため、履修登録科目の上限設定はしていない。

<学生の主体的参加を促す授業方法>

学生の主体的参加を促すカリキュラムとして、1年次にプレチュートリアル、3年次にチュートリアルのカリキュラム（いずれも PBL チュートリアル）をおいている。1年次のプレチュートリアルでは、学生は少人数のグループに分かれ、それぞれのグループ内で、与えられたテーマに沿って、自ら問題を設定し、学習し、その成果を発表、質疑応答を行う。この中で、自らの知識の不足、理解の不十分なことを発見し、必要な知識は他者から与えられるのではなく、自ら学んでいく必要があることを認識することを期待している。また、3年次のチュートリアルでは、小グループで、実際の症例を題材として、講義で学んだ臨床医学の知識を使って解決することを試みる。これにより、自らの知識の不十分で浅いことを実感し、医師となるためには、縦割りの講義の知識を、横断的に組み立て直す学習が必要であること実感することを期待している。

医学部で行われる実習や演習は、いずれも学生の主体的参加を期待しているが、5年次に行われる臨床病理検討演習（CPC）や臨床実習（BSL）は、学生が実際の症例を検討したり、実際の患者さんに接し教科書の知識を現実とつきあわせたりする、主体性が何よりも必要なカリキュラムである。

〈2〉保健学部

〈教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用〉

各学科において、保健、医療に従事する専門職業人を育成する教育目標を達成するために、講義で基礎知識を身につけ、これをふまえて演習、実習（実験）に進行するような授業形態を採用している。

また教育指導方法として、学生100名～120名を収容できる講義室にPC、タブレット、スクリーン等を設置し、電子白板による授業ならびにアンサーチェッカーを活用しての講義を試みている。こうした授業のマルチメディア化は、一方向授業になりがちな大教室での授業を活性化し、学生の授業参加度を高めるなどの効果を上げる結果につながっている。また、文部科学省の私学助成金「私立大学教育研究高度化推進特別補助」を受けて看護学科の実習室にIT機器の導入をはかった。実習室のベッドサイドに設置した液晶ディスプレイにより、一斉演習時にも個別的な技術指導を組み込む事が可能となり、きめの細かい指導ができるようになった。IT機器導入後の看護技術習得度が上がっている事がその後の調査で判明している。

〈履修科目登録の上限設定、学習指導の充実〉

保健学部では1年間に履修登録できるのは50単位を限度として設定し、履修要目に明記している。

学習指導については次のような要領で行っている。まず新入生に対する履修指導は入学式前に、ガイダンス期間を4日間設定し、その期間に新入生の担任、教務委員、教務課職員によって、単位、時間割の立て方、資格関連科目の履修、履修登録手続き、図書館の利用方法等について説明している。また、2～4年次の学生に対しても、毎年4月、10月に担任、教務課職員によるガイダンスを行っている。個別の履修相談が必要な場合には、事務部教務課が窓口となって、随時、教務委員、学生部委員が対応し、学生が就学の目的を達成できるように支援している。また履修指導、生活指導などについて、教務部長・学生部長・担任・カウンセラーの連携を図り、必要に応じて保護者との面接を加えるなど個々の学生に応じた指導体制を強化している。

留年生に対しては、教務委員が担任となり、丁寧な履修指導をおこなっている。そして保健センターやカウンセラーと連絡を密にして、心身両面のケアをおこない、学生が学業を継続できるよう学科全体でフォローしている。

学生の相談や質問等には随時答えられるよう、各教員のオフィスアワーをホームページ上で公表し、学外からでも閲覧できるようにしている。また、オフィスアワー以外でも対応できるよう、教員のメールアドレスも公表し、適宜、連絡を受けられる状態にある。

<学生の主体的参加を促す授業方法>

教育方法の工夫として、社会が求めている人材や能力を、資格を通して具体的に把握できるようにして、学修の活性化を図っている。たとえば、特別演習を設けて、授業では取り扱えない様々な分野の課題を学習する機会を増やし、興味ある学生の自主的な学修を促し、また実習や演習が多く配当されている学年では、実習や演習を通して個々の学生を把握して学修の活性化を図っている。第4年次においては卒業研究（看護学科においては総合看護学実習）によって自主的な学習を促進すると共に、より高度な到達目標を設定できるように個別に指導している。

学生の主体的参加を促す授業形態としては、学生同士の討論をさせたりして教育効果を高めるための工夫をしている。また、次回の講義の準備としていくつかのキーワードを予習させ、授業の後半に小試験を課すなどして授業へ集中させ、また学習効果を適宜確認しながらの授業運営を行っている。

配付資料と板書による講義のような従来の方法だけでなく、先の述べたように講義室のIT機器を十分に整備している。また本学部では平成18年度より、授業のIT活用として、学生の携帯電話を利用したCRVシステム(Catch the Real Voice of students system)（独自システム）も導入し、授業中にリアルタイムでアンケート、学習効果を見る小テスト、出席確認を行う試みを開始した。このシステムを有効活用し、リアルタイムで学生の授業理解度や貴重な声を捉え、即日、学生にフィードバックして、授業の質の向上に努めている。

実習・実験は個人またはグループで行う。多くの研究室において独自の实習要項を作成して、これを活用して実習の理解を高めるとともに、報告書や実習記録の作成指導を行っている。すべての教員が、大学らしい、しかも学生にわかりやすい授業をするために基本的な努力をしている。

(3) 総合政策学部

<教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用>

当学部では、学部の教育目標を達成するために、以下の3点に力点を置いている。第一に、初年次教育における基礎教養科目のひとつである「社会のしくみ」である。当講義は、各教員がオムニバス形式で講義を担当し、実際の社会問題を把握・分析・解決するために社会科学系学問分野がどのように活用可能か、および各学問分野がどのように相互に関連しているのかを学生に提示することを通じて、学生の問題意識を醸成するとともに、コース選択の際の判断材料を提供することを目的としている。第二に、2年次以降で履修可能な「学際演習」である。当演習は、異なる専門性を持つ複数の教員によって運営される少人数制授業であり、社会問題を多様な視点から考察すること、および学生が主体的に討論や成果発表を行うことを目的としたPBL型の演習である。近年のテーマとしては、「学園祭

で模擬店を経営する」、「法と経済学を学ぶ」、「日本の農林水産業を考える」などが挙げられる。第三に、2年次以降に履修される基礎演習および演習である。ここでは指導教員のもと、学園祭での研究成果発表、学内外におけるプレゼン大会、国内外における他大学ゼミとのインターゼミ、および卒業論文執筆に向けた研究活動などが活発に展開されている。

本学部でも教育方法の維持・向上のためにFD会議を定期的に行っているが、とりわけ初年次教育のあり方については、アンケートを用いて全教員から問題点や改善案に関する意見を広く募り、討議を重ねたうえで、学部の目標と整合的なかたちで教育の質を向上させるための取り組みがなされている。また教育目標を達成するために、学生からの授業評価アンケートをいち早くインターネット上で公開するのみならず、近年は、その情報の所在について学生に対して積極的に周知することを通じて、アンケート実施が形骸化しないような措置を採用している。

<履修科目登録の上限設定、学習指導の充実>

履修規定では、各セメスターで登録できる単位数は24単位を上限とすることが定められている。ただし、演習、卒業研究、特別演習および自由科目（教職科目、他学部設置科目など）は、この上限24単位には含まれない。また、第7および第8セメスターについては、年間の履修単位が48単位を超えないかぎりにおいて、1セメスターで36単位まで履修することができる。

学習指導については、初年次教育ではプレゼминаールの場合、2年次以降は基礎演習や演習の場を活用して、個別学生の学習意欲を最大限促進すべく担当教員が履修指導を行なっている。同時に、教務委員会および教務課による全学生向け（および留年者向け）の履修相談会も開催している。ゼミに所属していない学生についても、上述の非ゼミ生指導員が別途個別に指導を行なっている。また近年の取り組みとして、学生が履修科目を検討する際の材料を提供することを目的として、各コース別のモデル履修ケースを提示している。

「シラバス・履修要項」では、当該授業の内容を効果的に学習するための予習・復習の方法、推奨される参考文献等の提示を行っているほか、それらを第一回目の授業で再度伝える等の取り組みが行われている。また、授業前後の時間等を利用し、質問の時間を確保するよう努めている。

上記のとおり、現状の規定では、演習、卒業研究は各セメスターに履修できる単位の上限（24単位）に「含まれない」とされているが、現在、演習、卒業研究も単位の上限に含めるべく、規定の改定作業を行なっている。また、他学部設置科目についても、現状では単位の上限に含まれない自由科目として扱われているが、他学部設置科目のなかにも、当学部学生が学習することが有益であるものが少なくないことから、20単位を上限としてこれを卒業単位として認めると同時に、各セメスターで履修できる単位の上限に含めるべく、規定の改定作業を行なっている。

学習指導については、上記のとおり履修指導に力点が置かれているが、オフィスアワーの設置や学生への周知徹底など、授業外の学習指導についてはさらに改善の余地があると思われる。

<学生の主体的参加を促す授業方法>

学生の主体的な参加を促す授業方法としては、とりわけ学際演習をあげることができる。現在、すべての専任教員が担当する学際演習では、基本的にPBL型の授業を前提としており、学生による積極的な発言、リサーチ、プレゼンテーションを重視している。またそれぞれの授業での履修者数も30～40名程度であり、学生の参加を促しやすい授業環境にある。今後、学生による何らかの企画を実行するようなプロジェクト型の学際演習、あるいは学外での活動を積極的に行うフィールドワーク型の学際演習など、さらに学生参加型の授業を拡大していきたい。

(4) 外国語学部

<教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用>

外国語学部では教育目標の達成に向けた授業形態、講義と演習および実習を採用している。特に、英語学科、中国語学科においては、教育目標に掲げた「実践的かつ高度な外国語運用能力」を身につけるために、専門外国語科目だけでなく専門科目においても半数以上の科目が演習科目（1単位）として設置されている。

専門関連科目Aの学部共通科目として「基礎演習」を設置し、初年次教育におけるスムーズな学士課程への移行を実現し、また、「キャリア指導」「ホスピタリティ実習」「インターンシップ」などの実習形態の科目を設置し、キャリアデザイン能力や社会人力の養成に力を注いでいる。

外国語学部では学期制（セメスター制）を採用している。この学期制とは一年間を単位とした通年授業による学年制とは異なり、半年を単位とする学期（セメスター）ごとに授業が完結するものであり、春学期（春セメスター）と秋学期（秋セメスター）の二つの学期に分かれている。

授業時間は、下記の通りとなっている。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限	第6時限
9：00～	10：40～	13：00～	14：40～	16：20～	18：00～
10：30	12：10	14：30	16：10	17：50	19：30

<履修科目登録の上限設定、学習指導の充実>

各学期次において履修しようとする授業科目については、学期はじめの指定された期日に、所定の方法で履修登録をすることとなっている。

履修単位数の上限(キャップ制)に関しては、各学期に履修できる単位の上限を24単位(登録に当たっては、単位を修得するための学習時間を考慮し、20単位を目安に登録すること

が望ましい) と定めている。

専門外国語科目の「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「中国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」では、杏林大学外国語学部独自の「Practical English Program (PEP)」「Chinese for International Communication (CIC)」という実践的かつ高度な外国語能力を習得するためのプログラムを開発し、オリジナルテキストを使用して3学科共通の教育方法で教育を行っている。本年度は、「英語Ⅲ・Ⅳ」にあたるPEP2テキストの全面改訂を行った。

また、専門外国語科目などにおいては、授業科目の性質に配慮し、教育水準の維持・向上を図り適正人数(少人数)で行うよう、クラス指定を行っている。所属するクラスは、入学オリエンテーション時及び学期末に実施するプレズメントテスト(本年度はTOEIC-IP)の結果に基づき編成している。

英語学科では、「インテンシブプログラム」と呼ばれる、4セメスター時(2年次後期)に留学することを目標としたプログラムを本年度から導入した。通常20名前後の専門外国語科目のクラスを、プレズメントテストの成績上位者に対しては5名前後でクラス編成し、少数化を図ることによって教育効果を高めることにした。

中国語学科の専門外国語科目の「中国語」は、高校までに中国語学習の経験のある「既習者クラス」と経験のない「ゼロスタートクラス」の能力別クラス編成を導入し、効率的な語学力向上を図っている。

観光交流文化学科では、学科独自に専門科目Aとして「観光基礎演習-1・2」(2年次)というゼミナールに相当する科目を設置し、3年次後半に開始される就職活動を見据えて、キャリアデザイン能力の開発、学生個々の希望進路にあわせた社会人基礎力の養成に注力している。

<学生の主体的参加を促す授業方法>

学生の主体的参加を促す授業方法として、多くの科目で、アクティブラーニングの方式を導入したり、CALL機器を使って多彩な授業展開をしている。また、教育課程の編成・実施方針で明記してあるとおり、「ゼミナール1・2・3」(5・6・7セメスター)を必修化することによって主体的な学修を求めている。ゼミナールを履修した学生は、「卒業論文・課題指導」(8セメスター)を履修した後、学部FD委員会が主催する「卒業論文・研究報告会」での発表を行っている。ゼミナールは、1ゼミあたり平均10名以下のきめ細かい指導が行われている。

また、主体的な学修を促進する方策として、外国語学部では、日本語教育関連(日本語教師養成)プログラムと教職課程を設置している。

日本語教育関連(日本語教師養成)プログラムは、外国語学部のすべての学生が選択できるプログラムで、外国語としての日本語を教えるのに役立つ、日本語、日本語教育、異文化理解教育等に関する専門科目を設置し、日本語ネイティブだけでなく、日本語ノンネ

イティブで日本語教師を目指す人にも学びやすい内容となっている（「履修要項」「Ⅷ 諸資格」参照）。また、英語学科英語教育コースでは、定められた科目を修得すると、「英語」の中学校教諭・高等学校教諭の各一種免許状を取得することができるよう教職課程科目を設置し、主体的な学修を促進している。

〈5〉 医学研究科

〈履修科目登録の上限設定、学習指導の充実〉

履修科目数の上限は設定していない。これは、教育目標「当該領域に関する高度な専門知識・技能を含む豊かな学識を備える」人材を育成するため、自由に多くの専門知識を獲得することを勧めているためである。

指導教員がほぼ1対1で指導しているため、学生の研究・学習の進捗を十分に把握できている。

〈学生の主体的参加を促す授業方法〉

大学院での研究活動はもとより、授業科目も一人の講師が少人数の学生に対して講義を行うため、学生の主体的参加が不可欠となっている。

〈研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導〉

大学院入学時に「研究計画書」に研究課題、研究計画の概要を、研究体制を含めて記載し、大学院教務委員会に提出させている。入学後は、各学年末に研究の進捗状況を報告させている。指導教授は、各学年末に、学生に面談・試問を行い研究の理解度を評価し、報告する。これらの報告はすべて大学院教務委員会に提出され、この委員会において点検される。学位論文提出の18ヶ月前に「研究報告会」で学位論文作成の進捗状況を報告させている。これらのシステムにより、研究、学位論文の作成を、研究計画に沿って行われているか、検証している。

〈6〉 保健学研究科

〈履修科目登録の上限設定、学習指導の充実〉

履修科目数の上限は設定していない。これは、高度な専門知識・技能を含む豊かな学識を備える人材を育成するため、多くの専門知識を獲得することを奨励するためである。

学習指導を充実させるための方策の1つとして、各セメスターの終了時に研究の進捗状況を報告する「研究報告会」を大学院教務委員会が主催して開催している。これは院生自らの研究の中間的なまとめをする場であるとともに、発表やディスカッションの仕方を訓練する場としても機能している。また他の院生の研究内容についても知ることができ、教員間、院生間及びその双方の学問的刺激を誘発させる場でもある。なおこの研究報告会では研究成果が出ているかを性急に問うことはせず、研究目的や方法、結果の統計処理など

を十分理解できているか、結果の解釈に必要な知識の修得ができているか等の確認が主体である。

また院生は自分の研究内容を発表することにより、指導教員以外の多くの教員および院生の意見を聞くことができ、又研究方法等に関するアドバイスなども可能になる。研究の遅れに対しては、指導教員に対し注意・助言を与える機会でもある。

なお、論文要旨発表会を最終セメスターでは論文審査に先立ち、論文要旨発表会を開催し、討論に十分な時間を割いている。

<学生の主体的参加を促す授業方法>

保健学研究科では実験ないし調査が研究方法の主体となるため、各院生に見合った研究方法についてマンツーマンのかたちで個別指導を行っている。単に研究業績を追い求めるのではなく、自立して様々な観点から問題点を整理し、解決する能力（問題解決能力）の育成を目指し、科学的な根拠に基づいた論文の作成法を院生一人ひとりにきめ細かく指導し、院生がより主体的に研究活動に取り組める方法を取っている。

八王子キャンパスの保健学専攻と三鷹キャンパスの看護学専攻の院生が共通の科目を受講できるよう、遠隔授業システム構築のための準備としてweb対応機器を購入し、運用の準備を進めている。

<研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導>

入学後に、研究指導教員が担当する院生についての研究教育計画書を作成し、指導教員、学生、および大学院委員会が保有することを義務付けている。これにより、在学期間内に何をどこまで明らかにするのかという予定を院生、指導教員、大学院委員会の3者が共有でき、その後の研究進捗状況を確認する根拠になる。

(7) 国際協力研究科

<履修科目登録の上限設定、学習指導の充実>

履修科目数の上限は設定していない。国際協力研究科の理念は、「国際社会において発生する様々な問題を、法律、政治、経済、文化交流、言語、医療、保健衛生、技術などの多くの側面から学際的に把握し、理論的かつ実証的に問題を分析・考察しつつ、その解決に向けて、同時代人の責任としてどのような貢献をなしうるかを考究する」ことであるため、学際的に多くの知識を獲得することを進めているからである。また、指導教員一人当たりの担当学生数が比較的少なく、副専攻（論文指導Ⅱなど）を含めて個別指導が充実しているため、学生の研究進捗状況を十分に把握できている。

<学生の主体的参加を促す授業方法>

国際協力研究科では、教育目標の達成のため、学生が学期中交互にレポート発表を行い、教員を交えた学生同士の議論を中心に授業が進んでいる。

<研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導>

学生が入学時に修了までの履修計画書を指導教授と共に作成し、それに基づいた研究計画を指導教授が立てて、研究指導・学位論文作成指導を行っている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

(1) 医学部

<シラバスの作成と内容の充実>

毎年12月に翌年度の科目責任者及び講義担当者によってシラバスが作成される。このシラバスには、教育の基本方針、学習内容、学習目標、準備学習の内容、成績評価の方法・基準が記載されている。これにより、学生が当該講義の目的の把握、単位取得のための方針を理解できるようにしている。また、講義で使用する教科書、所持することを薦める書籍、図書館で使用を薦める書籍を記載し、学生の自主学習の助けとしている。

シラバスには、すべての講義時間に対して、講義のテーマと講義内容を記載し、講義の見通しを把握すること及び準備学習をしやすくしている。

このシラバスは、医学部公式ウェブサイトにも掲載され、公開されている。

<授業内容・方法とシラバスとの整合性>

シラバスには、「学生は」が主語となるような形式で、学習目標が記述されている。また、準備学習についても詳細に記載されている。これらにより、学生が講義の目的を理解し準備学習が出来るように工夫されている。シラバスの内容を十分に履行するため、医学部においては、休講は極めて少ない。やむを得ず休講とする場合、或いは授業計画に変更が必要な場合、土曜日或いは第5時限目以降に補講の時間を確保することが可能となっている。

(2) 保健学部

<シラバスの作成と内容の充実>

シラバスは「保健学部履修要目」として学生全員に配布されているとともに、Webシラバスとして学外からも閲覧できる。開講科目について①授業概要、②到達目標、③授業計画、④準備学習、⑤テキスト、⑥参考書、⑦成績評価の方法、の各項が記載され、科目群で共通の様式としている。

<授業内容・方法とシラバスとの整合性>

前述の内容を記したシラバスによって教員の講義のねらい、計画が明確になり、学生が履修科目を選択する際の参考となり、あらかじめ受講計画を立て、効率良い学習をすることができる。また教員もシラバスの記載内容に沿った授業を展開すること、そして学生に

準備学習をさせた上で授業に出席することを説明し、学生と教員の双方にシラバスが有効活用されている。また、学生による授業評価アンケートにおいて「授業は概ねシラバスにそって行われていた」との質問項目を設け、当該授業の講義内容が、シラバスどおりであったか否かを学生自身に評価されている。この結果は各担当教員にフィードバックされると同時に、ウェブ上で一般公開されている。

〈3〉 総合政策学部

＜シラバスの作成と内容の充実＞

シラバスは「履修要項・シラバス」という冊子に記載され、学生に配布しているほか、ウェブ上でも閲覧可能となっている。シラバスでは、科目別に、授業概要、到達目標、15回分の詳細な授業計画に加えて、準備学習の方法、授業時間外の学習に関する情報、教科書、参考書、評価方法が記載され、学生にとっての手引書として活用されている。

大学に対して学生が各種提言を行なうことを目的としたゼミナール連絡会キャンパスライフ部会より、シラバスの使い勝手について、「現行のものは分厚くて重すぎる。結果として持ち歩くことが困難であり、一部の学生は読んでいない」といった指摘を受けている。シラバスの重量化は、内容面の充実の頭れでもあるが、教務委員会ではこの指摘を真摯に受け止め、使い勝手の良いシラバスのあり方について検討を行っているところである。例えば、現在は一体化されている履修要項とシラバスを別の冊子とすることで軽量化を図る、担当者別、曜日別の索引を設けるなどして使い勝手の改善を図るといったことも検討する必要がある。同時に、ウェブ上のシラバスについても、携帯電話に対応した見やすいインターフェイスのあり方を模索するなど、学生にとってのアクセシビリティを高める努力を継続的に行なっていく必要がある。

シラバスの内容面については、各科目を履修することの「意義」の更なる明確化・透明化が挙げられる。現行でも、各担当者の裁量で、「授業概要」や「到達目標」の欄に当該科目を履修する意義に関する記載がなされている場合もあるが、記載方法に統一感がないほか、必ずしも学生目線でクリアな説明がなされていないケースもある。今後は、当該科目を履修することで養われる能力、あるいは現実社会で当該知識をどのように活用可能か、シラバスのなかでさらに明示化し、当該科目を履修する前 (Before) と、履修した後 (After) で自分がどのように成長できるかをイメージしやすいような情報を統一的に提供するという取り組みが必要であろう。

＜授業内容・方法とシラバスの整合性＞

当学部では、教員と学生との契約として、シラバスどおりに授業を実施することが義務づけられている。また、この実効性を更に担保するために、学生による授業評価アンケートにおいても、「授業は概ねシラバスにそって行われていた」という質問項目が含まれてお

り、当該授業で実際に提供された講義の内容が、シラバスの記載どおりであったか否かが、学生が目線で評価されることとなっており、その結果は各担当教員にフィードバックされると同時に、ウェブ上で一般公開されている。

上記のとおり、学生による授業評価アンケートにおいて、授業とシラバスとの整合性の確認は行われているが、この点につき著しく低い評価を受けた教員に改善を促すための実効性ある措置は事実上担保されていない状況にあり、改善の余地が残されている。

〈4〉外国語学部

〈シラバスの作成と内容の充実〉

外国語学部のシラバスは、「開講開始年度」「授業コード」「担当教員」「科目」「授業概要」「到達目標」「授業計画」「準備学習」「テキスト」「参考書」「評価方法」「URL」「備考」の各項目で構成されている（「講義要綱（シラバス）」）。

「授業計画」には全15回の授業内容が記載され、「到達目標」「準備学習」「評価方法」などの必要記載事項を満たしている。

〈授業内容・方法とシラバスとの整合性〉

シラバスに沿った授業が概ね展開されていると推測できるが、「学生による授業アンケート」に授業内容・方法とシラバスの整合性を確認する項目がなく、検証手段が整備されていない。

〈5〉医学研究科

〈シラバスの作成と内容の充実〉

シラバスは全科目について、記載されている。その内容は、担当教員、教育目標、年度別の到達目標、授業科目、講義・演習の教育目標と時間割、実験・実習の教育目標と時間割、専門分野共通科目の教育目標と時間割、成績評価の方法、教科書・参考書である。

シラバスは学生に配布される大学院要項に掲載されている。また、医学研究科公式ウェブサイトでも公開されている。

〈授業内容・方法とシラバスとの整合性〉

少人数で行われる大学院教育であるため、学生の理解度や研究の進捗などを勘案して、必ずしもシラバス通りに授業を進めず、柔軟に対応している。

〈6〉保健学研究科

〈シラバスの作成と内容の充実〉

シラバスは全科目について、毎年作成されている。その内容は担当教員、講義概要、学習目標、授業計画、評価方法であり、必要事項を満たしている。

＜授業内容・方法とシラバスとの整合性＞

保健学研究科のシラバスについては、学部の講義とは異なり受講する院生が少ないため、15回分の講義内容を細かく設定するのではなく、教育目標とそれを達成するための凡その講義内容のみを明らかにし、院生の理解度を確認しながら適宜講義内容の変更を加えている教員が多い。そして毎年、担当教員による内容の見直し、追加修正を行い、授業内容に医療・保健・福祉を取り巻く環境の変化に応じた新たな知見を盛り込む工夫が施されている。しかしながら、シラバスとの整合性については、各教員に任されており、客観的な検証手段を持っていない。

〈7〉 国際協力研究科

＜シラバスの作成と内容の充実＞

シラバスは全科目について、記載されている。その内容は、科目名、担当教員、開講学期、授業概要、到達目標、セメスターの授業計画、準備学習、テキスト、参考書、成績評価の方法、外部リンク、備考、である。シラバスは学生に配布される「ガイドブック・講義要項」に掲載されている。また、大学の国際協力研究科公式ウェブサイトでも公開されている。

＜授業内容・方法とシラバスとの整合性＞

少人数で行われる大学院教育であるため、学生の理解度や研究の進捗状況などを勘案して、必ずしもセメスターの授業計画通りに授業を進めず、柔軟に対応している。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈1〉 医学部

＜厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）＞

成績評価の方法は、医学部修学規定に明示され、厳格に行われている。生成期評価は、以下のように規定されている。通常講義においては、定期試験の点数が100点満点評価で60点（60%）以上の者を合格とする。定期試験を不合格となった者は、1度だけ再試験を受けることが出来る。この試験が60点（60%）以上で合格とする。実習や演習、PBL チュートリアルでは、平素の成績やレポートを用いている。それぞれの評価方法は、教授要目に明示されている。これらの成績を加味し、総合判定成績評価を、A、B、C、D（Dは不合格）の4段階で行っている。総合判定はAが100～85点、Bが85～70点、Cが70～60点、Dが60点未満とし、Dを不合格としている。

一科目でも不合格判定（D判定）を受けた者は、原級にとどまる（留年する）ことになる。同一学年に2年を超えて在籍することは出来ないため、原級に2年を超えて留まらなければならない場合は、退学となる。退学の勧告は、主担任等が行っている。成績不良者には、担任が注意・勧告によって、可能な限り退学に至らないよう指導している。

<単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性>

すべての授業では、出席を取り、出席率を評価している。この出席率を持って、定期試験の受験条件としている。実習科目については、出席回数も成績評価の対象としている。

<既修得単位認定の適切性>

現在転入学を実施していない。また、他大学との単位互換制度は実施していない。

他大学での履修科目の単位は、60単位を超えない範囲で本学の履修単位とすることが出来る。医学部では、クリニカルクラークシップを国内外の大学および医療施設で行った場合、それを本医学部の単位として認定している。

(2) 保健学部

<厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）>

成績評価の方法は、履修要目に各科目ごとに明示され、厳格に行われている。成績は試験の点数および出欠状況等に応じて、授業科目ごとに以下の表のようになる。

区分	点数・出欠状況	評価	成績証明書	成績表
合格	100～85点	A	A	A
	84～70点	B	B	B
	69～60点	C	C	C
不合格	59～0点	D	/	D
	試験欠席			E
	出席不良	E		
科目認定			N	N

<単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性>

大学設置基準で定める単位制度の趣旨に基づき、単位認定が適切に行われているかどうか、すべての授業科目において、学部設置された教務委員会を中心に検証している。

<既修得単位認定の適切性>

他大学での既修得単位、および留学先での修得単位などの認定については、教務委員会において個々の学生について随時審議を行い、検討し、教授会で承認を受けた上で認定している。

日本赤十字あるいは消防署の救命救助に関する講習会を受講済の場合、救急救命学科を除き、その一部の履修を免除している。単位認定は「救命救助法」の科目となる。

また語学審査（実用英語技能検定試験、TOEFL iBT、TOEIC、実用フランス語技能検定試験など）で一定レベルに達している場合、あるいは杏林大学が交流協定を結んでいるカナダにあるランガラ大学への語学研修旅行の参加者には相応の単位数分の外国語科目の成績を評価認定し、履修免除している。

〈3〉 総合政策学部

〈厳格な成績評価（評価方法、評価基準の明示）〉

成績評価は、A、B、C、D（不可）、E（履修放棄）の5段階で行っている。総合政策学部では成績評価の目安となる点数として、A：80点以上、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満、と設定している。また進級条件を履修規定に明記し、これを満たさない者を留年（正確には、留セメスター）としている。すべての授業科目において、定期試験や授業中の小テスト、レポート、出席点などを総合的に勘案した上で、成績評価を行っている。

成績評価の基準については、「履修要項・シラバス」あるいは第1回目の講義などで、科目担当者が予め学生に公開し、担当教員と履修学生との間の「契約」としている。成績の評価については、各科目担当者の裁量権に含まれるものとして、担当者に一任している。各科目担当者はそれぞれ自らの基準に基づいて成績評価を行っている。

成績評価方法・基準を「履修要項・シラバス」などで学生に明示しているが、厳格かつ適切な成績評価方法となっているか検証・改善をさらに行う必要がある。平成25年度より、GPA (Grade Point Average) を導入することを検討している。より厳格な成績評価の手段となることが期待される。「不可」の科目の点数も加算されるため、これまでとは違った学生の評価が得られる。また、奨学金や授業料免除の対象者の選定基準として活用できるであろう。加えて、少子化時代の大学改革の一環として、学力指導の体系化に資すると期待できる。

また、学生の努力を正當に評価するためには、成績評価の区分を、現行のA、B、C、D、Eからより詳細なものに変えるべきではないかとの意見も少なくない。具体的には、Aより上の評価として、新たに、「S」を設けるという案が出ている。S：90点以上、A：80点以上90点未満、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満、というように目安となる点数を設定し、成績評価の区分をより明確にすることの是非についても検討していく必要がある。

〈単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性〉

大学設置基準で定める単位制度の趣旨に基づき、単位認定が適切に行われているかどうか、すべての授業科目において、毎年度、検証と改善を試みている。本学部では近年、一定の資格取得やボランティア活動に対して単位を認定する試みを行っているが、単位制度の趣旨に基づき、単位認定の基準を慎重かつ厳格に定めている。また、単位認定を行う際には、当然のことながら、厳格かつ適切な成績評価の方法となっているかという点がまず前提となるが、同時に、学生の学習（予習と復習を含む）の時間が十分に担保されているかという点も重視し、検証と改善に継続的に取り組んでいる。

本学部では、春学期と秋学期のセメスター制を導入して以降も、単位認定の適切性につ

いて、大きな問題や混乱は生じていない。しかし、より厳格かつ適正な単位認定を実施していくため、教務委員会が中心となり、さらなる検証・改善を行う必要がある。特にプロジェクト型教育や参加型教育など、さまざまな新しい授業スタイルが模索される中で、厳格かつ適切な成績評価の方法となっているかという点との整合性をまず継続的に担保していく必要がある。

<既修得単位認定の適切性>

他大学での既修得単位、および留学先での修得単位などの認定については、現時点では、本学部ではまだ明確な規定はない。そのため、既修得単位の認定の適切性をできるだけ担保するため、該当する学生が発生した場合に、教務委員会で随時、審議し、単位をどこまで認定するか、慎重に検討している。

既修得単位の認定を希望する学生が少ない現状では、短期的には、そのための仕組みを性急に整える必要は必ずしもない。しかし、中長期的な課題として、より適切な既修得単位の認定を継続的に行うため、また大学のカリキュラムの「国際化」などに対応するため、既修得単位の認定について、明確な指針（ガイドライン）を提示する必要がある。教務委員会でまず審議を重ねた上で、本学部の教員の間で、コンセンサスを形成し、ガイドラインを提示することを目指していく。

(4) 外国語学部

<厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）>

外国語学部の成績評価は、下記の評価基準に基づいて行われる（「履修要項」「Ⅶ 成績」）。

(総合判定を 100 点とした場合の成績評価)

判定	合格			不合格	不能	認定
点数	100～80	79～70	69～60	59～0	出席不良等	
成績表に表記される評価	A	B	C	D	E	N
成績証明書に表記される評価	A	B	C	表記されない		N

注)1 「D」は上記点数のほか、定期試験を欠席した場合も同様とします。

2 「N」は単位認定制度により認定を受けた授業科目について表記されます。

3 「E」は原則として追試験及び再試験は受験できません。

成績評価方法に関しては、各科目シラバスの「評価方法」欄で学生に明示している（「講義要綱」）

<単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性>

大学設置基準で定める単位制度の趣旨に基づき、単位認定は、下記の通り行われている（「履修要項」「Ⅴ 単位認定」）。

学習の種類等	概 要	認定される 単位の上限	
入学前の既修得 単位等の認定	①既修得単位 本学入学前に他の大学、短期大学または専修学校で修得した単 位の認定	62	
他の大学におけ る授業科目の履 修等	②外国の教育機関への留学（3ヶ月以上の留学）	※	合計 60 単 位 まで
	③外国の教育機関への留学（海外研修） 海外の協定校等に休暇期間中に短期間研修留学し、所定のプロ グラムを修めたことによる単位の認定	※	
	④大学コンソーシアム八王子加盟大学間単位互換 大学コンソーシアム八王子における加盟大学間単位互換制度に よる単位の認定	8	
その他	⑤インターンシップ 企業などにおける実習・研修的な就業体験の成果に対して行う 単位認定	4	

<p>② 外国の教育機関への留学について</p> <p>(1) 原則として、本学に1年以上在籍した学生が留学できます。</p> <p>(2) 留学の期間は3ヶ月以上でなければなりません。</p> <p>(3) 留学期間は通算2年を超えない範囲で延長を許可することがあります。</p> <p>(4) 帰国後、すみやかに（原則として1ヶ月以内）単位認定に必要な書類を提出してください。</p> <p>(5) 留学によって得た単位全てが認定されるわけではありません。留学先との学事暦の違いによって学習期間の空白が起これ、4年で卒業できない可能性もあります。留学はリスクを伴う行動であることをよく認識してください。</p> <p>③ 外国の教育機関への留学（海外研修）の履修について</p> <p>(1) 参加し成果が認められた場合に単位が認定されます。履修登録は不要です。</p> <p>④ 大学コンソーシアム八王子加盟大学間単位互換について</p> <p>(1) 八王子地域の「大学コンソーシアム八王子」に加盟する大学と単位互換協定を締結しています。これにより、本学以外の大学で開講する所定の正規授業を、履修料等免除で受講し単位を修得することができます。</p> <p>⑤ インターンシップの履修について</p> <p>(1) 事前講義・事後講義の出席、実習先企業からの評価、レポートの提出・発表を総合して、その成果が認められた場合に単位が認定されます。</p>

<既修得単位認定の適切性>

インターンシップや学外での研修・実習をとまなう科目、ならびに留学先での取得単位の認定については、学修時間と成果について評価・算出基準を設けて、教務委員会で審査した上、厳密に実施している。

(5) 医学研究科

<厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）>

成績評価は、4段階評価（A～D）とし、A B C を合格としている。この評価の基準は、各科目の教区目標の達成度から、

- A：設定した教育目標を 85% 以上達成している
 - B：設定した教育目標を 70% 以上達成している
 - C：設定した教育目標を 60% 以上達成している
 - D：設定した教育目標が達成されていない（不合格）
- として評価している。

評価方法、評価基準は学修要綱に明示されている。また、医学研究科公式ウェブサイトにも掲載されている。

<単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性>

少人数に対する授業、研究指導であるので、講義への出席、授業の理解度の評価は充分に行われている。このため、単位認定は適切に行われていると判断できる。

<既修得単位認定の適切性>

他大学・研究所等での履修が可能であり、単位として認定される。単位の上限は10単位として、本医学研究科での単位とすることが出来る。

(6) 保健学研究科

<厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）>

成績評価方法については、研究科内で統一し、大学院要項に明示し、院生に周知し、基準に従って適切に単位認定を行っている。たとえば評価に用いる項目と割合を受講態度（20%）、レポート（40%）、口頭試問（40%）などのように提示している。それぞれの割合は科目によって異なる。またシラバスで設定されている学習目標それぞれについて、達成状況を100点満点で採点し、各学習目標の評価点数の平均をもって成績評価としている。

<単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性>

教育・研究指導の効果の測定は、授業についてはレポート、口頭試問もしくは筆記試験によって講義担当者が評価している。研究指導上の効果については、まず各セメスターの最後に行われる研究進捗状況の報告会において研究が順調に進行しているかを確認し、学

位論文の提出時に行われる学位論文要旨発表会によってその内容を公開した後、研究科委員会が選出した審査委員によって行われる論文審査及び最終試験がおこなわれる。

<既修得単位認定の適切性>

保健学研究科以外の研究科（医学研究科、国際協力研究科）および本学以外の大学院などの教育研究施設の授業科目を履修における単位認定については、保健学研究科長に申し出て研究科の承認を得た上で認めている（大学院学則第 22 条の 2）。ただしこの規定により履修した授業科目の単位数は上限 10 単位としている（大学院学則第 22 条の 3）。

〈7〉 国際協力研究科

<厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）>

履修科目の総合判定は、A、B、C、Dの4段階の評語で示される。各評語は、総合判定を100点とした場合、Aが80点以上、Bが70点以上80点未満、Cが60点以上70点未満、Dが60点未満を意味し、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。出席不良等により判定不能な場合の評語はEとする。成績評価の方法は、学生に配布される「ガイドブック・講義要項」に掲載されている。また、大学の国際協力研究科公式ウェブサイトでも公開されている。

<単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性>

少人数の授業や研究指導であるので、講義への出席、授業理解度の評価は充分に行われている。それ故、単位認定は適切に行われていると判断できる。

<既修得単位認定の適切性>

科目等履修生の取得単位認定は教務委員会の審議において厳格に行われている。他大学院・留学先での取得単位の認定は該当事例がなく実施していない。

〈4〉 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈1〉 医学部

<授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施>

授業内容・方法等の改善システムを整備について、学則において、“授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする”と明示している。これに基づいて、多くのFDが行われている。本年度の7回のFDが開催された。そのタイトルを以下に示す。

- プレチュートリアルチューター養成ワークショップ
- 客観試験問題作成技術習得

- 客観試験問題作成技術習得
- 総合試験問題ブラッシュアップ研修会
- チュートリアルチューター養成ワークショップ
- 成績評価及び試験制度
- 成績評価及び進級判定について

〈2〉保健学部

＜授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施＞

グローバル化の進展や少子高齢化による人口構造の変化、地域間の格差の広がりなど、社会状況が大きく変容している現状を踏まえ、このような時代を過ごし、今後社会に貢献する若者への高等教育を施すという大学の使命を考えると、問題を自ら発見し、それを解決する能力を身につけ、さらに生涯にわたって学び続ける力、主体的な思考力を持った人材の育成のために、知識の伝達に終わらない、能動的な学修方法を展開し、教育の質的転換を実践することが重要である。そのためにも定期的な点検評価は欠かせない。

そこで当学部では平成4年度に自己点検・評価委員会を組織し活動を開始し、平成5年度から「保健学部自己点検・自己評価報告書」を作成して結果を公表している。自己点検・評価は、各種委員会、課程、および教員の教育活動や研究活動などについて行っているが、教員自身による自己点検・評価のみならず学内で組織している委員会のほとんどがその活動の点検・評価を行っている。教育活動や研究活動についての点検・評価は、内容に立ち入ってまでの相互研鑽が難しいが、活動の実際を公表することによって向上を期している。教員自身の自己点検評価については、独自の評価用紙により行っており、年々改良を加えている。現在の評価用紙は、教育活動、研究活動、学内業務、社会活動の項目からなる。

本学における「教員の授業内容・方法を改善し向上させる取り組み」としてのFDは、各学部任に任せられ、形式的な取り組みにとどまっていた。大学全体での組織的取り組みの講演会開催などで終わっていた。しかし平成23年度から取り組み始めた、学習ポートフォリオの活用に向けての研修会をはじめ、これを導入しようとする取り組みを開始した。

〈3〉総合政策学部

＜授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施＞

授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究（FDなど）を定期的実施している。また他学部と合同で、FDの組織的研修・研究も定期的実施している。FD活動に関しては、個々の教員間で講義方法の創意工夫、シラバスの改善、私語対策、出欠席チェックの推進、ITの積極的活用法などが行われている。

本学部では、教員の授業の内容について、学期の終わりに学生からの授業評価アンケート

トを、全科目で行っている。その結果については整理を行い、科目担当教員に配るとともに、インターネット上で公開し、学生の科目選択の材料としているほか、担当教員の反省材料、次回に向けての改善の指針としている。

教育方法の改善のため、平成 19 年度からシラバスの形式と内容を抜本的に改革し、ウェブ上で開講科目の授業内容、授業計画、成績評価の方法、テキスト・参考書などが具体的に詳しく記載され、教員と学生との契約として、シラバスどおりに授業を実施することが義務づけられた。これにより、教員の講義方針や計画が明確となり、学生が履修科目を選択する際の手段となった。

〈4〉 外国語学部

〈授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施〉

外国語学部において、教育成果についての検証は、「学生による授業アンケート」を、毎学期、すべての科目において実施して、結果を公表するとともに、各担当教員にフィードバックし、教育内容・方法の改善に結びつけている。

授業アンケートの評価項目は、「出席」「授業態度」「復習」「意欲」の当該科目に対する学生自身の態度に関する 4 項目と、「授業時間」「板書等の見易さ」「教員の話し方」「授業のわかりやすさ」「教員の熱意」「静粛な環境」「学生への対応」「授業の満足度」の授業・教員に関する 8 項目の、合計 12 項目から構成されており、5 段階評価がされている。

授業の内容および方法の改善を図るために、外国語学部では F D 委員会を設置し、「アカデミア」と呼ばれる研究・研修会を定期的に行い、外部講師を招聘したり、専任教員が発表したりして、組織的研修を実施している。

〈5〉 医学研究科

〈授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施〉

組織的研修 (FD) は、医学研究科の教員はすべて医学部の兼任であるので、医学部の FD に参加している。

〈6〉 保健学研究科

〈授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施〉

保健学研究科では各授業の受講者が数名と非常に少ないこと、および 1 教授の研究指導学生数が少ないことから、在学中は無記名であっても学生が本音で評価をしにくいと考えられることから、平成 20 年度まで、院生による指導評価システムは導入されていなかった。そのため教育効果の検証、授業方法の改善について十分に検討され得なかったと考える。そこで、大学院教務委員会で検討した結果、修了時にアンケートを実施する方法を決定し、平成

23年度の修了学生から研究指導や授業等に関する自由記載のアンケートの実施を開始した。回答方法を数値ではなく自由記載の形としたのは、改善点を明らかにしやすいためである。

FDについては保健学研究科の教員はすべて保健学部の兼任であるので、保健学部と一緒にFD委員会を構成しており、定期的な活動をしている。研究科独自のFD活動としては、研究科としての研究指導力を充実させるために、平成21年度より年2回学生が研究の途中経過を報告する会を設け、他の多様な専門分野の教授が、視点を変えて、質問や助言を行っている。

また保健学部・保健学研究科における国内の大学、研究機関との共同研究は毎年10件程度であり、国内外の教育・研究機関との恒常的な教育研究交流が必ずしも組織的に行われている状況ではない。

〈7〉国際協力研究科

〈授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施〉

教育成果の検証は個々の教員によって行われているが、組織的には行っていない。授業の内容および方法の改善を図るためFD関連検討会を開催しているが、研究科全ての教員が学部所属のため、研究科独自ではなく学部のFDと一緒に企画・立案し実施している。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

〈1〉医学部

学部の教育方法について、現状を述べてきた。これらの現状に関し、次の指標に基づき点検・評価を行う。

○教育水準の維持・向上のため、FDの一環として教育内容・方法及び効果を定期的に検証し、改善につなげていく。【FD/SD 実行部会、各学部FD検討会】

○学生の学習意欲を促進させるために、適切な履修指導を行う。

○学生の主体的参加を促す授業方法を導入する。【PBL】

○シラバスの改善

○授業内容・方法とシラバスとの整合性を検証する。

○厳格かつ適正な成績評価方法となっているか検証・改善を行う

○授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究（FD等）を定期的に実施する。

○既修得単位、留学先での修得単位等の認定が適切に行われている。

・PBL チュートリアルは今年度で7年目を迎えた。医学部独自の試みもなされるようになって来た。このカリキュラムに意欲的に臨む学生も多く、学生の主体的参加の授業方法としては、評価できる。

・シラバスは、毎年度、科目責任者によって更新され、教育目的、実情に沿ったものとして、記述されている。

〈2〉保健学部

学生への適切な履修指導を実施するため、各学年には、学生約 40 名に 1 名の担任を配置し、きめ細かい指導をおこなっており、今後もこの体制を継続する。

〈3〉総合政策学部

効果が上がっている事項としては、やはり学際演習をあげることができるだろう。専門分野の異なる教員が一つの授業を担当することにより、学生は幅広い知識の修得が可能となっている。また学際演習では、グループワークやプレゼンテーションを活発に取り入れる授業スタイルであり、学生の参加意欲や学習効果を高めることに一定の貢献をしていると考えている。

〈4〉外国語学部

英語学科、中国語学科、観光交流文化学科の 3 学科体制が確立し、学科・コース再編の過程で抽出された学科独自の教育方法が実施され始めた。それまでの学部共通の教育方法、PEP・CIC の実践的外国語運用能力養成に焦点を当てた教育、語学クラスの少人数制、ゼミナールの必修化、海外留学・研修・実習の単位認定制度による推進など、教育課程の編成・実施方針に掲げた項目は、具体的方策によって一定の効果を上げてきている。各学科独自の教育プログラム、英語学科「インテンシブプログラム」、中国語学科「既習者・ゼロスタートクラス」、観光交流文化学科「観光基礎演習」の成果が待たれる。

〈5〉医学研究科

医学研究科の教育方法について、現状を述べてきた。これらの現状に関し、次の指標に基づき点検・評価を行う。

- 学生の学習意欲を促進させるために、適切な履修指導を行う。
- 学生の主体的参加を促す授業方法を導入する。【PBL】
- シラバスの改善
- 授業内容・方法とシラバスとの整合性を検証する。
- 厳格かつ適正な成績評価方法となっているか検証・改善を行う。
- 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究（FD 等）を定期的実施する。
- 既修得単位、留学先での修得単位等の認定が適切に行われている。

- ・大学院の教育システムは学習意欲や好奇心、研究意欲を満たすべく、講義・実習の編成がなされている。
- ・主体的に参加することが必須である。
- ・シラバスは、毎年改訂され、必要な情報を学生に提供している。
- ・授業内容は、学生の理解度などに鑑みて、シラバスと完全に整合せずとも、適切に勧められている。
- ・成績評価は担当指導教員によって定期的に行われ、大学院教務委員会がそれを確認している。また、最終成績である学位審査の方法は、複数の教員によって審査され、学内での公開発表会も行われている。これらから、医学研究科における成績評価の厳格性、適正性は保たれている。
- ・他大学、研究所などでの履修内容は、大学院学則によって、単位認定が行われている。

〈6〉保健学研究科

論文指導の考え方として、論文指導を授業科目として十分な時間を割き、また個々の院生の能力に応じたマンツーマンの指導体制により、本研究科の教育目標を適切に実行している。また各セメスターに開催される研究報告会では、大学院委員会および研究科委員会、指導教員および院生の間での学問的な刺激を惹起させるよい機会となっている。

平成 21 年度の大学院要項からシラバスの記載方法を大幅に改善し、学部同様に講義概要、学習目標、授業計画、評価方法を詳しく記述するとともに、複数教員担当科目については単位認定者を明示した。また成績評価基準も研究科で同一のものとし、大学院要項に明示した。

院生による指導評価システム導入については、平成 23 年度の修了学生から研究指導や授業等に関する自由記載のアンケートを実施し、改善点を明確にしたことで、教員は次年度の教育計画に修正を加えることが容易になった。

FD の組織的活動は、研究科の教授を学部の教授が兼担していること、また、学部の FD ・ 自己評価委員会と研究科の自己評価委員会の委員が一部重複していることから、学部のそれと協同して行っている。たとえば、FD 活動の一環として行われている教員自己評価においても、評価対象の中に研究科での活動や業績も含めている。研究科独自の FD 活動として、平成 21 年度より年 2 回学生が研究の途中経過を報告する会を設け、他の多様な専門分野の教授が、視点を変えて、質問や助言を行っている。このことは、学生のみならず指導教員にとっても有益である。さらに平成 23 年度から、本報告会での他教員の助言等を明確にするために、「助言・質問記載表」を作成し、学生に渡している。

保健学部・保健学研究科における国内の大学、研究機関との共同研究は毎年 10 件程度で、国内外の教育・研究機関との恒常的な教育研究交流が必ずしも組織的に行われている状況ではないが、実績は上がってきている。なお、韓国国立公州大学応急救助学科と教育研究交流

協定を締結し、平成 24 年度からは米国シンシナティ大学看護学部とも教育研究交流が行われる予定である。

〈7〉 国際協力研究科

履修計画や研究計画の作成とそれらに基づく研究指導と学位論文指導は教育目標の達成に効果を上げている。

授業（特論など）のシラバスは改善がなされ充実しており、それに基づく授業が展開されている。

成績評価がより厳格に行われるようになっている。開講科目などの適否を必要に応じ検討し、時代に対応した教育課程を実現している。

② 改善すべき事項

〈1〉 医学部

教育技能向上のための FD は、多く開催されている。しかし、教育水準維持・向上のための FD は殆ど行われていない。これまでに開催された FD においても、問題点の認識を共通化する目的のもで、問題点の検証やそれを改善する方法を検討する FD は開かれていない。

学習意欲を促進するための指導は、医学部においては、学生の目標は、「優れた臨床医となること」と明確であるため、重要度は低いと思われる。これよりも、医学部の教育目標を達成させるための指導に力点を置くべきである。

授業内容・方法とシラバスの整合性は検証されていない。授業方法改善のための FD は行われなかった。上記のように、特定のカリキュラムの教育能力向上のための FD が行われている。

〈2〉 保健学部

1. 教育方法の検証

- 1) 多くの資格を設定しており、複数の学科を有する学部であるので、同一学科だけでなく、他学科の教員間で教育方法について共有する場、時間を持ち、学士教育課程における教育内容としてふさわしいものか否かの点検評価を行う。
- 2) 教育効果の測定方法や教育方法の点検により、改善が認められない授業に関しては、教務委員と教科担当者が討議して授業の改善を考える。その際に教員評価（教育活動・研究活動・学内業務・社会活動）の結果も勘案し、教員の過重な負担がないか、偏りがなかなども含めて検討する。

2. 厳格な成績評価の仕組み

- 1) 履修単位の質を向上させるべく、単位数上限設定の趣旨は尊重する。今後は学生個々に応じて柔軟性を持った履修単位数の運用を検討する。
- 2) 成績評価に関しては、当面、現状の方法を継続する方針であり、担任を中心として、個々の教員がきめ細やかに学生を評価していくという方向を更に充実させる。

- 3) 成績評価基準については科目担当者の専決事項であるとする考えと、学部・学科で基本的な合意を得るべきであるとする考えがあるが、複数の資格を設定している学部であるので、ある程度の統一した評価基準のガイドラインを教務委員会で作成し、共有する対策を取る。

3. 履修指導

- 1) 成績不振や健康障害により休学あるいは卒業を延期した学生のプライバシーに関わる情報の取扱いや管理については、ガイドラインに沿って行っている。また教務部長・学生部長・担任・カウンセラーの連携を強化し、必要に応じて保護者との面接を加えるなど個々の学生に応じた指導体制を取っているが、これを継続していく。
- 2) Universal Passport(本学のWeb履修登録システム)をさらに活用して、学生からの目標設定、学生への課題提示など、双方が情報を共有することによって大学と学生との新たな形のコミュニケーションを促進することができるようシステムを改修することを検討する。
- 3) 継続的個別的に学生への履修指導を行う。またその指導状況は記録に残し、各学部の教務委員会と学生委員会が情報共有し連携することにより、教学面および生活面の指導・フォローを実施する。

〈3〉総合政策学部

学際演習については、これまで毎年度、教員の組み合わせを意図的に変更してきた。可能な限り、多くの教員が相互に異なる分野への理解を促進することを目的としたが、今後は一定の効果が見られた学際演習の組み合わせについては、複数の年度にわたって固定することも必要だと考えている。つまり、同じ組み合わせを継続させることにより、学際演習における経験や情報の蓄積が生み出されるからである。この点に関しては、平成25年度よりいくつかの学際演習については同じ教員、同じテーマでの実施を決定しており、その効果や影響について、さらに検討していきたいと考えている。

〈4〉外国語学部

授業方法・学習指導に関しては、平成22(2010)年3月に発表された「中期計画検討委員会報告書(杏林大学のクオリティを高めるために)」の中で提言されている下記項目を、学部内で速やかに検討すべきである。(【2】教育の質の向上を図る)

1. 少人数教育を推進する

学生の意欲を促し、学習成果を確実なものとするため、教職員と学生の双方向のコミュニケーションを密にすることのできる少人数教育を推進する。

- (1) 課題基盤型学習（PBL）を利用した少人数学習
- (2) ゼミナール形式の授業への1年生からの参加
- (3) Web利用による学生との学習コミュニケーションの促進
- (4) 学部を超えた混成小グループ教育

上記「1. 現状の説明」「2. ①効果が上がっている事項」で見たように、少人数教育はある程度の効果が上がっているが、提言で指摘されている4項目は、学部内での教育方法・学習指導において不十分な点であり、改善が望まれる。

また、複数教員による共通シラバスでの専門外国語科目においては、担当者の連携がより一層密接に行われる必要があり、非常勤講師との連絡や、個別に問題を抱えた学生への対応を引き続ききめ細かく行う必要がある。

英語・中国語の専門外国語科目、「基礎演習」などの必修科目だけでなく、他の演習・実習科目においても、少人数教育を推進すべく、適切な履修者数についての検討が行われるべきである。

シラバスに基づいた授業展開に関しては、授業内容・方法とシラバスの整合性を検証する手段である「学生による授業アンケート」の改善が求められる。

教育成果の定期的検証に関しては、「学生による授業アンケート」だけでは不十分であり、教育課程の編成・実施方針に明記しているとおおり、「学年ごとに外国語運用能力の目標を設定し、その達成度を検証するための共通テストの実施」を行う必要がある。英語に関しては、毎学期末 TOEIC-IP テストを実施しているが、結果を受けての学科、学年ごとの目標設定が行われていない。中国語に関しても、共通テストの実施、目標設定が必要とされる。

〈5〉 医学研究科

医学部で行われているFDに参加しているが、医学研究科独自の教育システムに関するFDは行われていない。

〈6〉 保健学研究科

授業内容・方法とシラバスとの整合性について検証するためのシステムについて整備する必要がある。また個々の教員が授業の中で各院生の理解度を確認しながら適宜授業計画を変更し、学修させていくよう努力する。さらに教員自身によるFD改善を目標とした自己点検を徹底する。

すでに輩出した修了生の意見を聴取しフィードバックすることや大学院独自のFD部会を設置し、大学院教育に関する定期的な検証を行い、課題の確認や共有化、教育方法の妥当性について再評価し、改善を進める。

現在準備中の遠隔授業システムの運用を始動させ、八王子キャンパスと三鷹キャンパスの院生が同時に科目履修でき、分野を越えた教員、院生のディスカッション等の可能な学修環境を整備する。

〈7〉国際協力研究科

カリキュラム上の論文指導時間を十分に確保する必要がある。

論文指導のシラバスの部分では、各コマについて具体的に記載することの難しさはあるが、改善の余地がある。成績評価の誤認をなくす。組織的かつ定期的に教育成果を検証する。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

〈1〉医学部

PBL チュートリアルも開始から7年が経過し、医学部カリキュラムの一つとして定着している。チュートリアル教育を経験した学生も研修医となっている。しかし、その評価については、いまだ明確に行われていない。評価可能な基準を策定し、チュートリアルの評価を行う必要がある。

〈2〉保健学部

CRV システム (Catch the Real Voice of students system) が講義に導入されて5年が経過する。学生が主体的に授業に参加するための取り組みとして有効であるが、IT教育が充実してゆく中で、講義の進行が速くなりがちであるために一方的な知識の提供になるなどの検討課題がある。知識の伝達のみならず、知識の人間的、全人的な位置付けを伝えるような教育理論を学部として確立するよう努力する必要がある。

〈3〉総合政策学部

可能な限り実践的な内容を授業に取り入れることは、総合政策学部が掲げる教育目標に近づく方策だと考え、これまでも学際演習などで実施してきた。今後はさらにこうした授業内容を充実、拡大させていくことが肝要であろう。

〈4〉外国語学部

3 学科体制が確立し、学部・学科の理念・目的を実現すべく、各学科で教育方法および学習指導方法の検討が行われているが、そこで得られた新しい知見、課題等を学部全体に還元

し、学部全体の発展につなげていく必要がある。具体的には、各学科所属の構成員から成る教務委員会、運営委員会、自己点検・評価委員会で検討していく。

〈5〉 医学研究科

無し

〈6〉 保健学研究科

院生による指導評価システム導入については、平成 23 年度の修了学生から研究指導や授業等に関する自由記載のアンケートを実施し、改善点を明確にしたことで、教員は次年度の教育計画に修正を加えることが容易になったことからこれを継続し、教員の教育研鑽を図る。

〈7〉 国際協力研究科

より教育効果を上げ、質の高い論文の作成に向けて、論文指導時間（コマ数）を増やす。論文指導のシラバスの部分について、研究・論文の進捗状況に対応できる記載様式を考案する。

他大学院との単位互換推進の是非を検討する。検証結果を教育課程や教育内容・方法に反映させる。

② 改善すべき事項

〈1〉 医学部

FD は開催されるが、単発的なものが多く、「教育水準の維持・・・」のような継続的に行われる必要のあるテーマについては、実施されていない。このような目的には、FD よりも、継続的に定期開催可能な委員会の方が適しているのではないかと検討が必要である。

授業内容・方法とシラバスの整合性は検証については、学生にシラバスの意味を十分に説明した上で、授業内容・方法がシラバス記載内容と一致しているか、学生のアンケートなどによる調査を行うことが望ましい。さらに、学生アンケート以外でも検証する方法を検討すべきである。

学生に対して、大学の授業における 1 単位の意味するところ（予習・復習の各 1 時間を含むこと）、すなわち単位制の意味について周知すべきである。

〈2〉 保健学部

授業形態と授業方法の改善として、学生の意欲を促し、学習成果を確かなものとするには、教員が学生と双方向のコミュニケーションを密にして刺激を与えることのできる少人数教育が、効果がある。そこで学生の学習意欲を高め学習成果を確かなものとするために、今後は

さらに計画的に少人数による教育方式を取り入れ、推進していく。この方針に沿って教育課程の編成・実施の改善・改革を進める。現状の IT を利用した学生とのコミュニケーションを緊密にすることで少人数教育を補強する。また学生から教員への双方向のみならず、学生間のグループディスカッションやディベート等も含めた多方向授業の工夫、また学生主体の授業となる PBL（問題基盤型学習）などを取り入れた能動的学修方法（アクティブ・ラーニング）の検討を行う。

教育改善への組織的な取り組みとして、保健学部の教員と総合政策学部、外国語学部の教員の教育における相互交流を進め、総合大学ならではの特色ある教育を推進する。例えば保健学部では、人文・社会科学系の教員による講義を増やすことで、学生は教養を高め、社会の仕組みを知るようになる。医療系の職業は各種の国家資格等が前提となるが、中教審答申が「各専攻分野を通じて培うべき学士力」として挙げている「多文化・異文化に関する理解力」や「コミュニケーション・スキル」などの汎用的技能、さらに「市民としての社会的責任感」を身に付けるのに役立つと考えられる。

大学の管理運営や教員の教育支援など職員の扱う課題が高度化・複雑化している中で、各部署において研修や業務改善の取り組みが行われるようになってきているが、部署の枠を越えて協力できる意識、学生の成長を教職員が一体となって支援するという教職協働意識を高め、職員についても学生の教育に携わる大学人としての自覚を促す SD（Staff Development）を強化推進する。

〈3〉 総合政策学部

現在、学際演習は2年次より履修可能であるが、今後は初年次のプレゼミナールにおいて、何らかの形で導入できないかと考えている。つまり、初年次から小グループでのワークやプレゼンテーション、あるいは何らかのプロジェクトの立案と実施などを経験することにより、総合政策学部が目標とする教育内容を効果的に修得できるのではないかと考えている。

〈4〉 外国語学部

全学的な中期計画実施委員会での方針を受けて、教務委員会、運営委員会で上記要改善項目に取り組み、発展につなげていく。

〈5〉 医学研究科

医学研究科が医学部とは独立した組織として、成績評価法、指導方法、大学院活性化など、医学研究科独自の FD の開催も検討すべきである。

〈6〉保健学研究科

職能開発のための広義での取り組みも不十分であり、教員の教育力向上という成果に直結しているとは言い難いため、今後は講演会形式のFDだけでなく、教員自身によるワークショップ、他大学の教員との切磋琢磨ができるような組織的な取り組みとして計画的に実施することが必要である。

〈7〉国際協力研究科

他大学院との単位互換推進の是非を検討する。検証結果を教育課程や教育内容・方法に反映させる。

4. 根拠資料

省略

Ⅱ－４ 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

(1) 医学部

＜学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用＞

医師養成に関する学習成果の指標として、全国の医学部が対象に行われている OSCE、CBT、医師国家試験が用いられている。医学部の教育方針・目標に沿った成果の評価は、ペーパー試験で評価可能な項目については、各学年で行われる試験において評価がなされている。ペーパー試験では評価できない教育目的については、評価が行われていない。

＜学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）＞

学習目標到達度を学生自らが評価するような自己評価、卒表の評価は行われていない。

(2) 保健学部

＜学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用＞

保健学部では、他学部在先駆けてH 21 年度より、成績評価にG P A制度を導入している。また、G P A制度については評価方法をシラバスに掲載し公表している。

G P A (Grade Point Average) とは、アメリカなどで広く採用されている客観的な成績評価システムである。G P Aはいわゆる高等学校の評定平均値のように、学業成績を総合的に判断する指標として利用され、日本の大学では奨学金の給付・貸与者の決定の際の基礎資料や個別指導に活用されることが多く、少数ではあるが、「進級卒業判定の基準」や「退学勧告の基準」として使用されている例もある。本学部では下記のように、学生の個別指導に利用することとする。

なお、G P A制度では一般的に5段階（合格：A、B、C、D、不合格F）評価ではあるが、本学部では当面の間、現行の評価（合格：A、B、C、不合格：D、E D、Eも評点0として計算に含む）注）を使う。また、教職課程科目など卒業所要単位に参入しない科目はG P A算出の対象としない。

区分	成績評価	評点
合格	A	4.000
	B	2.667
	C	1.333
不合格	D、E	0

G P Aの算出方法

$$\frac{4.00 \times A \text{の修得単位数} + 2.667 \times B \text{の修得単位数} + 1.333 \times C \text{の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数 (D、Eの単位数を含む)}}$$

(注：現行の評価)

本学部の教育上の効果の測定は、試験によって行うことを履修規定に規定している。試験は、平常試験、定期試験、再試験などとし、レポートの作成によって試験に換えることも容認している。学修の目標や評価方法をシラバスに記載して学生の勉学の便宜を図っている。

成績評価は、A（100点～85点）、B（84点～70点）、C（69～60点）、D（59～0点）の4段階で行い、Dを不合格としている。試験問題の難易度や評価については科目担当教員の裁量としているが、学生による授業評価の項目に試験方法についての項目を設けて、評価方法の妥当性を点検している。また、進級基準を各学年・学科で履修規定に定めて、これを満たさない者を留年としている。

<学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生の評価）>

学習目標到達度を学生自らが評価する自己評価システム（学生ポートフォリオ）の導入を目指しているが導入には至っていない。

学生による授業評価は、当初、授業のわかりやすさや質問への対応など15項目についての5段階評価を行っていたが、現在は、①学生自身の授業への参加度4項目、②教員の授業のやり方・学生への対応等、授業科目に関する8項目の合計12項目をマークシートによる5段階評価と、授業に対する学生の要望を書く自由記載からなっている。自由記載を除いた集計結果は、教科目毎にWeb上に公開して、学外からも閲覧が可能になっている。また、自由記載欄に書かれた学生の要望・意見は科目責任者に返し、授業改善の資料とするよう教員に要請している。また、履修学生40名以上の必修科目（演習・実習除く）において、学生による授業評価の総合得点が高い科目には、Teacher of the year 賞を設けており、H22年度は2名の教員が表彰された。

各国家試験については、看護師および保健師の国家試験はほぼ全員が受験している。看護師の国家試験の結果は、毎年ほぼ90%以上の成績を収めているが、100%には至っていない。保健師の国家試験は徐々に合格率が上がり93.7%であった。なお、助産師の国家試験では例年ほぼ100%である。

臨床検査技師の国家試験はここ数年、基本的な出題が多くなってきているため、全国平均も高く、これに相応して本学の新卒者の85～90%とかなりよい成績を挙げている。救急救命士国家試験においては、学生の試験に取り組む姿勢も良く、例年100%近い合格率を収めていたが、H22年度は89.4%に留まった。社会福祉士の国家試験は難しい国家試験の一つと言われており、全国平均も25%前後と低いが、本学部では35.7%であった。各国家試験の対策は4年生の6月頃から、各国試対策委員が中心となって行っている。また、年に3～6回程度の業者による模擬試験を行っているが、これらの結果は学生の指導方針を決定する上で重要な資料となっている。

学生の卒業後の評価として、就職先及び卒業生自身からの評価は特に行っていない。

〈3〉 総合政策学部

〈学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用〉

平成 23 年度は前年度に八王子キャンパスで開発した「プログレスノート」を第 1 学年次生にプレゼミナールで配布し、適宜プレゼミナールで使用することで、学生の学習成果を測定するための評価を行った。しかしながら当該「プログレスノート」は不十分なものであったので、新たに「学生ポートフォリオ」の開発を総合政策学部の学生委員会・教務委員会共同で行い、平成 24 年度から第 1 学年次生にプレゼミナールで配布し、使用している。

〈学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）〉

平成 23 年度は学生の満足度調査をゼミナール（3・4 年生）、基礎演習（2 年生）、プレゼミナール（1 年生）で行い、学生委員会で集計・分析を行い、また学生のカリキュラムに対する意見を求め、それらを学部の制度改革に生かした。

〈4〉 外国語学部

〈学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用〉

学生の学習成果を測定するための評価指標として、各種の外部検定試験（TOEIC、中国語検定試験、HSK、通訳案内士試験、世界遺産検定、旅行業取扱主任など）を用いている。独自の評価指標を開発するよりは、一般性・社会性の高い検定試験で代替した方が公表・公開に適しているためである。

〈学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）〉

学生の自己評価に関しては、「学生による授業アンケート」12 項目の中に、「出席」「授業態度」「復習」「意欲」の当該科目に対する自己評価項目 4 項目を設け実施している。

卒業後の評価（就職先の評価・卒業生評価）に関しては、キャリアサポートセンターで評価を分析・検証しており、専門関連科目 A の「キャリア指導 I・II」（2・3 年次）の授業内で還元されている。

また、学部の就職委員会が開催する「キャリアガイダンス」で、卒業生や一般企業から採用担当者等を招聘し、大学・学部・学科の教育成果をアドバイスとして直接学生に伝える機会を設けている。

〈5〉 医学研究科

〈学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用〉

研究の進捗については、各学年度末に「研究進捗状況報告書」を提出させている。また、指導教員と面接・諮問を行い、学生の理解度・研究の進捗状況の評価する。

学論文提出の 18 ヶ月前に、研究科教員が参加する「研究報告会」にて、研究の進捗状況の報告を行わせている。この発表会は、単に進捗状況の報告にとどまらず、指導教員以外

から様々な助言・指導を受けることにより、研究の広がり・深化を期待している。

〈学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）〉

各学年度末に提出する「研究進捗状況報告書」および「研究報告会」が学生の自己の研究を見直す機会となっている。卒業後の評価は、公刊された学位論文に対する様々な指標（引用回数など）、卒業後の研究成果により客観的に評価されている。

〈6〉保健学研究科

〈学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用〉

前述の保健学研究科の教育目標の達成に向けて、それまでの「保健学専攻」に加え、H20年度に「看護学専攻」を立ち上げ、教育課程を再編し、適切な教員配置の基に教育を行っている。学生は、学部から直接進学した者よりも、一旦社会に出て経験を積んだものや、特に看護学専攻では社会人入学の学生が多い。

保健学研究科では開設当初から募集人員を少なくし学生一人一人の希望と能力に見合ったきめ細かな対応を心がけ、各学生にみあうテイラーメイドの教育体制をとっている。また、論文作成においては担当教員がマンツーマンで指導している。学部の取り組みとして成績評価にGPAを導入しているが、大学院では積極的な活用には至っていない。

〈学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）〉

学生による授業評価、満足度調査は少人数教育を徹底していることもあり行っていない。

博士前期課程の修了者については、博士後期課程への進学、大学の教員、研究機関の研究者、専門看護師として病院に就職等、課程修了時にほぼ全員が決定している。博士後期課程修了者については、大学（当大学及び他大学）の教員となる者が多く、その他の学生も研究機関の研究者（ポスドクを含む）や一般企業の研究所に就職している。卒業後の評価は、公刊された学位論文に対する様々な指標（引用回数など）、卒業後の研究成果により客観的に評価されている。

〈7〉国際協力研究科

〈学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用〉

学生の学習成果を測定するための現在の世界的な標準的指標と考えられるGPA制度を2013年度より導入する。成績を従来のA（80点～100点）、B（70点～80点未満）、C（60点～70点未満）、D（60点未満）の4段階から、S（90点～100点）、A（80点～90点未満）、B（70点～80点未満）、C（60点～70点未満）、D（60点未満）の5段階に変更する。Dは従来どおり不合格である。この制度採用により、特に最上位の成績がより精細に評価されるようになるとともに、GPA算出法の特徴から、学生の履修科目選択への真剣みが増す。

〈学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）〉

学生の自己評価促進のためにはポートフォリオが役に立つ。ポートフォリオに関する教員対象の講習会も開かれ、その有用性については多くの教員が共通理解を持っているが、実施に関しては検討中の段階である。

学生による満足度調査は、修了時にアンケートを行う形ですでに導入している。

卒業後の就職先については指導教員が極力把握することにしており、一定の成果があるが、今後はさらに情報収集を、キャリアサポートセンターとの協力体制を整備する形で、システム化する必要がある。（特に帰国する留学生の把握に工夫が必要である。） その結果として就職先の評価も、現在に比べて、より適切に行うことができるようになる。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

〈1〉 医学部

〈学位授与基準、学位授与手続きの適切性〉

学位の授与の方針（ディプロマポリシー）が定められている。また、卒業判定は医学部修学規定に定められている。すなわち、卒業要件を“6年以上在学し255単位を修得”とし、この“卒業の要件を満たした者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する”と定められている。卒業認定を受けた者は学士（医学）の学位が授与されている。これらの規定は、学生が所持する学生案内に記載され、周知されている。

〈2〉 保健学部

〈学位授与基準、学位授与手続きの適切性〉

各学科の必要単位数は、臨床検査技術学科・臨床工学科・救急救命学科・健康福祉学科はそれぞれ124単位、理学療法学科125単位、作業療法学科125単位、看護学科134単位（H19年度以降入学生）、137単位（H21年度以降入学生）であり、シラバスに明記している。教育課程の項でも述べたように、必修科目の卒業要件単位数に占める割合は看護学科81%、臨床検査技術学科42%、保健学科・健康福祉学科19%、臨床工学科30%、救急救命学科31%、理学療法学科78%、作業療法学科82%ある。卒業の要件は、4年以上在学し、必修科目および各学科に定められた必要単位数をすべて取得し、それらの単位を含め、それぞれの学科における必要単位数以上の単位をしていることが必要となる。卒業の可否については、2月末に教務関係掲示板およびユニバーサルパスポートにて掲示している。

〈3〉 総合政策学部

〈学位授与基準、学位授与手続きの適切性〉

学位授与基準については、上述のように総合政策学部のホームページやシラバスにおい

て、教育目標とともに明確に公表されており、これらの基準に基づき、総合政策学部内において、学位授与手続きは適切に行われている。

〈4〉外国語学部

〈学位授与基準、学位授与手続きの適切性〉

外国語学部を卒業して学士の称号を得るためには、4年間（8学期）以上在学し、所属の学科（またはコース）ごとに定める単位を含めて、124単位以上を修得しなければならない（学則第39条第4項）。また、8年（16学期）を超えて在学することはできない（学則第17条第1項）。なお、必修となる授業科目、単位数その他の卒業要件は、入学時の規定が卒業まで適用されることとしている。

転・編入生の卒業要件については、杏林大学に転・編入学時に、原則として62単位の単位を認定し、入学後、4学期間以上在籍し、62単位以上を修得しなければならない。その単位の履修は以下の要件が課される。

- ①第5学期以降の必修科目は履修しなければならない。
- ②履修する学生の語学力によって、教務委員会が外国語科目の単位のとり方について指導する場合がある。その場合は教務委員会の指示に従うこと。

卒業認定の客観性・厳格性を確保する方策として、下記の進級条件を課している（「履修要項」「Ⅲ 卒業と進級」）。

(1) 通常の前進条件

第5学期への進級に際して、卒業に必要な総単位数のうち、62単位以上を修得していなければなりません。他の学期への進級には、1単位以上を修得していることが必要です。

(2) 留学期（留セメスター）

前項により進級の認定がなされなかった学生は留学期（留セメスター）とし、原級に留めるものとします。

(3) 進級できなかった場合の科目履修

留学期（留セメスター）の学生は、当該学期次の未取得科目を履修しなければなりません。また、そのほか、授業科目担当教員及び教務委員会が協議のうえ、次の配当学期の科目の履修を認める場合があります。

教務課と教務委員会からなる教務部にて仔細に進級判定・卒業判定を審議した上で、教授会で認定し、学位授与を行っている。

〈5〉医学研究科

〈学位授与基準、学位授与手続きの適切性〉

医学研究科の教育目標“医学医療の各領域に指導的な役割を果たすべく、当該領域に関する高度な専門知識・技能を含む豊かな学識を備えるとともに、自立した研究者として研

究活動を行うための基本的な研究能力を、自らの研究実施と論文執筆を通じて証明できること”に基づき、修了要件を大学院学則第26条の2に定めている。この要件を満たしたものに対し、学位論文審査および最終試験が課せられる。

〈学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策〉

学位審査および研究指導については、医学研究科学修要綱および医学研究科公式ウェブサイトにて公表され、その客観性、厳格性が担保されている。以下にその内容を記す。

医学研究科における研究指導体制は、当該専門分野の指導教授および指導教授に指名された1名以上の指導教員による複数指導体制をとっている。

学位論文審査は、指導教授推薦3名、研究科委員会推薦2名によって行われる。審査委員は、本研究科専任教員以外に他大学院や研究所の所属の研究者など学外審査委員をあてることも可能となっている。ただし、指導教授は審査委員になることが出来ない。

学位審査にあたり、学内での行われる公開発表会において研究発表が義務づけられ、審査の透明性が確保されている。学位論文審査にあたっては、8つの審査項目を設け、それぞれ5段階評価で審査を行い、全項目で3以上を満たした場合、合格とする客観的評価を行っている。審査結果は、研究科委員会に報告され、可否の判定が行われる。学位論文の要旨および審査結果は、杏林医学会雑誌に公表される。

(6) 保健学研究科

〈学位授与基準・学位授与手続きの適切性〉

学位論文審査を受けることができる者については当該課程の所定の単位を修得した者、あるいはこの条件を満たす見込みの者と研究科履修規程第6条に規定している。学位論文の審査基準については明文化されたものはないが、現在までの多くの学位審査の経験から、おおかたのコンセンサスが得られている。特に博士後期課程については顕著な研究業績を求めるのではなく、学位の質を確保（学位論文の主要部分を学会誌へ投稿：下記参照）しつつ、自立して研究活動を行うに足る研究能力とその基礎となる豊かな学識が修得できているかを論文審査および最終試験で確認している。なお修士および博士の学位は、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して授与される。これらの条件は学位規程、研究科履修規程に定められており、保健学研究科大学院要項で内容及び手続き方法を詳しく説明している。

平成22年度末現在までに、修士197名（保健学192名、看護学5名）に、博士（保健学）75名（甲種33名、乙種42名）に授与している。

学位論文（課程を経ない者の学位申請論文を含む）の要旨発表会を審査前に公開で十分な時間をとって実施しており、誰でも提出論文の内容につき質疑・討論に参加できる。

＜学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策＞

学位論文の審査委員は研究科委員会で選出されるが、審査の透明性・客観性を高めるため、審査委員は指導教員を除いた研究科委員会のメンバーから選出される。又必要に応じて研究科委員会以外の教員等に委嘱している（杏林大学学位規程第11条）。選出された審査委員は学位論文の審査及び最終試験を行い、その結果が研究科委員会において審議・了承され、学長が承認することによって学位が授与される。

なお博士論文については、学位の授与を受けた日から1年以内に学位論文の主要部分を査読制度をとっている学術雑誌に印刷公表することを義務付けることによって、一定レベルの授与基準を維持している。また課程を経ない者の学位（博士）申請については学位規程及び内規において規定している。その手続き方法の大部分は上記の課程博士申請と同様であるが、申請があれば随時審査が行われる点、研究歴及び語学試験により申請資格の確認をする点、及び予備審査を行っている点が異なる。研究歴については内規に規定してある。語学試験は毎年2回、大学院の入学試験と同一日に施行している。本審査に入る前の予備審査についても内規に定めており、研究科委員会で選出された予備審査委員によりその内容等につき、本審査に入って差し支えないレベルであるのかを審査している。なお紹介教授及び指導教授は、予備審査委員及び本審査委員から外れる規定になっており、これらの審査が透明かつ公正に行われるように配慮している。

予備審査の結果は、研究科委員会に報告され、その内容が申請者に報告される。なお予備審査で不受理、ないしは本審査のために大幅な訂正が必要、という審査結果の場合には、その理由を具体的に指摘し、申請者にも書面にて連絡するようにしている。

課程修了認定については、杏林大学大学院学則第6章：課程の修了要件に「在学期間においては特に優れた研究業績を挙げた者については前期課程、後期課程とも1年以上在学すれば足りるものとする」と規定されている。しかし保健学研究科においてはこの規定が適用されたことはない。

〈7〉国際協力研究科

＜学位授与基準・学位授与手続きの適切性＞

学位授与は、修得単位と提出された学位申請論文の審査および最終試験により適切に行われている。

＜学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策＞

学位申請論文は、3名の審査員によって審査され、さらにその審査結果を研究科員全員に配布したうえで研究科委員会にて学位授与審議を行うなどして厳格に行っている。博士後期課程では、学位論文作成のための研究経過の進捗を報告する中間発表を公開で複数回行っており、複数の教員がチェックを行う体制を構築するなど、厳格性が確保されている。また、論文審査に当たっては、外部の審査者による審査を必須の条件としている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

(1) 医学部

学部の教育内容の成果について、現状を述べてきた。これらの現状に関し、次の指標に基づき点検・評価を行う。

- GPA 導入について検討し、試験的に運用を開始する。
- 学生の自己評価システム（学生ポートフォリオ）の導入
- 学生による満足度調査（アンケート）の実施
- ・ 各講義科目、担当教員ごとに学生による授業評価を行っている（資料2）。これが、学生の授業に対する満足度の調査となっている。この結果は、担当教員にフィードバックされ、次年度以降の講義内容、教授方法の改善に役立てられる。
- ・ 特定のカリキュラム（新生オリエンテーションやチュートリアルなど）については、学生アンケートにより、その成果の評価が行われている。

(2) 保健学部

他学部在先駆けたGPA制度導入により、個人の学業成績が総合的に数量化されたことで、学生の個別指導の客観的な資料として活用できるようになったことは評価できる。

各国家試験の成績は全国平均を上回っており、合格率も年々上昇してきていることから一定の評価はできる。

就職については、保健学部学生のモチベーションは高く、明確な進路を持っており、さらに有資格者の強みから就職率は高いといえる。各学科の専門性（知識と技術）に加え、平成21年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」学生支援プログラムに本学の「初年次からの就業意識醸成・キャリアスキルアッププログラム」が採択された。具体的には、就業意識の涵養並びに就業基礎力の習熟度が1年次から4年次と段階的に図れるようにプログラムを構成し、就業意識開発演習、適職診断テスト、就職実践セミナー等を実施して就職マインドの醸成を図り、一方ではパソコンを用いたネットワーク活用によるスキル研修により就職基礎力向上に取り組んでいる。こうした取り組みの成果が反映された結果と考える。

保健学部では、各学科ともに卒業予定者の全員が卒業要件を満たして卒業できている。

(3) 総合政策学部

学際演習の履修率の向上にともない、卒業論文・研究の内容に関して研究分野の横断や広範化が進んでいる。また学生のボランティアや社会活動への貢献が見られ、そういった学生への表彰件数も増加しつつある。

〈4〉外国語学部

学生の学習成果を測定するための評価指標として、英語学科学生は3年次まで、中国語学科・観光交流文化学科学生は2年次までの毎学期末、TOEIC-IP テスト受験を課し、学習成果を確認している点は高く評価できる。他の検定試験は、現在は希望者のみの任意受験としているが、どの試験を評価指標として採用すべきか、またその試験の受験を強制すべきかどうか吟味する必要がある。

〈5〉医学研究科

学部の教育内容の成果について、現状を述べてきた。これらの現状に関し、次の指標に基づき点検・評価を行う。

- GPA 導入について検討し、試験的に運用を開始する。
- 学生の自己評価システム（学生ポートフォリオ）の導入
- 学生による満足度調査（アンケート）の実施
- 学位審査および修了認定の客観性・厳格性を検証する。
 - ・ 学位審査および修了認定は、修学要綱に明示され、それに基づき、客観的かつ厳格に行われている。
 - ・ 学生ポートフォリオによる自己評価は実施されていないが、他の方法による自己評価（「進捗状況報告書」および「研究報告会」）が行われ、十分機能している。
 - ・ 大学院教育評価システムとして、大学院生による教育評価のアンケートを実施している。

〈6〉保健学研究科

現行のシステムによって支障なく適切に行われている。

学位授与の状況については、院生全員が学位を取得しているので、適切な研究指導が行われているものと評価できる。

学位論文の書き方及び取得手続きに関しては保健学研究科大学院要項などで学生に対し十分に周知徹底されている。

学位論文の審査基準については、多くの学位審査の経験からおおかたのコンセンサスが得られているが、博士の場合には提出論文の主要部分につき査読制度を有している学術雑誌への印刷公表を義務付け、それも審査の参考とし、学術論文として一定のレベルを保つよう配慮されている。また指導教授は審査委員から外れるという規定により審査の公正性が保たれており、論文要旨発表会を公開で実施することにより、審査の透明性を高めていると評価できる。論文提出による学位申請（乙種博士論文）については、申請があれば随時審査を行っており、申請者に配慮されている。また予備審査の段階で不受理となった論文については、その理由を詳しく申請者にも伝えており、審査基準やその客観性が保たれているといえる。

審査体制については、規程が整備されており、公開での論文要旨発表会、審査委員による予備審査と本審査及び研究科委員会の審議と何段階にもわたって厳正に審査されていると評価できる。

〈7〉 国際協力研究科

学位審査・学位授与に関しては、博士前期課程・後期課程ともに客観性・厳格性を確保する手続きが遵守されており、客観性・厳格性の確保に効果を上げていると考えられる。

また、学位申請論文提出者は、提出後に公開発表をすることになっており、この緊張感が論文の質の確保に効果を上げている。加えて、博士前期課程の国際文化交流専攻では修士論文提出セメスターの早い時期に中間発表会が実施されており、客観的な指導を受けることができるなど、これも修士論文の質の確保に効果を上げている。

② 改善すべき事項

〈1〉 医学部

- ・医学部において、GPA 導入の検討、試験運用は行われていない。
- ・学生ポートフォリオの導入は検討されていない。

〈2〉 保健学部

学生の自己評価に関しては、学生ポートフォリオの導入には至っておらず、科目によっては授業の振り返りなどを取り入れている場合もあるが、全ては担当している教員が個別に行っており、学生へのフィードバックも各教員に委ねられているのが現状であるため早急な対策が望まれる。

授業評価では講義と演習とでは平均に大きな差がある事、一科目をオムニバス形式で複数の教員で担当している場合には、ひとりの教員の評価が科目全体に影響してしまい、各教員の評価に直接結びつかないなど、改善すべき課題がある。

〈3〉 総合政策学部

単位の修得状況が芳しくない学生に対して、出欠状況などを確認し、演習担当の教員等が、学生との連絡を試みて対応を行っているものの、こうした状態の学生に授業参加や学習を促すことが困難な状況にある。このような状態に陥る前に、なるべく低学年の段階から学習意欲の低下している学生の発見をし、学部として情報共有を密にしていくことが今後の課題である。

〈4〉 外国語学部

英語の学習成果を測定するための評価指標として、現在は TOEIC-IP テストのみを用いているが、留学を促進するためには TOEFL、IELTS を用いる方策もあり、受験促進方策も含め、検討する必要がある。

さらには、全ての科目・教育課程における学習成果を測定するための評価指標として、GPA の導入を検討すべきである。

学生の自己評価システムとして「学生による授業評価アンケート」を用いているが、調査票は当該科目で回収され集計されるために、学生の手許に残らない。「中期計画検討委員会報告書（杏林大学のクオリティを高めるために）」（【2】教育の質の向上を図る、3. 学生支援体制を整備する）の中で提言されているように、学生ポートフォリオの導入を検討する必要がある。

〈5〉 医学研究科

GPA 導入について検討していない。しかし、研究成果に対してのみ評価が行われる大学院教育において、このシステムは適していないので、導入の検討は必要ないと考える。

〈6〉 保健学研究科

学習成果の指標として GPA の導入、試験運用についての検討はされていない。

学生の自己評価システムとして、ポートフォリオの導入はなされていない。

平成 20 年から看護学専攻を加えた 2 専攻体制となり、学生の募集人員も増加したが入学者数は定員に満たないため、充足率アップにむけて方策を練り、学位授与の件数を増やすことが必要である。さらに、H 22 年より看護学研究科に博士課程が開設されたため、同様に学位授与に向けて取り組んでいくとともに定員については見直しが必要か検討していく。

〈7〉 国際協力研究科

記載なし

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

〈1〉 医学部

学生満足度調査の実施の必要性はあるが、教育機関としての使命と学生の満足度を調整して、より良い教育システムを作る必要がある。

〈2〉保健学部

G P A導入の活用例として、学科の成績最優秀者に対し卒業時に表彰する、本学の奨学金受給の選定等の資料としている。今後、教務委員会等を主体としてG P A値の低い学生への学習面の指導強化および国家試験対策へと繋げていく必要がある。また、卒業判定や退学勧告等の基準値は今のところ定めていないので検討が必要である。また、本学のG P Aは4段階評価であるため、一般的な5段階評価が適用できるようなシステムの導入を検討していく必要がある。さらにG P A値の活用として、今後は単年度の評価にとどまらず経年的な評価も行い学生の教育指導に役立てていく。

国家試験合格率については、4年間の教育成果として合格率100%が求められるため、達成できた学科は合格率の維持、達成できていない学科は、国家試験合格への意欲が低い学生への指導強化、国家試験対策の見直し、さらに補習だけではなく、精神的なサポート体制作りの推進など、国家試験委員会を中心に更なる対策が必要である。

就職率は看護師を除き、病院への臨床検査技師は徐々に厳しくなっている。臨床検査センター、企業（医療機器メーカー、製薬会社など）、環境保健系への就職支援が今後の課題である。健康福祉学科においても、基本的に教員採用試験正規合格は厳しく、競合大学が増加している。幸いにも、常勤講師、私立学校での採用数が多いが、将来的に検討の余地がある。社会福祉士課程の学生の就職志向は、メディカルソーシャルワーカーを目指す学生が多いが、求人が少ない。救急救命学科および臨床工学科においては未定者が1～2割みられ、この原因として著名な病院等に集中して応募し不合格となるケースが増加したことなどが考えられ、今後、就職先の選定に対する指導を行っていく。また、前に述べたように、社会に有用な人材を輩出するという社会のニーズに応え得る実践的能力を身につけた学生を育てること主たる目的として「初年次からの就業意識醸成・キャリアスキルアッププログラム」を推進していく。そのための施策として就業意識の向上と就業実務能力向上をめざしたキャリア教育の充実を図ることを中軸に据え、知識教育だけにとどまらない体験学習を織り込んだ総合的な学習プログラムをプランし、最終的には就職率の向上につなげることに狙いを置いて展開していく。就職講座は既に多くの講座が開設されているが、学部独自に更に教員、公務員の特別講座を充実させる。また、現在実践している「超音波検査実践技術講習会・学校保健実践研究会・同窓保健師の会」の卒業後教育（含む地域貢献）のさらなる活性化を図る。

〈3〉総合政策学部

学際演習の履修率の向上という段階を経て、今後はより内容の充実が求められる。2012年度のP B L型学際演習の導入をはじめとして、ディベートやフィールドワークなどより多様な学習のスタイルを導入していくことを計画している。

〈4〉 外国語学部

英語の検定試験に関しては英語学科、中国語の検定試験に関しては中国語学科、観光関連の検定試験に関しては観光交流文化学科が主体となって、学習成果評価指標としての妥当性を検討し、教務委員会、運営委員会で試験実施方法、集計・分析方法、教育方法への還元方法を考案していく。

〈5〉 医学研究科

特記事項なし

〈6〉 保健学研究科

課程修了認定についてはどのレベルの論文が、学則に謳っている「特に優れた研究業績」にあたるのか、研究科内でコンセンサスを得るため、教員相互のミーティングを定期的に設定するとともに研究科委員会で検討していく。

〈7〉 国際協力研究科

特記事項なし

② 改善すべき事項

〈1〉 医学部

- ・学生ポートフォリオの導入において、医学部の学生自らの現状を評価し把握する手段として、これが適切であるかどうか検討が必要と思われる。導入に際してもポートフォリオによる自己評価が、教育目標の達成に有効に機能しているかどうか検証する方法も十分に検討も必要がある。
- ・GPAの結果をどのように利用するか（進級判定、卒業認定、能力別クラス編制など）を検討が必要である。他の評価方法と比較検討も必要である。

〈2〉 保健学部

学生の自己評価に関して、学生ポートフォリオの導入には至っていないため、大学での修学に迷いが生じがちな1・2年次生に対しての導入が早期実現できるよう準備を行う必要がある。教員との面談を通じて学生自身が、1・2年次における短期目標を設定し、自らがそれを達成した足跡をポートフォリオに記し、大学在籍時のキャリア形成のプロセスを明確にしていく。これにより、学生の将来に対する不安を軽減し、かつ3・4年次への方向性を定める手段とする。

学生満足度調査に関しては、学生による授業評価アンケートや教員評価を教育力の向上に役立てるような仕組みを作ることも重要である。

〈3〉 総合政策学部

初年次教育としてのプレゼミナールによって、大学生活・学業への対応ができていない学生に対しての対応をおこなってきた。一方で、学年があがり演習の担当教員が変わることによって、学生情報（学生生活・学業成績など）の引継が必ずしもスムーズにおこなわれているとは言い難い。今後は、教員間の学生情報の共有化を密にし、成績不振者の減少を図ると共に、優秀学生のさらなる飛躍をさせることへの取り組みが必要である。

〈4〉 外国語学部

GPA の導入に関しては、学部単独では実施できないので、他学部における学習成果指標としての妥当性も考慮に入れながら、全学的な委員会で審議・検討していく。

学生ポートフォリオに関しては、中期計画実施委員会、他学部の動向を受けながら、学部の運営委員会、自己点検・評価委員会で、内容とともに、学生利用の便宜を考慮した媒体（紙、インターネット、モバイル端末）選択を検討していく。

〈5〉 医学研究科

特記事項なし

〈6〉 保健学研究科

成績評価についてはG P Aによる絶対評価のみならず各学生の教育目標に応じた質的な評価をしていく必要がある。学生による評価については、ポートフォリオをはじめとする自己評価方法や卒業後の第三者評価も含め、教育評価体制及び内容等の検討を行っていく。

また、標準終了年限未満での課程修了要件についての具体的な内容を大学院教務委員会等で審議していく。

〈7〉 国際協力研究科

成績評価の客観性を高めることが課題であるが、これはG P Aを2013年度より導入することで改善できる。ただ、学部と異なり、G P Aを進級判定や修了認定、能力別クラス編成に活用するということは考えにくいので、大学院としての活用のしかたを大学院独自の視点から検討をしていく必要がある。

また、学生の自己評価のためのポートフォリオ導入も、大学院として活用できる内容を検討し、それに沿う形で実現することが望まれる。

学生によるより詳細な授業評価の実施や、修了後の動向を把握するための適切な体制作りが望まれる。

4. 根拠資料

省略

外部評価委員会による評価結果

平成23年度自己点検・評価報告書に基づく外部評価

<概要>

杏林大学は1966年に杏林学園短期大学を設置し、その後、1970年に杏林大学医学部（三鷹キャンパス）、1979年に保健学部、1984年に社会科学部（現・総合政策学部）、1988年に外国語学部（上記3学部は八王子キャンパス）を創設し、この間、医学研究科、保健学研究科、国際協力研究科の大学院3研究科を併設、さらに医学部付属病院、看護専門学校を擁する総合大学として今日に至っている。

I. 理念・目的

杏林大学の建学の精神は「真・善・美の探求」である。「真」は真実・真理を極めるための学問を行うことを意味し、「善」は倫理観を持った良き人間性・人格を形成することであり、「美」は真理に対して謙虚に学ぶ姿勢を持ち、他人を尊重し、自らの身を持するに厳しく、美しいものを美しいと感じる感性を磨くことである、としている。これらの探求を通じて人間形成を図り、国家と人類社会の交流と繁栄に役立つ有為の人材を育成することが全学的に探究すべき共通の理念・目標である。この建学の精神と理念・目的は各学部・各大学院研究科を横断して共有されており、また、各学部・各大学院研究科はそれぞれの理念・目的を定めており、それが各学部・各大学院研究科の個性化の確立と促進を可能にしている。このように、建学の精神と理念目的を全杏林大学コミュニティが共有・実践しようとする努力が取りも直さず杏林大学の存在と営為の基盤となっていることがうかがえる。この点は高く評価されてよい。ただ、参考資料として配られた、「中期計画実行委員会 自己点検・評価報告書」に、「大学院の学生を確保することは喫緊の課題である」（5頁）、「文系2学部の志願者が大幅に減少している」（6頁）とあり、杏林大学の理念・目標が受験生やその保護者、企業等、社会のステークホルダーに十分理解されているか否、周到に分析し、上記の問題の原因を検討する必要があるだろう。このように大学の理念・目標を明確化し、それに沿って、具体的な教育課程、授業科目を見直していく努力を通して大学の魅力を増し、受験生の確保に繋がる戦略を考えなければならない。

Ⅱ. 教育内容・方法・成果

Ⅱ－１. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

医学部においてはその公式ホームページに教育目標が掲げられ、その具体的内容は「杏林大学医学部教育における到達目標」として、「医学部各学年の授業要目」に明記されている。保健学部と同学部7学科の教育目標も保健学部履修要目および公式ホームページに記載されている。総合政策学部は同学部と総合政策学科及び企業経営学科の教育目標を定め、これらをすべて修得したと認められる学生にそれぞれの学士号を授与している。外国語学部は英語学科、中国語学科、観光交流文化学科を擁し、それぞれの理念・目標を学則に明記し、各学科の目標を達成するために準備された諸科目を学則別表に挙げて、学位授与要件を満たしたものに学位を授与することを明記している。

各大学院研究科はその修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標を大学院要項及び大学院ホームページに掲げている。

上記のように、各学部・学科、大学院においてはその教育目標・学位授与の方針・教育内容がホームページその他を通じて公表されている。しかし、それだけで良しとするわけにはいかない。今日の大学は、学生によって、その教育能力を評価され、選ばれる時代に入っている。また、大学に対して影響を与えるものとして企業の存在を無視することは出来ないが、その企業は学生が大学で何を学んだかを見て学生を採用するようになっている。学生や企業の評価に耐えられなければ、大学の高邁な教育理念・目標もその役目を果たすことは出来ない。したがって、大学の教育目標は学生、及び企業等、つまり社会のステークホルダーに理解され、彼らの期待に応えうる具体的なものに還元されることも必要である。教育目標を明確にし、それに沿って、教育課程、授業科目の位置付けをする事が必要であろう。学内的にも、教育目標の具体的な内容である「到達目標」及び「習得すべき学習成果」について教職員や学生の間で十分な周知がなされているか否について、検証をする必要がある（医学部）。

総合政策学部の「社会のしくみ」や「学際演習」といった特色ある科目を分野横断的に教員が協力して開講しているのは評価できる。

Ⅱ－２. 教育課程・教育内容

各学部・各大学院研究科とも順次性のある授業科目の体系的配置に努力しているように見える。医学部における一般教養科目は第1年次に医療科学に統合され（医療科学A）、第3年次に医療科学Bを学習する。英語は医療情報の国際化に対応すべく、第1・2年次での必修に加え第3年次、第4年次でも必修化した。医学部の総単位数は必修科目252単

位であるが、その中で一般教養科目は52単位(20.6%)、基礎医学科目63単位(25.0%)、臨床医学科目137単位(54.4%)である。一般教養科目としての医療科学は第1・3年次に配置されている。保健学部の一般教養科目は人文・社会科学系、自然科学系、言語学系、体育学系から構成されており、学問の多様性を認識することを第一の目的にしている。専門領域ではそれぞれの学科において取得可能な資格が配列されている。総合政策学部では基礎教養科目において「読解力演習」、「文章力演習」、「計算力演習」、「国語力演習」、「近現代史論」、「社会のしくみ」等を開講し一般社会常識として就職試験・資格試験で必要になる知識・能力を身につけさせている。専門科目は「専門基本科目」と「専門発展科目」から成る。外国語学部では必修科目、選択科目、選択必修科目、自由科目を開講し、授業科目を学則別表にリストしている。各大学院研究科ではコースワークとリサーチワークのバランスに配慮した科目構成になっている。

ところで、授業科目の配置と履修の仕方については、「専門性」と「学際性」の間のバランスの問題がある。すなわち、学生が勉学を進めていく中で自分の履修分野の「専門性」(特定分野への深い学び)と「学際性」(複数分野への広い学び)をどうバランスさせるべきかの問題である。例えば、総合政策学部では、政治、経済から、法律、国際関係、保健、福祉まで、幅広く専門科目を提供し、これらの科目を多様な視点でとらえ、適切な解決を考える力を養う、とされている。しかし、現実には、違う分野からの複眼的な考察、あるいは学際的対話が成り立つためには、まずもって、それぞれの分野の専門性を身に付けなければならないが、一つの分野の専門性を身に付けるだけでも、今日、複雑化・高度化した当該分野をどこまで学べば専門性を身に付けたと言えるのか、が定かではない。学際性は、複眼的視野にしる、他の専門分野との対話にしる、やはり異質な考えをぶつけ合う体験を通じて発達するものであり、双方向の対話、討議が不可欠である。演習やゼミナール等の充実が必要となろう。このように「専門性」と「学際性」を両立させ、統合させることができるような、具体的教授法の追求と確立がなされる必要がある。

また、教育課程・授業科目・教育内容を概観する時、多くの学科で資格試験を目指した教育に主眼が置かれている傾向にあることがわかる。それが学部、大学院の本来の教育の在り方を歪めてはいないか、について検証する必要がある。

II-3. 教育方法

各学部・各大学院研究科とも教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)に工夫を凝らしている事がうかがわれる。医学部では基礎医学系科目において、講義と実習の一体化を図っている。臨床系科目においても臨床自習中に学習達成度を評価するため、随時口頭試問が行われている。1年次と3年次には学生の主体的授業参加を促すため

にチュートリアル（1年次はプレチュートリアル、3年次は少人数のチュートリアル）を実施している。保健学部では1年間の履修単位の上限を50単位としている。講義のIT化をすすめ、CRV(Catch the Real Voice of Students System)を導入しリアルタイムで授業に関するアンケートを行い、小テストによる学習効果の確認や出席確認などを行っている。総合政策学部では1年次学生を対象とした「社会のしくみ」を開講、2年次以降に履修可能な「学際演習」を開講している。その他、2年次以降に基礎演習及び演習への参加が可能になっている。履修規程では各セメスターの履修上限は24単位である。シラバスの内容も当該授業の内容を効率的に学習するための予習・復習の方法、参考文献の提示などを含んでいる。外国語学部では専門外国語科目だけでなく、専門科目においても半数以上の科目が演習科目（1単位）になっている。学生の主体的授業参加を促すためにCALL機器を使った多彩な授業を行っている。医学研究科では履修科目数の上限は設けていない。授業は教員と学生がほぼ1対1で指導している。各学部・各大学院研究科はシラバスの作成と内容の充実には細かな配慮をしている。シラバスにはすべての講義時間に関して、①授業概用、②到達目標、③授業計画、④準備学修、⑤テキスト、⑥参考書、⑦成績評価の方法、等が記載されている。シラバスを充実改善させることによって、講義のテーマと講義内容を記載し、講義の見通しを記載して学生の主体的学習を支援していることがうかがわれる。評価報告書によれば、課題基盤型学習（Project-Based Learning = PBL）による少人数教育の高い教育効果が報告されている。PBLや「学際演習」等を実施する場合、教員の過重負担にならずに必要な教員の配置が可能かという問題や、担当教員が同時に複数出席するのか、オムニバス方式で、教員相互の連絡調整が円滑に行われるか、といった問題がある。特に、教員間ではお互いの教え方に干渉しないという不文律的なものがある場合が多く、これが学生の目には、ばらばらの視点で授業が行われているという印象を持たれることになる。逆に、従来型の一人の教員が行う演習でも、教員自身に自らの専門性だけでなく、その応用としての課題解決、そして、それに必要な学際性を十分に自覚して、その準備をして臨めば、専門性を踏まえての学際性だけに、学生には学んだことの理論的基礎と実地の応用がよく理解できることになる。このように、教育上の工夫と教育力の具備が教員側に求められる。

II-4. 成果

成績評価に関しては試験の点数及び出席状況などを厳しく精査して行なっている。評価に基準はA(100～85点)、B(84～70点)、C(69～60点)、D(59～0点:不合格)、E(出席不良)等となっており、GPA換算が一定の計算式を用いて行われている。例えば、Aの評点は4.00、Bは2.667、Cは1.333を与えられている。D、Eは不合格であり、評点は0点である。学生による授業評価は12項目について5段階評価を行っている。授業に

関する学生からの要望も自由記載できる。評価の集計結果は教科ごとにWeb上に公開する。しかしながら、成績評価に関しても、現実には学生の授業出席率が低く、期末試験時にはレジメやノートをコピーして、短日間、試験勉強し、試験結果に成績をつけられて科目履修を終了するというケースが多いのではないかと。これでは、4年間の在学中に身に付けるべき学術力が不十分であるばかりでなく、企業にとってもそのような大学生活を送ってきた学生を採用することに躊躇することも頷けることである。教員側としても、このような受講態度で済むような授業をする事には責任の一端があり、反省するべきであり、授業改善が強く求められる。それが大学が責任を持って学生を社会に送り出すことに繋がっているのである。

<総評>

- ・各学部・各大学院研究科を通じて建学の精神、理念・目標が共有されていることがうかがえる。ただ、その検証がなされていない。
- ・教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などは明確に記載されているが、具体的な授業科目や授業内容の中にどのようにして還元されているのかを検討する必要がある。
- ・全学的にプログラムや授業の実施・改善にPDCAサイクルの考えを援用していることは評価できる。しかし、PDCAサイクルの内、C(Check－検証)の部分が不十分である印象を受けた。このことは次の段階であるA(Action－検証を受けた後の修正Action)に繋がっていないこと、すなわちプログラムや授業の改善が一過性のもので継続的ではないことを意味している。
- ・報告書は全体として表現が冗長でまとまりに欠ける箇所があり、繰り返しや重複が見受けられた。部局間で、報告書の文言の統一化や調整などが不十分であったことも推測されるが、やはり各学部、各大学院研究科ごとに報告書を作成しているのであるから同一の文言が繰り返されることは好ましくない。

総じて、今回の「平成23年度 自己点検・評価報告書」は幾つかの問題点が指摘されたにせよ、内容的には自己点検・評価上必要なもの諸点を満たしている。本報告書を精査して外部評価を行った委員として、この報告書作成の任にあたった担当の方々の努力を評価したい。本評価で述べられたコメントを参照し、次回の自己点検・評価作業に役立てていただければ幸いである。

【参考】

外部評価を実施するにあたり、外部評価委員からの質問に対し、以下のとおり回答した。

記

1. GPA 換算の計算式で B に 2.667、C に 1.333 の評点を与えている根拠は何か。

【回答】

GPA 制度では一般的に 5 段階（合格:A を 4 点、B を 3 点、C を 2 点、D を 1 点、不合格:E を 0 点）評価であります。本学は 4 段階評価であるため、学則改正をして 5 段階にするまでの間、単純に GPA の満点である 4 点を 3 等分し、次のようにしました。

合格 : A - 4.000、B - 2.667、C - 1.333 不合格 : D - 0

なお、本学では平成 25 年度より、全ての学部、研究科において GPA 制度を導入いたしました。

2. 外国語学部のシラバスに「授業コード」を記載するとあるが（74 頁）この説明をお願いしたい。他学部では同様のコードが採用されているか。

【回答】

「授業コード」は、学生が WEB 履修登録を実施する際の授業科目に付されたコードです。学部・学科・区分等で分けられておりますが、その内訳は学生に公表はしておりません。「科目ナンバリング」のような意味は持たせてなく、科目の管理番号と捉えていただければと存じます。八王子の 3 学部（保健学部・総合政策学部・外国語学部）では共通のシステムで管理しておりますので、他学部においても同様なコードを付しております。ただし、学部によって多少の考え方が異なっております。

以 上